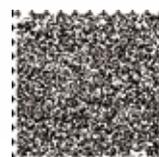


蕨市障害者計画 第4期蕨市障害福祉計画

「障害のある人とない人が、
地域でともに支え合うまち わらび」



平成27年3月



はじめに

本市では、平成21年3月に、障害者基本法に基づく障害者施策の基本である「蕨市障害者計画」と、平成24年3月に障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの提供体制の確保や施策を具体化するための実施計画である「第3期蕨市障害福祉計画」を策定いたしました。



この間、計画に基づき、重度心身障害者医療費の窓口払い廃止の対象者拡大や、多機能型事業所「スマイラ松原」の定員拡充、更には、市有地を活用して事業者を公募し、整備を進めてきた障害者グループホームがいよいよ本年4月に開設されるなど、障害者福祉の推進を図ってまいりましたが、このたび、2つの計画が平成26年度をもって計画期間の満了を迎えることから、新たに平成27年度から6年間の「蕨市障害者計画」と3年間の「第4期蕨市障害福祉計画」を策定いたしました。

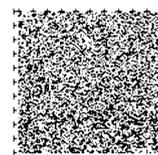
この2つの新しい計画は、平成23年8月に改正された国の障害者基本法や平成25年4月より施行された障害者総合支援法など、法律や制度の変化に対応しながら、基本理念として掲げた「障害のある人とない人が、地域でともに支え合うまち わらび」に向け、障害のある方への支援のいっそうの充実を図っていくためのものです。

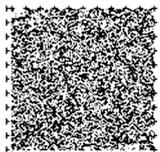
昨年4月にスタートした「コンパクトシティ蕨」将来ビジョンでは、「みんなにあなたかくだれもが住みやすいまちをつくる」をまちづくりの重点方向の一つとして掲げておりますが、蕨市の強みである、豊かなコミュニティを活かしながら、障害がある人もない人も、高齢者や子供たちも、だれもが自分らしく生き生きと、そして安心して住み続けられるまち蕨の実現に向けて、本計画の推進に鋭意努力してまいります。

おわりに、この計画の策定にあたり、障害のある方とご家族をはじめ、多くの市民の皆さんに「アンケート調査」にご協力いただいたほか、障害福祉関係団体や蕨市障害者計画等策定懇談会委員の方々には、貴重なご意見・ご提言をいただきました。ここに厚くお礼を申し上げます。

平成27年3月

蕨市長 頼高英雄

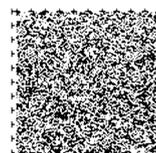




§ 目 次 §

第1部 総論

第1章 計画の概要	3
1 計画策定にあたって	3
(1) 計画策定の背景	3
2 計画の位置付けと期間	8
(1) 計画の位置付け	8
(2) 計画の期間	9
(3) 計画の対象者の範囲	10
3 基本的な考え方	11
(1) 基本理念	11
(2) 基本方針	12
(3) 施策の体系	14
(4) 基本的視点	22
(5) 重点施策	24
第2章 障害者（児）の現状	29
1 障害者数の推移	29
(1) 身体障害者	30
(2) 知的障害者	31
(3) 精神障害者	32
2 障害福祉サービス等の利用状況	33
(1) 障害福祉サービス	33
(2) 地域生活支援事業	35
3 地域資源の状況	37
4 福祉に関するアンケート調査	38
(1) 調査の概要	38
(2) 障害のある人への調査	39
(3) 一般市民への調査	58
5 団体ヒアリング	60

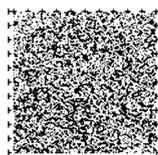


第2部 障害者計画の施策展開

基本方針Ⅰ ともに支え合う地域へ	65
基本目標(1) 障害者の人権の尊重	65
基本目標(2) 理解と交流の促進	68
基本方針Ⅱ 安心して暮らせるまちへ	73
基本目標(1) 情報提供の充実	73
基本目標(2) 相談体制の充実	75
基本目標(3) サービスの質の向上	77
基本目標(4) 人材の育成	79
基本目標(5) 安全な地域づくり	80
基本方針Ⅲ 誰もが参加できる社会へ	83
基本目標(1) 雇用・就労の促進	83
基本目標(2) 豊かな地域活動の促進	87
基本方針Ⅳ 地域での自立支援の充実	89
基本目標(1) 地域生活を支えるサービスの充実	89
基本目標(2) 日中活動の場の充実	93
基本目標(3) 暮らしの場の確保	96
基本目標(4) 保健・医療との連携	98
基本目標(5) 療育・教育の充実	102
基本方針Ⅴ まちと心のバリアフリー	107
基本目標(1) あらゆる社会的障壁の解消	107

第3部 第4期障害福祉計画（障害福祉サービス及び地域生活支援事業の見込み）

1 障害福祉サービスの全体像	113
2 平成29年度における目標値	118
3 障害福祉サービスの見込み	123
4 地域生活支援事業の見込み	129
5 障害児支援の取り組み	134
6 地域生活支援拠点等の整備	135
7 サービスの確保策（円滑な運営に向けて）	136
8 障害福祉計画の進捗管理について	137
参考 障害保健福祉圏域	140

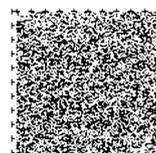


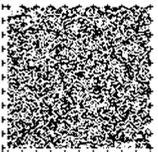
第4部 計画の推進

- 1 計画の推進のために 143
- 2 推進体制の整備 143

第5部 資料

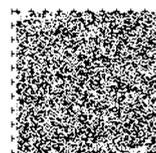
- 1 蕨市障害者計画等策定懇談会設置要綱 147
- 2 蕨市障害者計画等策定懇談会委員名簿 148
- 3 蕨市障害者計画等策定庁内連絡会設置要綱 149
- 4 蕨市障害者計画等策定庁内連絡会委員名簿 150
- 5 計画策定経過 151

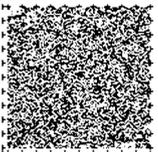




第 1 部

総 論





第1章 計画の概要

1 計画策定にあたって

(1) 計画策定の背景

蕨市では、平成21年3月に、障害者基本法に基づく「蕨市障害者計画」と、障害者自立支援法に基づく「第2期障害福祉計画」を一体的に策定し、その後、平成24年3月には第3期蕨市障害福祉計画を策定し、蕨市の障害者施策を総合的に推進してきました。

この間に、知的障害や精神障害のある人の増加に加えて、高次脳機能障害や発達障害のある人、さらには難病患者への支援の必要性が高まる等、障害者福祉の対象は大きく広がってきています。

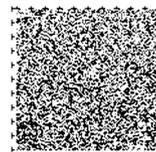
また、障害のある人が、必要な支援を受けながら、誰からも差別されることなく、就労や社会活動に参加し、地域の中で自立して生活できるようにしていくために、改めて、障害のある人の人権を尊重することの重要性が浮かび上がってきています。特に、障害のある人への虐待に関しては、障害のある人の人権擁護の必要性を、広く社会に認識させることとなったといえるでしょう。

こうした社会の動向を受けて、国では平成24年6月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）を制定し、障害者の範囲に難病等を加えたほか、新たな福祉サービスを導入する等、多様化複雑化する障害者福祉のさまざまな課題の解決に向けて取り組んでいこうとしています。

また、平成23年6月には、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が制定され、同年7月に改正された「障害者基本法」では、差別禁止の中に「合理的配慮」という概念が盛り込まれることとなりました。

さらに、平成25年6月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が成立し、続いて、平成26年1月には、「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）が批准され、障害のある人の人権擁護に向けての法整備は、急速に進んでいます。

こうした障害者施策の改革期にあって、蕨市は、ここに「蕨市障害者計画及び第4期蕨市障害福祉計画」を策定し、あらゆる障害のある人が、住み慣れた地域で自立して、自分らしくいきいきと生活していけるよう、障害のある人の人権の尊重という観点に立って、基本理念と施策の方向性を示すとともに、具体的事業を体系化し、障害者施策の総合的な展開を図ります。



● 障害者施策をめぐる最近の動き ●

障害者虐待防止法の成立と施行

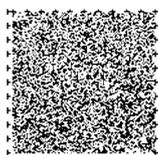
虐待を受けた障害者に対する保護、養護者に対する支援のための措置等を定めることによって、障害者虐待の防止に向けた取り組みを推進するため、平成23年6月「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が成立し、平成24年10月から施行されました。この法律では、国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者等に障害者虐待防止のための責務を課すとともに、虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対する通報義務を課すことが定められています。

障害者基本法の改正

平成23年7月、障害者基本法の一部を改正する法律が成立し、同年8月から施行されています。この法律では、「障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障害者があらゆる分野において分け隔てられることなく、他者と共生することができる社会を実現すること」が規定されています。

障害者総合支援法の成立と施行

障害者の地域社会における共生の実現に向けて、障害者自立支援法に替わる法律として、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）が平成24年6月に成立し、平成25年4月から施行されました。この法律では、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享受するかけがえのない個人として尊重され、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」という理念の基に、障害の範囲に難病等を加えたのをはじめとして、障害支援区分の創設、グループホームとケアホームの一元化、重度訪問介護の対象の拡大等の新たな障害者施策が示されています。



障害者優先調達推進法の成立と施行

国や地方公共団体等が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等が供給する物品等を優先的に購入することに努め、障害者就労施設で就労する障害者や在宅で就業する障害者等の自立を促進するため、平成24年6月「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（障害者優先調達推進法）が成立し、平成25年4月から施行されました。

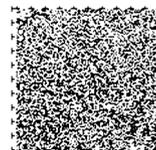
子ども・子育て支援新制度の創設

平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、子ども・子育て支援新制度が平成27年4月から本格実施されます。

障害児について、「子ども・子育て支援法」では、「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。」と規定されています。

障害者差別解消法の成立と施行

平成25年6月に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が成立し、平成28年4月より施行されることになりました。この法律では、国・地方公共団体等・民間事業者に対して、障害があるという理由だけで、「不当な差別的扱い」をすることや、障害者が日常生活や社会生活を送るうえで障壁となるものを取り除くために必要な「合理的配慮」をしないことを禁止しています。



障害者雇用促進法の改正

平成25年6月、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、平成28年4月より施行されることとなります。この法律では、雇用の分野において、障害者に対して障害を理由に差別的扱いをすることが禁止されるとともに、法定雇用率の算定に、精神障害者を加えることが明記されています。

障害者基本計画（第3次）の策定

平成25年9月、国の障害者基本計画（第3次）（平成25年度から平成29年度）が策定されました。この計画では、障害者基本法の改正を踏まえて、施策の基本原則を見直し、地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調という方向性が示されるとともに、施策の横断的視点として、障害者の自己決定の尊重が明記されています。

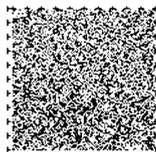
また、新たに取り組むべき施策分野として、「安全・安心」、「差別の解消及び権利擁護の推進」、「行政サービス等における配慮」が掲げられています。

障害者権利条約の批准

平成18年12月、国連総会において、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める国際条約である、「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）が採択され、平成20年5月に発効しました。

我が国は、平成19年9月に同条約に署名し、締結に向けた国内法の整備を進め、障害者総合支援法や障害者差別解消法等が制定されました。

このような国内法の整備を経て、国は平成26年1月、障害者権利条約を批准しました。この条約では、障害に基づくあらゆる差別の禁止や、障害者が社会に参加し、包容されることを促進することなどを規定しています。



第4期障害福祉計画の基本指針

平成26年度に策定される第4期障害福祉計画については、国の基本指針の中で、PDCAサイクルを導入し、中間評価、評価結果の公表等をして、計画の進捗評価体制を強化するとともに、「施設入所者の地域生活への移行」、「入院中の精神障害者の地域生活への移行」、「障害者の地域生活の支援」、「福祉施設から一般就労への移行」を成果目標とし、新たな施策である「障害児支援体制の整備」、さらに「計画相談の充実、研修の充実」の施策を推進していくこととされています。



2 計画の位置付けと期間

(1) 計画の位置付け

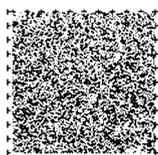
- この計画は、「障害者計画」と「障害福祉計画」を一体的に定めた計画です。
- この計画は、国の「障害者基本計画」及び「埼玉県障害者支援計画」の内容を踏まえるとともに、「コンパクトシティ蕨」将来ビジョン、蕨市高齢者福祉計画・介護保険事業計画、わらび健康アップ計画、蕨市次世代育成支援行動計画など、市の他の計画との整合性を図りながら策定しています。
- この計画は、アンケート調査や懇談会、団体ヒアリングなどによる市民意見を反映して策定しています。

《 障害者計画 》

障害者計画は、障害者基本法第11条において策定が義務付けられている市町村障害者計画で、市の障害者施策の基本計画として、施策の基本的方向と具体的方策を明らかにするものです。

《 障害福祉計画 》

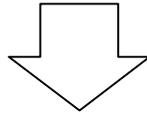
障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条において策定が義務付けられている市町村障害福祉計画で、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的としています。



「コンパクトシティ 蕨」 将来ビジョン

安心とにぎわいみんなにあたかい日本一のコンパクトシティ 蕨

分野別目標「みんなにあたたかく健康に生活できるまち」



蕨市障害者計画

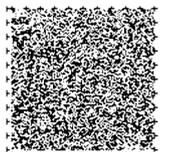
- 障害者基本法（第11条）に基づく、障害者のための施策に関する基本的な事項を定める基本計画
- 計画期間：平成27年度から平成32年度（6年間）

第4期蕨市障害福祉計画

- 障害者総合支援法（第88条）に基づく、障害福祉サービス等の確保に関する実施計画
- 計画期間：平成27年度から平成29年度（3年間）

（2）計画の期間

「障害者計画」は、平成27年度から平成32年度までの6年間を計画期間とします。「第4期障害福祉計画」は、平成27年度から平成29年度までの3年間を計画期間とします。いずれの計画も、国・県の行政施策の動向、社会情勢や制度の変化、計画の進捗状況により、必要に応じて見直しを行うこととします。



(3) 計画の対象者の範囲

この計画における「障害者」とは、身体障害者福祉法に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者（知的障害者を除く）のうち18歳以上である者及び難病患者等のうち18歳以上である者をいいます。

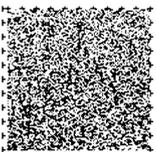
「障害児」とは、児童福祉法に規定する障害児及び精神障害者や難病患者等のうち18歳未満である者をいいます。

また、発達障害（学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD））や高次脳機能障害がある人なども対象とします。

■ 「障害者」という表現について ■

障害のある人を適切に表現するには難しい面があり、障害を特別視して「障害者」としてひとくくりに表したり、これと対比した表現として「健常者」が用いられたりすることもあります。

しかしながら、障害はその人の一部分にすぎないこと、障害の中には社会制度や生活環境の不十分さにより生じているものも少なくないという視点からは、いずれも適切さに欠ける面があります。そのため、この計画の中では、「障害のある人・ない人」という表現を用いています。なお、法律上の名称や、文脈上やむをえない場合には「障害者」という表現を用いることもありますが、その場合も、障害はその人の一部分に過ぎないという考えを踏まえたものとして用いています。



3 基本的な考え方

(1) 基本理念

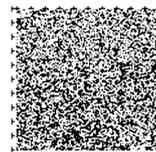
「障害のある人となない人が、
地域でともに支え合うまち わらび」
～すべての人が住み慣れた地域で尊厳を持って
安心して暮らせるまちづくり～

障害のある人もない人も、すべての市民がお互いの個性と人格を尊重し、ともに支え合い、ともに協力し合うとともに、障害のある人も自己選択と自己決定により、自分に最も合った支援を受けながら、地域社会のあらゆる活動に参加し、いきいきと生活できる地域の実現が求められています。

また、障害のある人の人権の尊重という視点に立って、障害を理由とする差別や虐待のない地域づくりをしていくことも重要です。

こうしたことから、すべての市民が障害に対する関心と理解を深め、障害のある人の人権の大切さを認識していくとともに、障害のある人の重度化・高齢化、難病、発達障害や高次脳機能障害のある人の増加など、多様化する障害者福祉のニーズに対応するため、福祉・保健・医療等の関係機関や事業者との連携を図り、就労・就学などライフステージごとの課題から、災害時の対応まで、切れ目ない支援体制を構築していきます。

蕨市は、「障害のある人となない人が、地域でともに支え合うまち わらび～すべての人が住み慣れた地域で尊厳を持って安心して暮らせるまちづくり～」を基本理念として、本計画を推進いたします。



(2) 基本方針

I とともに支え合う地域へ

障害のある人もない人も、地域でともに支え合い、協力し合って生きることのできる地域づくりを引き続き進めていきます。

そのため、あらゆる機会や情報媒体を通し、障害福祉に関する理解の促進、意識啓発を図り、すべての人が、障害のある人の人権の尊重という観点に立って、障害のある人に対する差別や偏見を持つことのない地域社会を目指します。

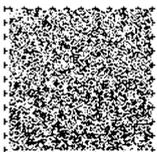
また、障害のある人への虐待の防止、早期発見及び迅速な対応に努め、障害のある人やその家族等の人権を擁護する施策を積極的に展開していきます。

さらに、障害のある人が、地域で自立して生活していくために、各種の福祉サービスや関係機関等の公的支援だけでなく、ボランティア等の育成を図るなど、「共助」の意識醸成に努め、地域の人々の協力体制を充実させていきます。

II 安心して暮らせるまちへ

障害のある人が自分に適したサービスを自らの意思で選択できるように、各種サービスに関する情報提供や、気軽にサービス利用に関する相談ができるよう相談支援事業所の充実を図ります。また、総合的な支援や高度な相談にも対応できるよう専門職員の資質の向上に努め、支援体制の充実を図ります。

さらに、障害の特性に十分配慮して、その人に合った情報提供や説明ができるよう、行政をはじめとして、関係職員の意識改革を図っていきます。特に、防犯・防災体制の整備や災害時の避難体制については、障害の特性を考慮した体制整備に努めていきます。



Ⅲ 誰もが参加できる社会へ

障害のある人も主体的に社会参加ができるように、就労支援の充実と雇用機会の拡大、生涯学習やスポーツ・レクリエーション活動等の社会活動の振興を図るとともに、障害のある人とない人の交流を促進し、相互理解の推進に努めます。

Ⅳ 地域での自立支援の充実

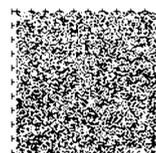
障害のある人が、住み慣れた地域社会で、自立した生活ができるよう一人ひとりの障害の特性、多様なニーズに対応した福祉・保健・医療サービスの充実を図ります。また、障害のある人も生活の質の向上を図り、尊厳を持って生活できるようグループホーム等の整備を促進し、地域生活への移行を目指します。

さらに、障害の状況に応じた療育・教育の充実を図るとともに、障害の有無にかかわらず、地域の中でともに育ちあえる体制づくりに向け、福祉教育等の推進に努めます

Ⅴ まちと心のバリアフリー

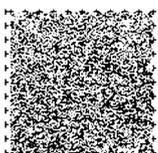
障害のある人が自由にいきいきと活動できるよう、建物や歩道の整備など、まちのバリアフリーを推進します。

また、障害のある人に対する理解を深めるため、啓発活動に努めるとともに、障害のある人とない人の交流活動を促進します。



(3) 施策の体系

基本方針	基本目標	施策の方向
Ⅰ ともに支え合う地域へ	(1) 障害者の人権の尊重	① 啓発活動の推進 ② 権利擁護施策の充実 ③ 各種計画等への参加の促進
	(2) 理解と交流の促進	① 福祉教育・学習機会の拡充 ② 学習・地域交流の促進 ③ ボランティア活動の推進 ④ 福祉団体への支援
Ⅱ 安心して暮らせるまちへ	(1) 情報提供の充実	① 情報提供等の充実 ② 情報のバリアフリー化の推進
	(2) 相談体制の充実	① 各種相談体制の充実 ② 計画相談支援体制の確保
	(3) サービスの質の向上	① 事業者の質の向上
	(4) 人材の育成	① 専門職員等の資質の向上
	(5) 安全な地域づくり	① 防犯・防災体制の整備 ② 災害時の避難体制の整備
Ⅲ 誰もが参加できる社会へ	(1) 雇用・就労の促進	① 就労支援の整備充実 ② 雇用の場の拡大
	(2) 豊かな地域活動の促進	① 生涯学習の充実 ② スポーツ・レクリエーション活動の充実



基本方針

基本目標

施策の方向

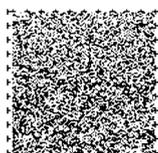
Ⅳ 地域での自立支援の充実	(1) 地域生活を支えるサービスの充実	① 在宅福祉サービスの充実 ② 意思疎通支援の充実 ③ 経済的支援の充実
	(2) 日中活動の場の充実	① 日中活動の場の充実 ② 移動手段の確保
	(3) 暮らしの場の確保	① 暮らしやすい住宅の整備 ② 施設利用への支援
	(4) 保健・医療との連携	① 母子保健事業の推進 ② 医療・リハビリテーションの充実 ③ 健康づくりの推進
	(5) 療育・教育の充実	① 療育・保育環境の整備 ② 特別支援教育の推進 ③ 地域で支える体制の充実
Ⅴ まちと心のバリアフリー	(1) あらゆる社会的障壁の解消	① 生活環境のバリアフリー化の推進 ② 心のバリアフリー化の推進 ③ 行政サービスにおける配慮の推進



基本方針Ⅰ ともに支え合う地域へ

施策の方向	施策
啓発活動の推進	1 啓発事業の実施 2 福祉広報活動の充実
権利擁護施策の充実	3 権利擁護制度の理解促進 4 ●成年後見制度の利用促進 5 関連機関との連携の促進 6 ●障害者虐待防止センター事業の強化 7 蕨市地域自立支援協議会権利擁護専門部会の充実 8 福祉サービス利用援助事業の推進
各種計画等への参加の促進	9 公募委員の登用 10 パブリック・コメントの実施
福祉教育・学習機会の拡充	11 障害児(者)ボランティア養成講座の実施 12 中学生ワーキングウィークの実施 13 学校における福祉教育の充実
学習・地域交流の促進	14 福祉体験パレードの実施 15 社会福祉大会、ふれあい広場の実施 16 社会福祉センターまつりの開催 17 高次脳機能障害地域相談会開催の支援
ボランティア活動の推進	18 ●ボランティアセンターの充実 19 ●ボランティアの育成 20 ●ボランティア活動の周知 21 ボランティア連絡会への支援
福祉団体への支援	22 福祉団体の活動への支援

●は重点施策



基本方針Ⅱ 安心して暮らせるまちへ

施策の方向	施策
情報提供等の充実	23 インターネットによる情報提供の充実 24 福祉ガイドブック等の配布 25 相談支援事業所による情報提供体制の充実
情報のバリアフリー化の推進	26 利用者の情報研修の実施 27 情報収集の場の拡大 28 図書館事業の充実 29 手話・点字等の普及促進
各種相談体制の充実	30 ●相談支援事業の充実 31 ●各種相談機能の充実 32 ●相談支援専門員の資質の向上と情報の共有
計画相談支援体制の確保	33 ●特定相談支援事業の推進
事業者の質の向上	34 情報開示の推進 35 第三者評価システムの活用 36 苦情解決体制の整備
専門職員等の資質の向上	37 研修機会の提供
防犯・防災体制の整備	38 防犯体制の推進 39 消費者被害の未然防止 40 ●地域での援護体制の整備 41 ヘルプカード(防災カード)などの作成 42 防災訓練への参加促進 43 FAX119の利用促進
災害時の避難体制の整備	44 ●緊急時の情報提供体制の充実 45 ●避難所での障害者配慮 46 ●福祉避難所(二次的避難所)の整備

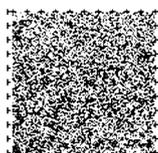
●は重点施策



基本方針Ⅲ 誰もが参加できる社会へ

施策の方向	施策
就労支援の整備充実	47 効果的な就労支援策の検討・整備 48 就労支援事業所の確保 49 ●就労支援センターを中心とした就労支援の充実 50 職業相談の推進 51 就労障害者のフォローアップ 52 福祉施設からの一般就労への移行支援
雇用の場の拡大	53 事業主への雇用の啓発 54 市職員への雇用の促進 55 福祉的就労の場の充実 56 公共施設内の売店等の設置促進 57 市業務の委託の検討 58 障害者就労施設等からの物品等の調達推進
生涯学習の充実	59 障害のある人向け生涯学習プログラムの実施
スポーツ・レクリエーション活動の充実	60 スポーツ・レクリエーション活動への参加促進

●は重点施策



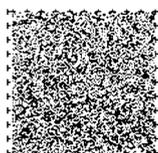
基本方針Ⅳ 地域での自立支援の充実

施策の方向	施策
在宅福祉サービスの充実	61 訪問系サービスの確保 62 介護サービスの充実 63 ショートステイの整備 64 日中一時支援事業の充実 65 生活サポート事業の充実 66 緊急時の相談・対応の充実 67 補装具の交付 68 日常生活用具の給付・貸与 69 入浴サービスの充実 70 配食サービスの拡充 71 紙おむつの支給の充実
意思疎通支援の充実	72 ●意思疎通支援事業の充実 73 手話・点字講習会等の開催
経済的支援の充実	74 医療費の負担軽減 75 各種手当の充実 76 年金制度の充実 77 生活資金援助制度の活用 78 各種減額・減免、割引等の情報提供
日中活動の場の充実	79 ●日中活動サービスの充実 80 精神障害者社会復帰相談事業の充実 81 生活介護事業の充実 82 就労継続支援B型事業の充実 83 地域活動支援センターの充実
移動手段の確保	84 移動支援事業の充実 85 外出支援サービスの周知 86 スロープ付自動車の貸出し 87 コミュニティバスの無償化 88 盲導犬・聴導犬・介助犬の普及

●は重点施策

施策の方向	施策
暮らしやすい住宅の整備	89 ●グループホームの整備 90 市営住宅の整備 91 民間賃貸住宅への利用補助 92 住宅改修等の助成・貸付制度の活用促進
施設利用への支援	93 施設入所支援 94 ●蕨市、川口市、戸田市で構成する南部障害保健福祉圏域での広域的対応を基本とした入所施設の確保の検討
母子保健事業の推進	95 妊産婦の健康管理の充実 96 乳幼児健康診査事業 97 乳幼児訪問指導事業 98 各種相談事業の充実
医療・リハビリテーションの充実	99 訪問指導の実施 100 障害のある人の歯科診療制度の活用促進 101 救急医療体制の整備 102 機能回復訓練の充実
健康づくりの推進	103 健康づくりへの普及啓発 104 各種相談事業の充実 105 健康教育の充実 106 健康診査・がん検診等各種検診の充実 107 こころの健康づくり事業の充実
療育・保育環境の整備	108 療育支援体制の充実 109 児童発達支援センター等療育支援施設の充実 110 保育園の受け入れ体制の確保 111 幼稚園の受け入れ体制への支援 112 研修の確保
特別支援教育の推進	113 教育相談室の充実 114 就学相談の充実 115 通級による特別支援教育の充実 116 特別支援教育のための職員の配置 117 教職員研修の充実 118 学校施設の整備
地域で支える体制の充実	119 交流保育の推進 120 福祉教育・交流教育の推進 121 地域での交流の充実 122 放課後児童対策の推進 123 障害児支援の充実

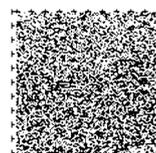
●は重点施策



基本方針V まちと心のバリアフリー

施策の方向	施策
生活環境のバリアフリー化の推進	124 公共建築物の整備 125 公園施設の整備改善 126 安心して歩ける歩道の整備 127 歩道における障害物の除去
心のバリアフリー化の推進	128 ●ノーマライゼーション理念の普及・啓発 129 広報紙等の活用 130 職員等の研修機会の充実 119 交流保育の推進(再掲) 120 福祉教育・交流教育の推進(再掲) 121 地域での交流の充実(再掲) 131 地域での見守りネットワークづくり
行政サービスにおける配慮の推進	132 障害者用駐車場の普及・啓発 133 選挙における投票環境の整備 134 市の主要な計画に音声コード(SPコード)を添付する 130 職員等の研修機会の充実(再掲) 135 差別解消に向けて取り扱い要領の作成 136 市の主催事業開催時の手話通訳等の派遣

●は重点施策



(4) 基本的視点

前述の各分野の施策を、国が示す5つの横断的視点に立って推進します。

1. 障害者の自己決定の尊重及び意思決定の支援
2. 当事者本位の総合的な支援
3. 障害特性等に配慮した支援
4. アクセシビリティの向上(※)
5. 総合的かつ計画的な取り組みの推進

※アクセシビリティ・・・年齢や身体障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること

■ 1. 障害者の自己決定の尊重及び意思決定の支援

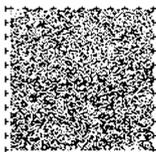
障害のある人が施策の客体ではなく、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加する主体であることを踏まえて、障害者施策の策定及び実施に当たっては、障害のある人及び障害者の家族等の関係者の意見を尊重していきます。

また、障害のある人本人の自己決定を尊重する観点から、障害のある人本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、相談の実施等による意思決定の支援とともに、意思疎通のための手段を選択する機会の提供を促進します。

■ 2. 当事者本位の総合的な支援

障害のある人がライフステージの全段階において適切な支援を受けられるよう、教育、福祉、医療、雇用等の各分野の有機的な連携を強化し、総合的かつ一貫した支援を行います。

支援に当たっては、障害のある人が日常生活又は社会生活で直面する困難に着目するとともに、障害のある人の自立と社会参加の支援という観点に立ってまいります。



■ 3. 障害特性等に配慮した支援

障害のある人一人ひとりの性別、年齢、障害の種類や状態、生活の状況等に応じた個別的な支援の必要性を踏まえて、障害者施策を展開します。

また、発達障害、難病、高次脳機能障害、盲ろう等についての市民の理解を促進するため、広報・啓発活動と関係施策の充実を図ります。

■ 4. アクセシビリティの向上

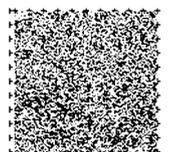
障害のある人が障害の有無にかかわらず、その能力を最大限に発揮しながら、安心して生活できるようにするため、障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約している、事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進め、ソフト、ハードの両面にわたる社会のバリアフリー化を推進し、アクセシビリティの向上を図ります。

また、障害を理由とする差別は、障害のある人の自立又は社会参加に深刻な悪影響を与えるものであり、その解消に向けた取り組みを積極的に推進します。

■ 5. 総合的かつ計画的な取り組みの推進

障害のある人が必要なときに必要な場所で適切な支援を受けられるよう、行政及び関係機関が役割を分担しつつ、緊密に連携し、障害者施策の立案と実施を行います。

また、効果的かつ効率的に施策を推進する観点から、高齢者施策、医療関係施策、子ども・子育て関係施策、男女共同参画施策等、障害者施策に関係する他の施策・計画等との整合性を確保し、総合的な施策の展開を図ります。



(5) 重点施策

本計画では、本市の障害者施策をより一層推進していくため、次の5つを重点施策とし、関連事業に取り組んでいきます。

1

障害のある人への差別の解消と権利擁護の推進

障害者権利条約の批准、障害者虐待防止法の施行、障害者差別解消法の成立等、障害のある人の人権を擁護するための法律の整備が進み、障害の有無にかかわらず、すべての人の基本的人権が尊重される社会の実現が強く求められています。障害のあることを理由とする差別の解消に向けて、関連する法律や制度の周知等に積極的に取り組んでいくことが重要です。

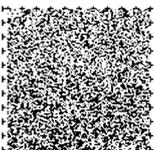
特に、障害のある人が、日常生活や社会生活を送る上で障害となるものを取り除くという「合理的配慮」の重要性について、市民や事業者、行政、関係機関に認識と理解を広めていくことが必要です。

また、障害者差別解消法に基づいて、市として差別解消のための要領を作成し、職員が職務を行うにあたって、障害のある人に寄り沿って、適切な支援をしていける体制を整備します。

さらに、表面化することが少ないと言われる障害のある人への虐待については、虐待に関する知識の普及を図るとともに、関係機関によるネットワークを強化し、その予防や早期発見、被害者への支援、加害者への対応まで含めて、総合的な支援体制を構築していきます。

重点施策

- 障害者虐待防止センター事業の強化
- 成年後見制度の利用促進
- 意思疎通支援事業の充実



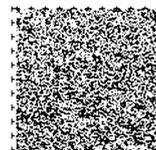
障害のある人とない人が、お互いの理解と交流を深め、それぞれの人格と個性を尊重しながら、ともに協力して暮らし続けていくことのできるまちづくりが求められています。

障害のある人の人権の尊重という考え方は、日常生活のさまざまな場面における、障害のある人とない人との交流の中で育まれ、行動に現れていくものです。

こうしたことから、学校教育をはじめとして、さまざまな場面で、障害のある人への理解を深める学習の場を拡充していきます。また、地域の人々と障害のある人が、日頃から交流のできる機会や場を整備し、支え合いの輪を広げていくことによって、障害のある人が、日常生活の中で困ったことがあったり、助けの必要な時や災害等の緊急時に、地域の人々の支援の受けられる地域づくりを促進します。

重点施策

- ノーマライゼーション理念の普及・啓発
- ボランティアセンターの充実
- ボランティアの育成
- ボランティア活動の周知



東日本大震災において、障害のある人の犠牲者が、ない人に比べて多かったとの報告が出されていることからわかるように、災害時には、障害のある人をはじめとする心身の不自由な方の多くが、自力で避難するのが困難な状況に置かれるものと想定されます。

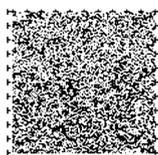
こうした方々が安心して避難生活を送るためには、事前の備えに関する周知や対策から、安否確認や避難行動の支援、避難所における要配慮者への支援、福祉避難所における対応まで、幅広い取り組みをしていくことが重要です。

特に、災害時には、「自助」「公助」とともに「共助」が極めて重要な役割を果たします。避難行動要支援者が安全に避難できるようにするためには、地域の人々の協力が不可欠であり、日頃から防災訓練や行事等に参加できるようにするとともに、避難行動要支援者の特性や必要な配慮等について学習する機会を確保していきます。

また、避難所における要支援者への対応については、障害に関する知識のある専門的な相談員の配置から、施設面への配慮まで、障害のある人が安心して避難生活を送ることができる環境づくりに取り組んでいきます。

重点施策

- 地域での援護体制の整備
- 緊急時の情報提供体制の充実
- 避難所での障害者配慮
- 福祉避難所（二次的避難所）の整備



障害のある人が自らの決定に基づき、自分にあったサービスを受けるためには、さまざまなケースに対応できる総合的な相談支援体制を構築することが求められています。

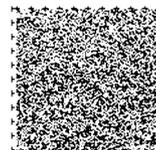
こうしたことから、基幹相談支援センターを中心として、相談に係わる職員の資質と能力の向上を図るとともに、関係機関がその役割を分担しつつ緊密に連携していきます。

また、障害のある人がサービスを利用する際には、計画相談支援の作成が必要になりますが、この制度が、必ずしも障害のある人に周知されていない状況を踏まえて、制度の周知を図り、利用の促進を図ることが重要です。

また、今後増加が見込まれるサービス利用者に対応できるよう、計画相談支援に係わる専門員の確保と質の向上を図るとともに、相談支援事業所の整備を図ります。

重点施策

- 相談支援事業の充実
- 特定相談支援事業の推進
- 相談支援専門員の資質の向上と情報の共有
- 就労支援センターを中心とした就労支援の充実



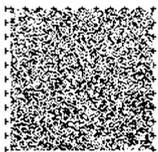
障害のある人が、障害の特性に応じて、必要なサービスが受けられ、障害のある人が、自ら生活の有り方を決定し、地域で自分らしく生きることのできる社会の実現が求められています。特に、乳幼児から高齢期まですべての年代において、ライフステージの変化に応じて、障害のある人への切れ目の無い支援を継続的に行うための仕組みを構築していくことが重要です。

こうしたことから、各種サービス提供体制の充実と多様化を図るとともに、関係する職員、支援員の知識と技術の向上を図ります。

また、障害のある人の地域への移行の流れの中であって、障害のある人が地域の中で、自立し、安心して生活できるよう、グループホームの整備を推進します。一方、障害のある人の中には、障害の特性や生活状況により、入所施設への入所を希望する人も少なくないことから、一人ひとりの実情と要望を踏まえて、埼玉県が設定する蕨市、川口市、戸田市で構成する南部障害保健福祉圏域など広域での対応を検討していきます。

重点施策

- 日中活動サービスの充実
- グループホームの整備
- 蕨市、川口市、戸田市で構成する南部障害保健福祉圏域での広域的対応を基本とした入所施設の確保の検討



第2章 障害者（児）の現状

1 障害者数の推移

障害者数（平成26年3月31日現在・各手帳所持者数）は全体で2,627人、その内訳は身体障害者が1,920人、知的障害者が348人、精神障害者が359人となっています。総人口に占める割合をみると、身体障害者は2.66%、知的障害者の割合は0.48%、精神障害者は0.50%となっています。

知的障害と精神障害では、総人口に占める割合はほぼ横ばいで推移していますが、身体障害は平成23年の2.70%から若干ながら減少の傾向にあります。

■ 市の障害者数 ■

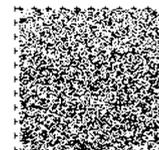
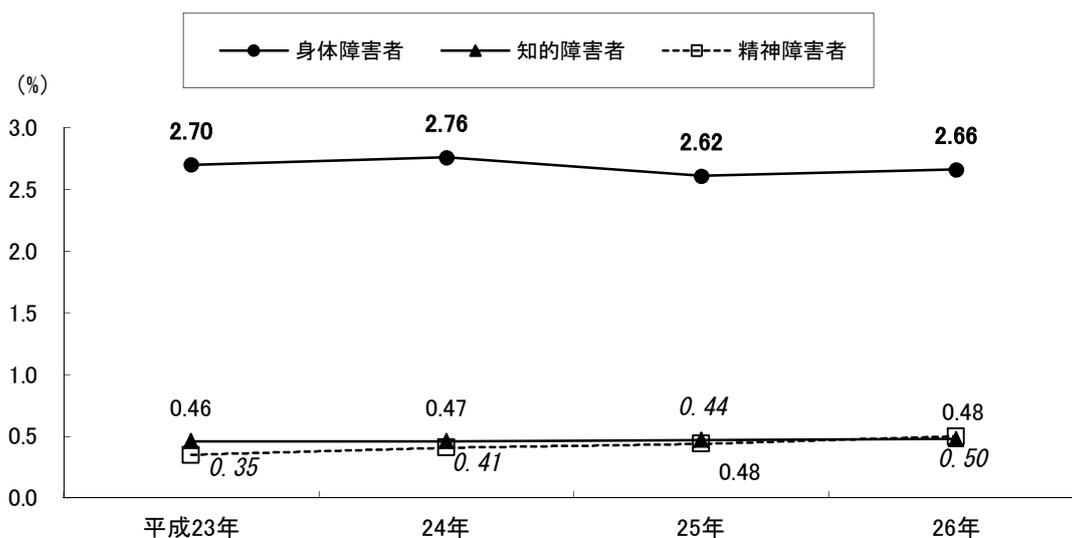
（単位：人）

区 分	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
総人口	72,552	72,452	72,166	72,137
身体障害者	1,962	2,001	1,892	1,920
知的障害者	332	337	344	348
精神障害者	257	299	321	359

資料：市民課（各年4月1日現在総人口）

：福祉総務課・保健センター（各年3月末現在手帳所持者数）

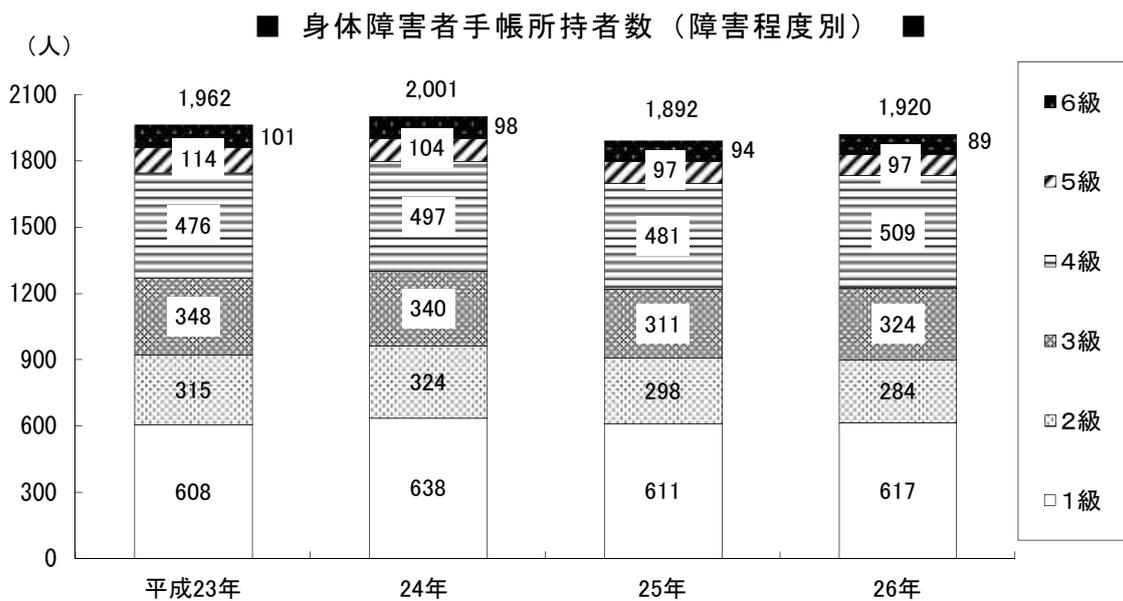
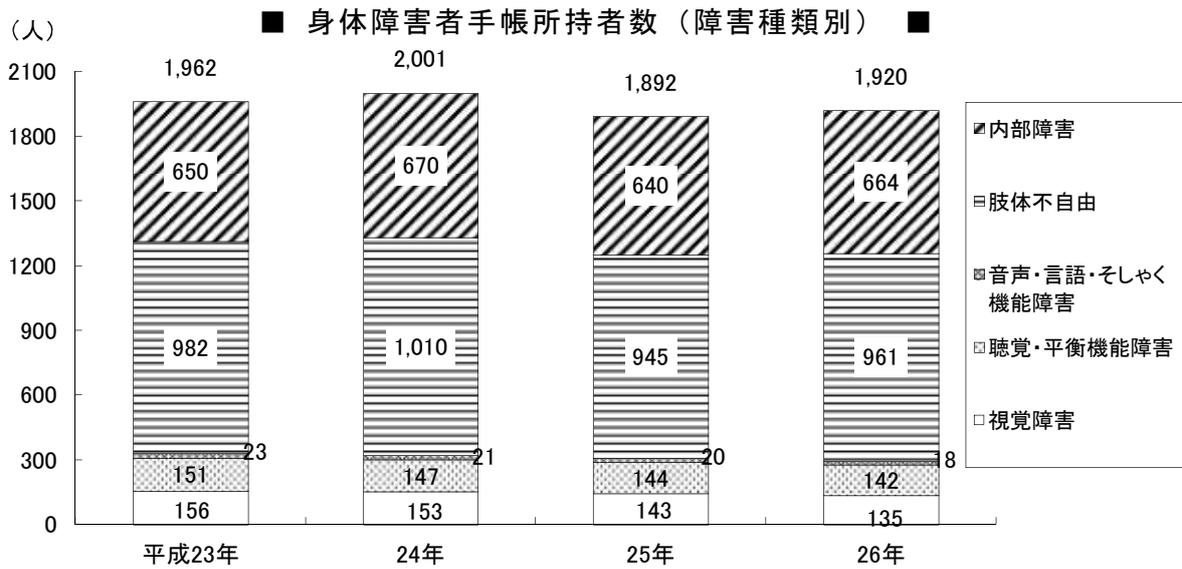
■ 総人口に占める障害者の割合の推移 ■



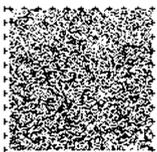
(1) 身体障害者

平成26年3月末現在における身体障害の種類別の状況は、肢体不自由が961人（全体の50.1%）と最も多く、次いで内部障害664人（同34.6%）、聴覚・平衡機能障害142人（同7.4%）、視覚障害135人（同7.0%）の順となっています。

平成23年の状況と比較すると、多くの障害種別で減少傾向がみられ、特に肢体不自由と視覚障害の減少が目立っています。また、障害程度別では1級の占める割合が多くなっています。



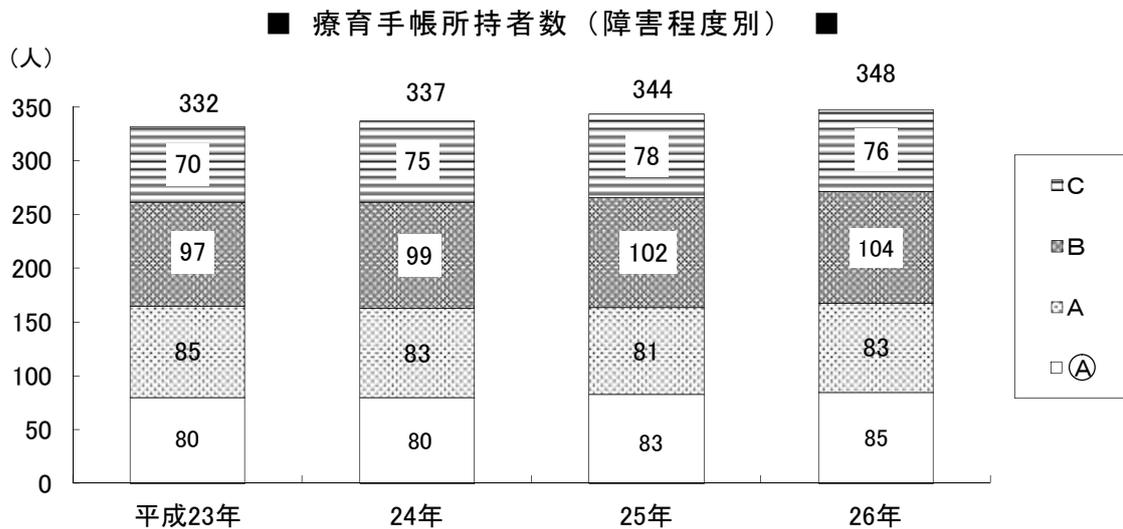
資料：福祉総務課（各年3月末現在）



(2) 知的障害者

平成26年3月末現在における知的障害の程度別の状況は、㊤（最重度）が85人（全体の24.4%）、A（重度）が83人（同23.9%）、B（中度）が104人（同29.9%）、C（軽度）が76人（同21.8%）となっています。

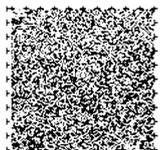
平成23年の状況と比較すると、㊤とBとCで増加傾向がみられます。



資料：福祉総務課（各年3月末現在）

自閉症、アスペルガー症候群、その他広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）や高次脳機能障害などは、精神障害に含まれ、必要な支援を受けることができます。

蕨市では、これらの発達障害児等の早期発見、相談、指導、通園・通所、さらに教育へといった流れがスムーズにいくよう、地域における療育支援体制の充実に努めています。

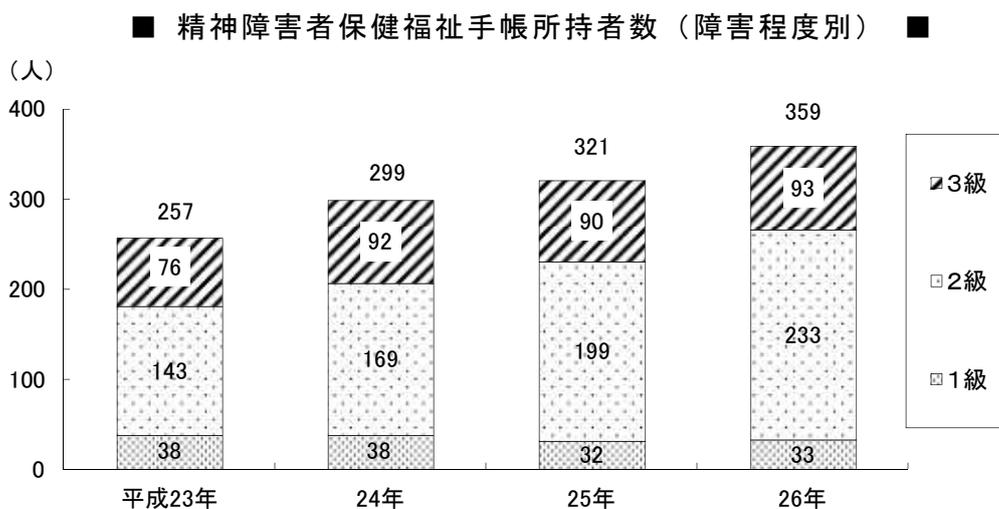


(3) 精神障害者

平成26年3月末現在における精神障害者保健福祉手帳所持者の程度別の状況は、1級が33人（手帳所持者数合計の9.2%）、2級が233人（同64.9%）、3級が93人（同25.9%）となっています。

平成23年の状況と比較すると、制度の定着に伴い、総数に著しい増加傾向がみられます。また、程度別では特に2級の増加が目立ちます。

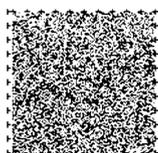
なお、精神障害に関する自立支援医療制度（精神通院医療）の利用者数は平成26年3月末では771人となっています。



（単位：人）

区 分	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
自立支援医療制度（精神通院医療）利用者数	634	669	716	771

資料：保健センター（各年3月末現在）



2 障害福祉サービス等の利用状況

障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス及び地域生活支援事業の利用実績は、以下のようになっています。

(1) 障害福祉サービス

〈訪問系サービス〉		平成24年		平成25年		平成26年	
サービス名		量	単位	量	単位	量	単位
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援 同行援護	計画値	1,200	時間	1,250	時間	1,300	時間
	実績値	1,240	時間	1,512	時間	1,575	時間

※計画値は第3期計画における見込量

※実績値は各年度の月平均

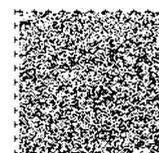
※平成26年実績値は見込

〈日中活動系サービス〉		平成24年		平成25年		平成26年	
サービス名		量	単位	量	単位	量	単位
生活介護	計画値	1,660	人日分	1,760	人日分	1,860	人日分
	実績値	1,969	人日分	2,253	人日分	2,685	人日分
療養介護	計画値	1	人分	1	人分	1	人分
	実績値	9	人分	10	人分	10	人分
短期入所	計画値	132	人日分	143	人日分	156	人日分
	実績値	107	人日分	105	人日分	130	人日分
自立訓練〔機能訓練〕	計画値	20	人日分	20	人日分	20	人日分
	実績値	27	人日分	0	人日分	0	人日分
自立訓練〔生活訓練〕	計画値	15	人日分	15	人日分	15	人日分
	実績値	67	人日分	21	人日分	0	人日分
就労移行支援	計画値	180	人日分	375	人日分	600	人日分
	実績値	185	人日分	245	人日分	208	人日分
就労継続支援〔A型〕	計画値	200	人日分	300	人日分	380	人日分
	実績値	120	人日分	144	人日分	181	人日分
就労継続支援〔B型〕	計画値	880	人日分	900	人日分	920	人日分
	実績値	926	人日分	1,047	人日分	962	人日分

※計画値は第3期計画における見込量

※単位の「人日」は利用者延人数、「人」は利用者実人数

※実績値は各年10月利用分の実績



〈居住系サービス〉		平成24年		平成25年		平成26年	
サービス名		量	単位	量	単位	量	単位
共同生活介護(ケアホーム)	計画値	10	人分	11	人分	11	人分
	実績値	13	人分	15	人分	0	人分
共同生活援助(グループホーム)	計画値	12	人分	18	人分	20	人分
	実績値	23	人分	22	人分	37	人分
施設入所支援	計画値	41	人分	39	人分	35	人分
	実績値	49	人分	48	人分	49	人分

※計画値は第3期計画における見込量

※単位の「人」は利用者数に相当

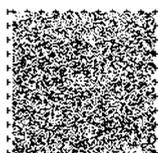
※平成26年実績値は見込

〈相談支援〉		平成24年		平成25年		平成26年	
サービス名		量	単位	量	単位	量	単位
計画相談支援	計画値	16	人分	30	人分	49	人分
	実績値	54	人分	197	人分	320	人分
地域移行支援	計画値	2	人分	2	人分	3	人分
	実績値	0	人分	0	人分	0	人分
地域定着支援	計画値	1	人分	1	人分	2	人分
	実績値	0	人分	0	人分	0	人分

※計画値は第3期計画における見込量

※単位の「人」は利用者数に相当

※平成26年実績値は見込



(2) 地域生活支援事業

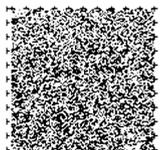
〈相談支援事業等〉		平成24年		平成25年		平成26年	
サービス名		量	単位	量	単位	量	単位
障害者相談支援事業	計画値	3	か所	3	か所	3	か所
	実績値	3	か所	3	か所	3	か所
基幹型相談支援センター事業	計画値	実施		実施		実施	
	実績値	未実施		実施		実施	
住宅入居等支援事業	計画値	実施		実施		実施	
	実績値	未実施		実施		実施	
成年後見制度利用支援事業	計画値	1	人分	1	人分	1	人分
	実績値	0	人分	1	人分	1	人分

※計画値は第3期計画における見込量

※実績値は年間の実績

※平成26年実績値は見込

〈日常生活の支援〉			平成24年		平成25年		平成26年	
サービス名			量	単位	量	単位	量	単位
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業	計画値	352	件	363	件	374	件
		実績値	310	件	276	件	300	件
	要約筆記奉仕員派遣事業	計画値	2	件	3	件	4	件
		実績値	2	件	3	件	4	件
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	計画値	2	件	2	件	2	件
		実績値	2	件	2	件	2	件
	自立生活支援用具	計画値	8	件	8	件	8	件
		実績値	6	件	4	件	8	件
	在宅療養等支援用具	計画値	2	件	2	件	2	件
		実績値	6	件	3	件	4	件
	意思・情報疎通支援用具	計画値	12	件	12	件	12	件
		実績値	10	件	7	件	10	件
	排せつ管理支援用具	計画値	693	件	735	件	764	件
		実績値	516	件	1,337	件	1,382	件
	居室生活動作補助用具	計画値	2	件	2	件	2	件
		実績値	0	件	4	件	2	件



移動支援事業	計画値	34	か所	35	か所	36	か所
		650	人分	700	人分	750	人分
		12,900	時間	14,400	時間	15,900	時間
	実績値	24	か所	32	か所	33	か所
		616	人分	643	人分	650	人分
		12,374	時間	14,641	時間	14,800	時間

※計画値は第3期計画における見込量

※実績値は年間の実績

※平成26年実績値は見込

〈地域活動支援センター〉		平成24年		平成25年		平成26年		
サービス名		量	単位	量	単位	量	単位	
地域活動支援 センター利用者数	計画値	9,300	人	9,300	人	9,300	人	
		実績値	11,013	人	9,262	人	10,000	人
	基礎的事業	計画値	3	か所	3	か所	3	か所
		実績値	3	か所	3	か所	3	か所
	機能強化事業	計画値	3	か所	3	か所	3	か所
		実績値	3	か所	3	か所	3	か所

※計画値は第3期計画における見込量

※実績値は年間の実績

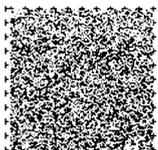
※平成26年実績値は見込

〈任意事業〉		平成24年		平成25年		平成26年		
サービス名		量	単位	量	単位	量	単位	
訪問入浴サービス事業	計画値	48	件	48	件	48	件	
	実績値	48	件	79	件	144	件	
更生訓練費給付事業	計画値	25	件	25	件	25	件	
	実績値	0	件	87	件	90	件	
日中一時支援事業	計画値	60	件	63	件	65	件	
	実績値	36	件	61	件	56	件	
社会参加促進事業	自動車運転免許 取得助成事業	計画値	1	件	1	件	1	件
		実績値	1	件	0	件	1	件
	自動車改造 助成事業	計画値	1	件	1	件	1	件
		実績値	1	件	2	件	1	件

※計画値は第3期計画における見込量

※実績値は年間の実績

※平成26年実績値は見込



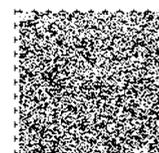
3 地域資源の状況

地域の障害福祉関連施設の設置状況と利用状況は以下の通りです。

平成26年12月1日現在

施設名	サービス内容	設置箇所
蕨市多機能型事業所 スマイラ松原	生活介護	蕨市錦町3-3-27 総合社会福祉センター内
	就労移行支援	
	就労継続支援 B型	
蕨市障害者福祉センター ドリーマ松原	地域活動支援センター	蕨市錦町3-3-27 総合社会福祉センター内
	障害者相談支援センター	
	障害者就労支援センター	
糸ぐるま	地域活動支援センター	蕨市南町3-12-2
	相談支援事業	
宅配弁当 らくらく	就労継続支援B型	蕨市中央7-21-8 ツインズわらび1階
パン工房いちよう	地域活動支援センター	蕨市中央4-21-3
蕨市障害者生活支援センター	相談支援事業	蕨市南町2-16-4
のどか	共同生活援助 (グループホーム)	蕨市錦町5-9-22
あすなる学園	児童発達支援センター	戸田市美女木4-27-13
	保育所等訪問	
	障害児相談支援事業	
蕨地域福祉事業所 児童デイ サービス「ふれんど」	放課後等デイサービス	蕨市錦町4-8-31 コーポジェリー
グループホームわらび	共同生活援助 (グループホーム)	蕨市中央3-8-6 新藤コーポ10号、21号

※市外の施設は、市と契約を結び、広域利用をしている事業所です。



4 福祉に関するアンケート調査

計画策定にあたり、身体障害者、知的障害者、精神障害者の生活実態や要望、障害者福祉への理解度等を把握することを目的に、「福祉に関するアンケート調査」を実施しました。その主な結果は以下の通りです。

(1) 調査の概要

- ①調査対象
- ・障害のある人
市内在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方
 - ・一般市民
市内在住の20歳以上の市民から無作為に抽出した個人

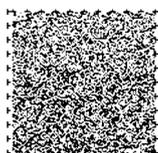
②調査期間 平成26年6月24日（火）～7月15日（火）

③発送・回収数

	発送数	有効回収	回収率
全体	3,011	1,572	52.2%
1. 障害のある人	2,576	1,337	51.9%
2. 一般市民	435	235	54.0%

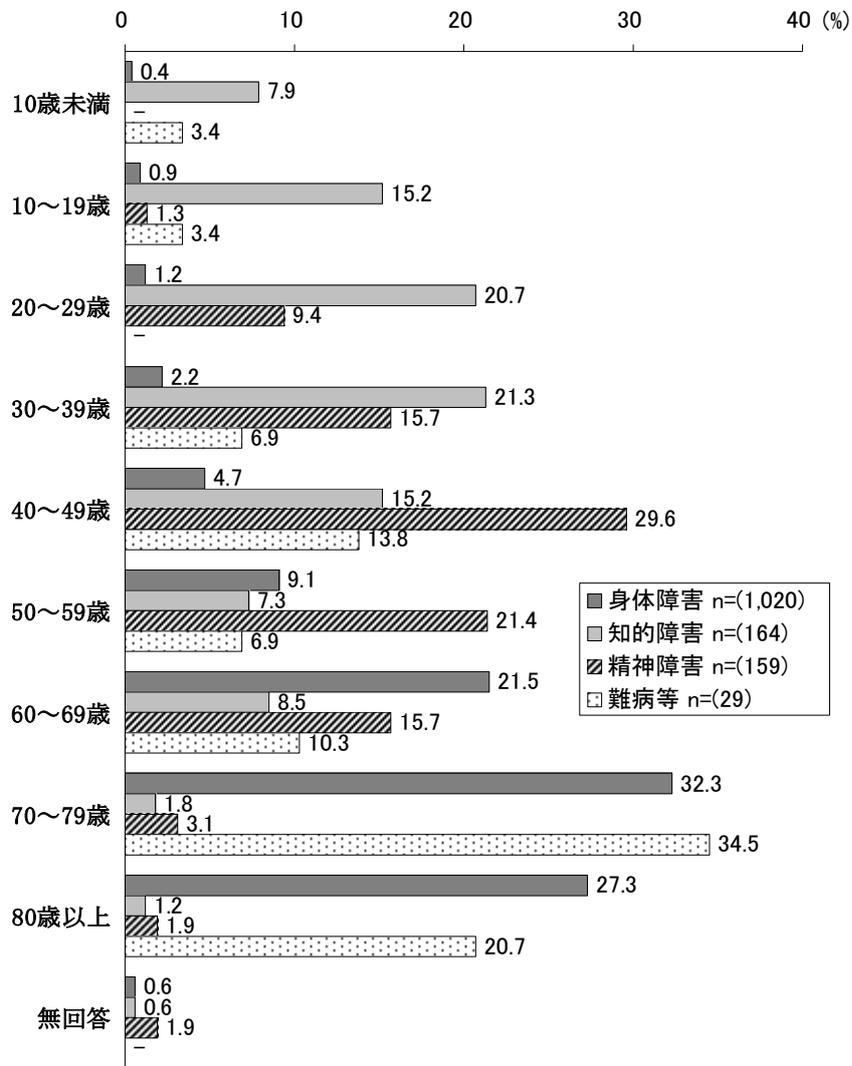
④障害のある人のアンケート調査記入者の属性（%）

	本人	家族	その他	無回答
全体	53.2	19.0	1.2	26.6
身体障害	57.2	14.9	0.7	27.3
知的障害	17.1	57.3	3.7	22.0
精神障害	59.1	11.3	1.9	27.7
難病等	48.3	24.1	0	27.6

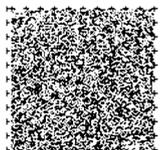


(2) 障害のある人への調査

①対象者の年齢

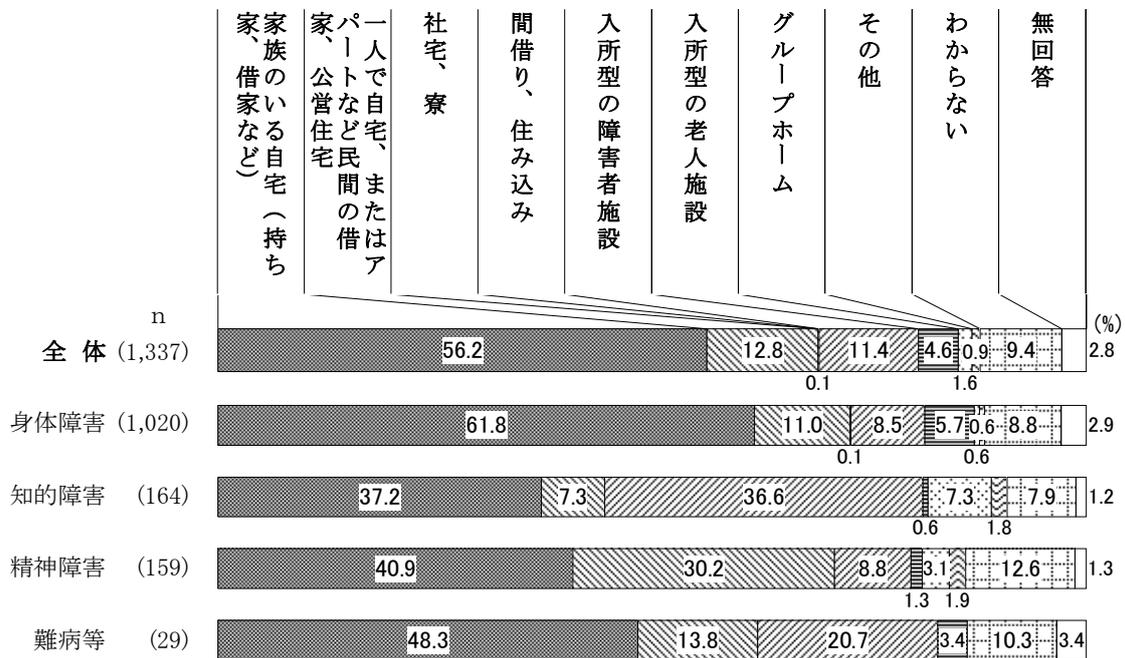


身体障害では「60代以上」が8割以上を占めています。知的障害では「20～29歳」から「30～39歳」が4割以上、精神障害では「40～49歳」が約3割、難病では「70～79歳」が34.5%となっています。

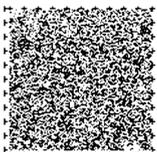


②生活の場

・将来希望する生活場所



身体障害では「家族のいる自宅（持ち家、借家など）」が61.8%を占めているほか、精神障害、難病等でも4割を超えています。一方、知的障害では「家族のいる自宅（持ち家、借家など）」（37.2%）と並んで「入所型の障害者施設」（36.6%）が多くなっています。また、知的障害では「グループホーム」が7.3%と、他の障害より多くなっています。



・ 自宅や地域で生活するための条件（上位5位）

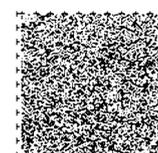
(%)

	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
全 体 n=1,337	主治医や医療機関が近くにあること 36.5	生活するのに十分な収入があること 32.9	食事の心配をしなくていいこと（配食サービスがある等） 23.9	家族と同居できること 23.4	掃除や洗濯等の家事の手伝いを頼める人がいること 16.7
身体障害 n=1,020	主治医や医療機関が近くにあること 40.2	生活するのに十分な収入があること 31.8	食事の心配をしなくていいこと（配食サービスがある等） 24.6	家族と同居できること 24.2	掃除や洗濯等の家事の手伝いを頼める人がいること 17.0
知的障害 n=164	家族と同居できること 26.8	生活するのに十分な収入があること 23.2	食事の心配をしなくていいこと（配食サービスがある等） 18.9	デイサービス等の日中の活動場所があること 17.7	近くに就労の場があること 17.1
精神障害 n=159	生活するのに十分な収入があること 53.5	主治医や医療機関が近くにあること 32.1	地域で何でも相談できる相談員や相談窓口があること 27.7	食事の心配をしなくていいこと（配食サービスがある等） 22.6	近くに就労の場があること 20.1
難病等 n=29	生活するのに十分な収入があること 55.2	食事の心配をしなくていいこと（配食サービスがある等） 48.3	主治医や医療機関が近くにあること 37.9	掃除や洗濯等の家事の手伝いを頼める人がいること／ショートステイ等緊急時に宿泊できる場所があること 27.6	

身体障害では「主治医や医療機関が近くにあること」が40.2%と最も多く、次いで「生活するのに十分な収入があること」（31.8%）となっています。

知的障害では「家族と同居できること」と「生活するのに十分な収入があること」が、いずれも2割台半ばとなっています。

精神障害と難病等では、いずれも「生活するのに十分な収入があること」が5割を超えて、最も多くなっています。また、難病等では「食事の心配をしなくていいこと（配食サービスがある等）」（48.3%）や「主治医や医療機関が近くにあること」（37.9%）も多くなっています。



・生活の場に関する課題

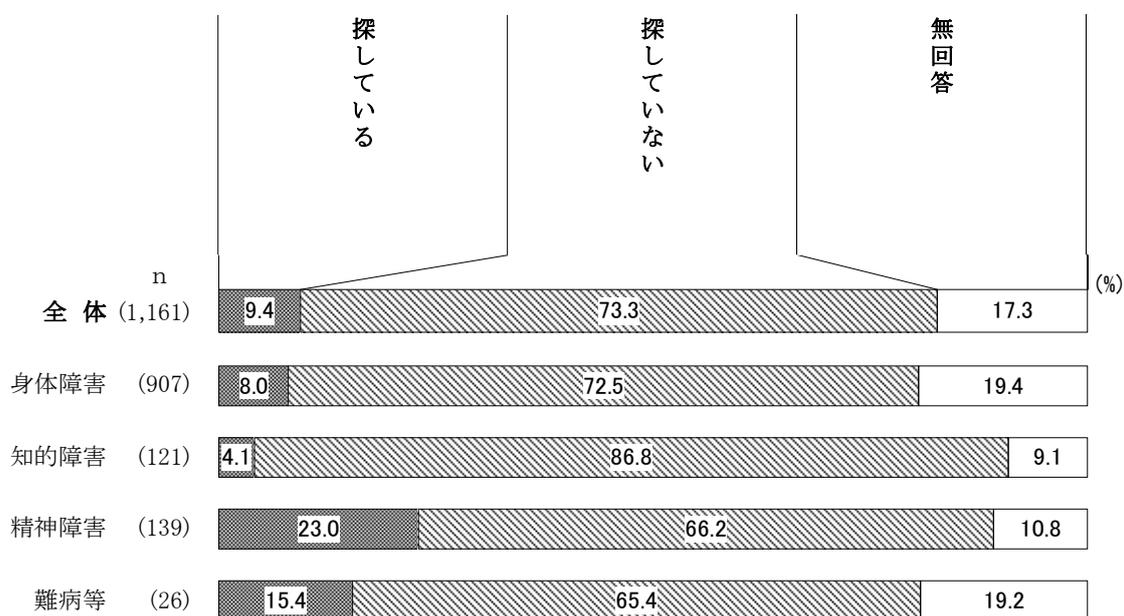
将来の生活の場としては、身体障害、精神障害、難病では、「家族のいる自宅」が多く、在宅志向を踏まえた施策が求められます。

その一方、知的障害については、「入所型の障害者施設」への要望が3割台半ばを超えており、こうした知的障害のある人の声にどのように応えていくかが課題です。また、知的障害では、「グループホーム」という回答も1割弱を占めており、グループホームの整備も重要です。

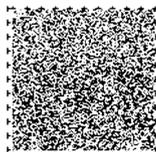
地域生活の条件については、「主治医や医療機関が近くにあること」「家族と同居できること」「十分な収入があること」が、いずれの障害でも多くなっています。また、難病では「食事の心配をしなくていいこと（配食サービスがあること等）」が多くなっており、こうしたサービスを十分に確保していくことが課題です。

③日中活動

・活動や仕事を探すことの有無



現在、他の活動や仕事を「探している」は、精神障害が23.0%と、他の障害に比べて多くなっています。すべての障害とも、「探していない」が多くなっていますが、特に知的障害では86.8%を占めています。



・ 仕事や活動を探すうえで困っていること（上位5位）

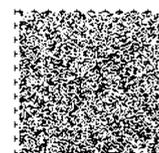
(%)

	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
全 体 n=109	自分にあった仕事が見つからない 37.6	求人が少ない 31.2	近くに働く場所がない 28.4	働く自信・イメージがもてない 24.8	労働条件の交渉が難しい／職場環境・人間関係が不安 23.9
身体障害 n=73	自分にあった仕事が見つからない 32.9	近くに働く場所がない 28.8	求人が少ない／情報が少ない 26.0	労働条件の交渉が難しい 23.3	
知的障害 n=5	自分にあった仕事が見つからない／働く自信・イメージがもてない／職場環境・人間関係が不安／近くに働く場所がない 60.0			求人が少ない／雇用してもらえない 40.0	
精神障害 n=32	働く自信・イメージがもてない 50.0	自分にあった仕事が見つからない 46.9	職場環境・人間関係が不安／求人が少ない 43.8	近くに働く場所がない 28.1	
難病等 n=4	通勤が困難／働く自信・イメージがもてない 50.0	自分にあった仕事が見つからない／近くに働く場所がない 25.0			

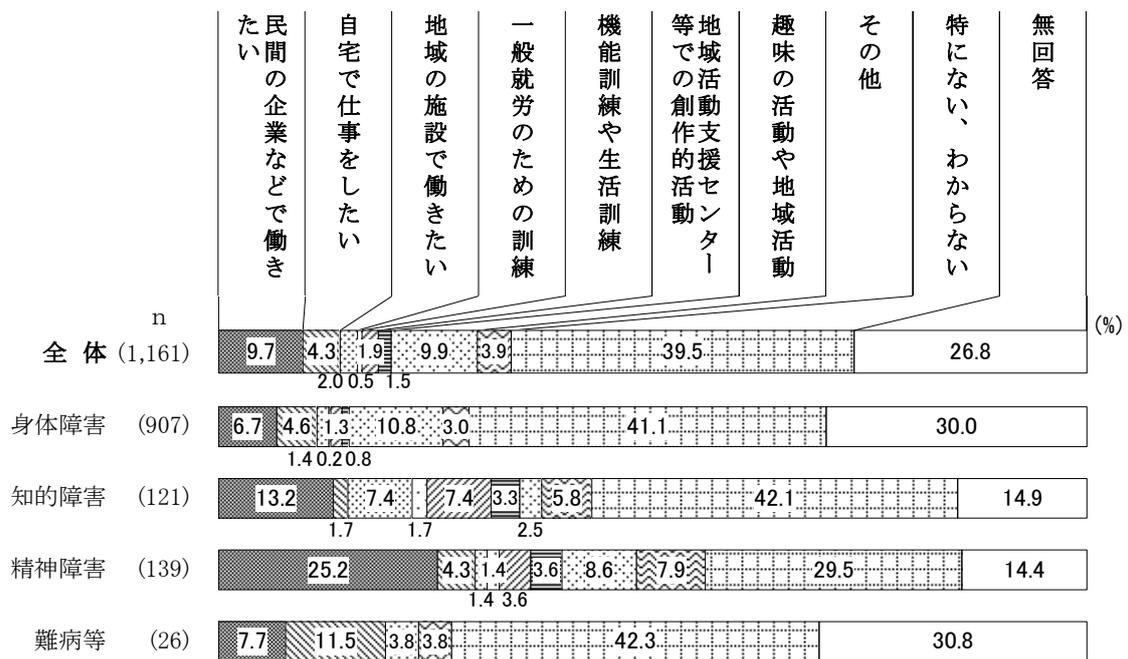
仕事や活動を探すうえで困っていることとしては、身体障害では「自分にあった仕事が見つからない」と「近くに働く場所がない」が、3割前後を占めて、最も多くなっています。

精神障害では「働く自信・イメージがもてない」が50.0%で最も多く、次いで「自分にあった仕事が見つからない」（46.9%）となっています。

※ 知的障害、難病等は回答者数が少ないため、分析ではふられていない。

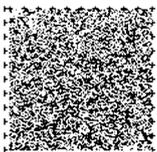


・ 5 年後に行っていたい活動



身体障害、知的障害、難病等では、全体として活動意向が低く、「特にない、わからない」が、身体障害で41.1%、知的障害で42.1%、難病等で42.3%となっています。

一方、精神障害では「民間の企業などで働きたい」が25.2%と、他の障害より多くなっています。



・ 障害のある人が働くために必要な条件（上位5位）

(%)

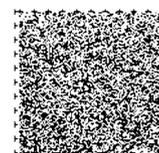
	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
全 体 n=1,337	障害にあった仕事であること 34.7	周囲が自分を理解してくれること 30.5	勤務する時間や日数を調整できること 26.3	通勤手段があること 15.2	職場により指導者や先輩がいること 13.2
身体障害 n=1,020	障害にあった仕事であること 32.0	周囲が自分を理解してくれること 26.8	勤務する時間や日数を調整できること 25.3	通勤手段があること 15.5	通院等の保障があること 12.1
知的障害 n=164	周囲が自分を理解してくれること 50.6	障害にあった仕事であること 50.0	職場により指導者や先輩がいること 27.4	ジョブコーチ等職場に慣れるまで援助してくれる制度があること 24.4	通勤手段があること 18.9
精神障害 n=159	障害にあった仕事であること 43.4	勤務する時間や日数を調整できること 41.5	周囲が自分を理解してくれること 39.0	職場により指導者や先輩がいること 20.8	通院等の保障があること 18.2
難病等 n=29	障害にあった仕事であること／周囲が自分を理解してくれること 37.9		勤務する時間や日数を調整できること 24.1	通勤手段があること 17.2	通院等の保障があること／ジョブコーチ等職場に慣れるまで援助してくれる制度があること／勤務場所に障害者用の設備・機器が整っていること 13.8

障害のある人が働くために必要な条件としては、身体障害では「障害にあった仕事であること」が32.0%で最も多く、以下「周囲が自分を理解してくれること」（26.8%）、「勤務する時間や日数を調整できること」（25.3%）の順となっています。

知的障害では「周囲が自分を理解してくれること」（50.6%）と「障害にあった仕事であること」（50.0%）が、いずれも5割を超えて多くなっています。

精神障害では「障害にあった仕事であること」（43.4%）「勤務する時間や日数を調整できること」（41.5%）と「周囲が自分を理解してくれること」（39.0%）が、いずれも4割前後と多くなっています。

難病等では、「障害にあった仕事であること」（37.9%）と「周囲が自分を理解してくれること」（37.9%）が、いずれも4割弱を占めています。

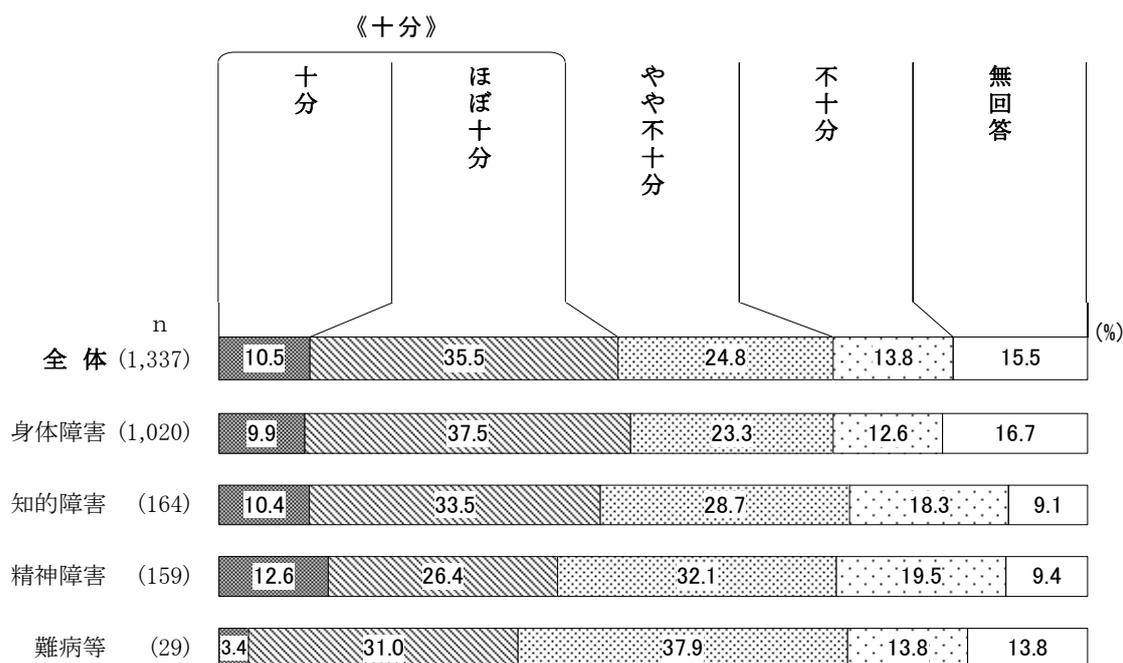


・日中活動に関する課題

障害のある人が働くために必要な条件としては、身体障害、知的障害で「障害に合った仕事であること」「周囲が自分を理解してくれること」が多くなっているほか、精神障害では「勤務する時間や日数を調整できること」を求める意見も少なくありません。障害のある人が、自分に合った仕事を、障害に応じた働き方で継続できるよう、障害のある人の雇用・就労への理解を広めていくとともに、就職の斡旋、紹介から就労後まで、一貫した支援をしていくことが課題です。

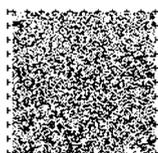
④相談体制

・困った時の相談体制の満足度

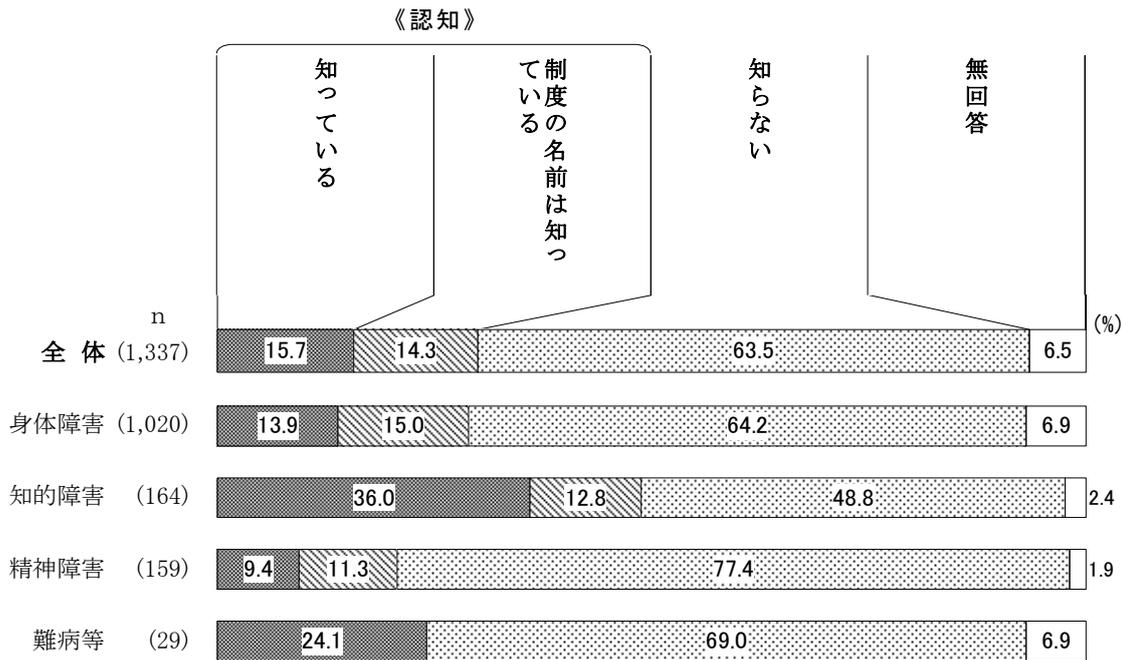


困った時の相談体制の満足度については、身体障害で「十分」と「ほぼ十分」の合計が47.4%、知的障害で43.9%と、いずれも4割を超えています。

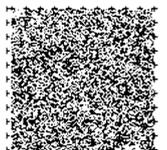
一方、精神障害、難病等では、「十分」と「ほぼ十分」の合計が、それぞれ39.0%、34.4%と身体障害、知的障害に比べて、やや低くなっています。



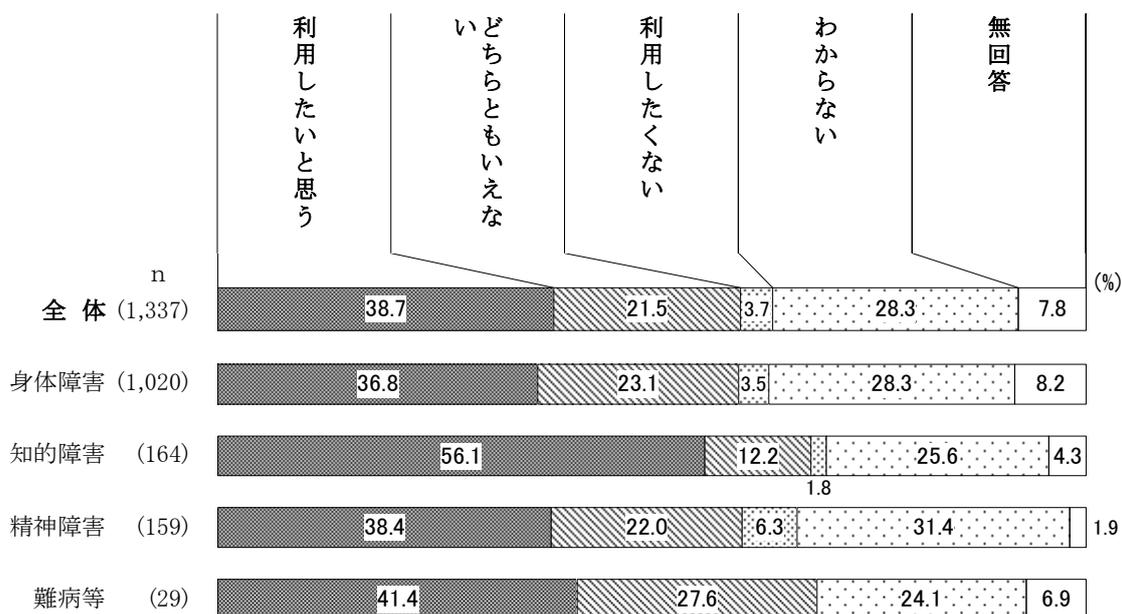
・「サービス等利用計画（障害者ケアマネジメント）」の認知状況



サービス等利用計画（障害者ケアマネジメント）の認知状況をみると、「知っている」と「制度の名前を知っている」の合計は、知的障害では48.8%と5割近くを占めているものの、身体障害、精神障害、難病等では、それぞれ28.9%、20.7%、24.1%に留まっています。



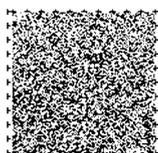
・「サービス等利用計画（障害者ケアマネジメント）」の利用意向



サービス等利用計画（障害者ケアマネジメント）の利用意向をみると、「利用したいと思う」は、知的障害で56.1%と最も多く、以下、難病等（41.4%）、精神障害（38.4%）、身体障害（36.8%）となっています。

・相談体制に関する課題

現在の相談体制に関しては、精神障害、難病では、「やや不十分」と「不十分」の合計が5割を超えているほか、知的障害でも4割を上回っており、決して満足できる状況にあるとはいえません。また、サービス等利用計画については、知的障害では周知度が5割近くを占めているものの、他の障害では十分には認知されていないのが実情です。今後は、制度の周知を徹底し、障害のある人が、最も自分にふさわしいサービスを受けることができるようにしていくことが課題です。



⑤災害時の対応

・災害などが起きたときの不安（上位5位）

(%)

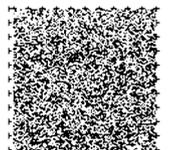
	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
全体 n=1,337	避難先での食事、トイレや入浴などが心配 47.3	避難先での薬や医療体制が心配 42.5	自分だけでは避難できない 41.7	避難先で介助が受けられるか心配 22.8	状況をまわりの人に伝えたり、連絡したりすることが難しい 20.7
身体障害 n=1,020	避難先での食事、トイレや入浴などが心配 50.2	避難先での薬や医療体制が心配 44.7	自分だけでは避難できない 41.2	避難先で介助が受けられるか心配 23.4	状況をまわりの人に伝えたり、連絡したりすることが難しい 17.2
知的障害 n=164	自分だけでは避難できない 63.4	状況をまわりの人に伝えたり、連絡したりすることが難しい 48.8	避難先での人の目、コミュニケーションが心配 42.1	避難先での食事、トイレや入浴などが心配 37.8	避難場所がわからない／避難先で介助が受けられるか心配 28.7
精神障害 n=159	避難先での薬や医療体制が心配 49.7	避難先での食事、トイレや入浴などが心配／避難先での人の目、コミュニケーションが心配 39.0	自分だけでは避難できない 39.0	避難場所がわからない 28.3	自分だけでは避難できない 27.0
難病等 n=29	避難先での食事、トイレや入浴などが心配 58.6	避難先での薬や医療体制が心配 51.7	自分だけでは避難できない 48.3	避難先で介助が受けられるか心配 41.4	状況をまわりの人に伝えたり、連絡したりすることが難しい 27.6

身体障害では「避難先での食事、トイレや入浴などが心配」が50.2%で最も多く、次いで「避難先での薬や医療体制が心配」（44.7%）となっています。

知的障害では「自分だけでは避難できない」が63.4%で最も多く、次いで「状況をまわりの人に伝えたり、連絡したりすることが難しい」（48.8%）となっています。

精神障害では「避難先での薬や医療体制が心配」が49.7%と最も多く、次いで「避難先での食事、トイレや入浴などが心配」「避難先での人の目、コミュニケーションが心配」（ともに39.0%）となっています。

難病等では、「避難先での食事、トイレや入浴などが心配」が58.6%で最も多く、次いで「避難先での薬や医療体制が心配」（51.7%）となっています。



・災害時に行政や地域から必要な支援（上位5位）

(%)

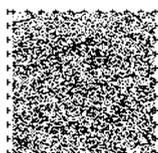
	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
全体 n=1,337	医療機関の受け入れ体制があること 50.2	個別に安否確認をしてくれること 43.2	障害や疾患別に必要な物品を手配してくれること 40.6	医療面についての相談窓口があること 37.2	移動の介助をしてくれること 36.4
身体障害 n=1,020	医療機関の受け入れ体制があること 53.4	個別に安否確認をしてくれること 42.6	障害や疾患別に必要な物品を手配してくれること 42.3	移動の介助をしてくれること 39.3	医療面についての相談窓口があること 37.7
知的障害 n=164	個別に安否確認をしてくれること 53.0	移動の介助をしてくれること 39.6	障害や疾患別に必要な物品を手配してくれること 35.4	医療機関の受け入れ体制があること 32.3	避難所に意思疎通のための道具などの支援策が準備されていること 30.5
精神障害 n=159	医療面についての相談窓口があること 49.7	医療機関の受け入れ体制があること 48.4	個別に安否確認をしてくれること／障害や疾患別に必要な物品を手配してくれること 40.3		移動の介助をしてくれること 17.6
難病等 n=29	医療機関の受け入れ体制があること 62.1	移動の介助をしてくれること／障害や疾患別に必要な物品を手配してくれること 55.2		医療面についての相談窓口があること 51.7	個別に安否確認をしてくれること 37.9

身体障害では「医療機関の受け入れ体制があること」が53.4%で最も多く、次いで「個別に安否確認をしてくれること」（42.6%）となっています。

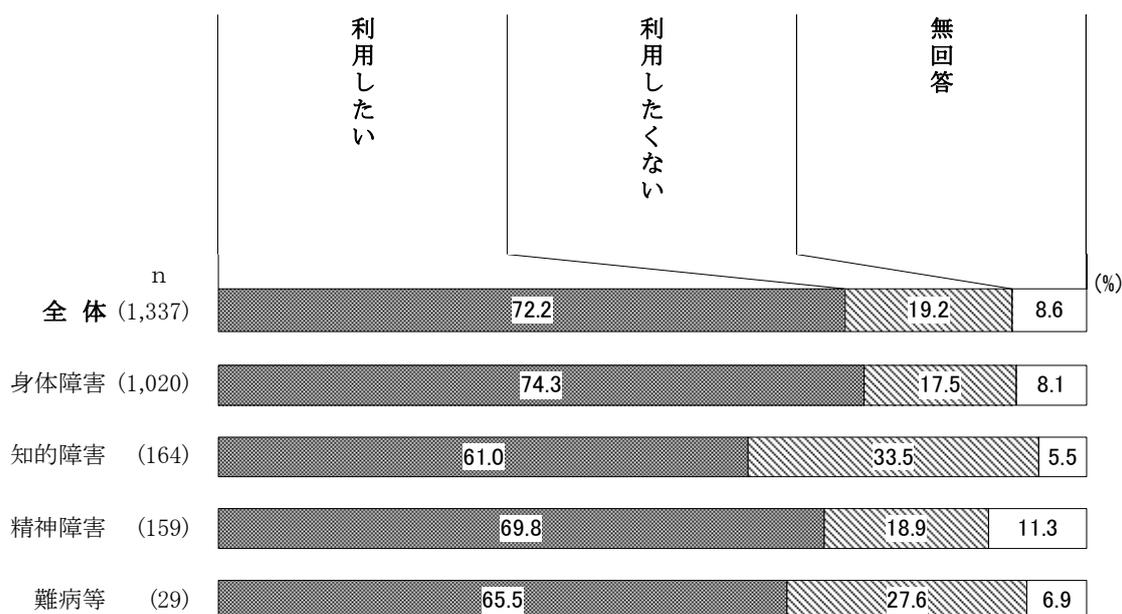
知的障害では「個別に安否確認をしてくれること」が53.0%で最も多く、次いで「移動の介助をしてくれること」（39.6%）となっています。

精神障害では「医療面についての相談窓口があること」（49.7%）と「医療機関の受け入れ体制があること」（48.4%）が、いずれも5割近くを占めて多くなっています。

難病等では「医療機関の受け入れ体制があること」が62.1%と、極めて多くなっています。



・ 災害発生時の避難所の利用意向



災害時の避難所の利用意向をみると、「利用したい」は、身体障害で74.3%を占めているほか、知的障害、精神障害、難病等でも6割を超えています。

・ 災害時の対応に関する課題

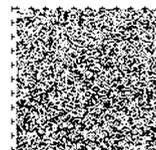
災害時の不安としては、いずれの障害でも「避難先での食事、トイレや入浴などが心配」との回答が多くなっています。また、身体障害、精神障害、難病では「避難先での薬や医療体制が心配」と医療面への不安が高くなっています。

一方、知的障害では、「自分だけでは避難できない」「状況をまわりの人に伝えたり、連絡したりすることが難しい」が多く、周囲の支援の必要性やコミュニケーションの難しさという課題が浮かび上がっています。

また、災害時に行政や地域に求める支援としては、身体障害、精神障害、難病では医療面での相談・支援への要望が極めて高くなっています。一方、知的障害では、「個別に安否確認をしてくれること」が5割を超え、他の障害より多くなっています。

さらに、災害時の避難所の利用意向は、いずれの障害とも、「利用したい」が6割台から7割台を占めています。

安否確認から、避難誘導、避難所の対応まで、障害の特性に応じて、適切な支援ができるよう、地域の人々と行政、関係機関が連携しながら、対応体制を構築していくことが課題です。



⑥障害福祉サービス

・利用状況と今後の利用意向（上位5位）

■利用状況

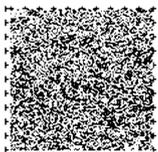
(%)

	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
全 体 n=1,337	補装具費の支給 （購入及び修理費） 8.0	居宅介護（ホームヘルプサービス） 7.0	生活介護（通所施設での介護） 6.8	短期入所（ショートステイ） 5.3	放課後等デイサービス／日常生活用具の給付等 4.7
身体障害 n=1,020	補装具費の支給 （購入及び修理費） 10.2	居宅介護（ホームヘルプサービス） 7.6	日常生活用具の給付等 5.9	生活介護（通所施設での介護） 5.2	短期入所（ショートステイ） 4.7
知的障害 n=164	生活介護（通所施設での介護） 20.7	行動援護（外出支援）／短期入所（ショートステイ） 15.2	相談支援 14.0	施設入所 11.6	
精神障害 n=159	相談支援 10.7	地域活動支援センター（創作活動等の場） 8.2	就労移行支援（一般企業就労に向けた訓練） 7.5	就労継続支援（福祉施設での就労） 5.7	居宅介護（ホームヘルプサービス） 5.0
難病等 n=29	補装具費の支給 （購入及び修理費） 17.2	放課後等デイサービス／短期入所（ショートステイ） 10.3	居宅介護（ホームヘルプサービス） ／相談支援／日常生活用具の給付等 6.9		

現在、利用しているサービスとしては、身体障害、難病等では「補装具費の支給（購入及び修理費）」が、それぞれ10.2%、17.2%と最も多くなっています。

知的障害では「生活介護（通所施設での介護）」が20.7%と最も多くなっています。

精神障害では「相談支援」が10.7%で最も多くなっています。



■ 今後の利用意向

(%)

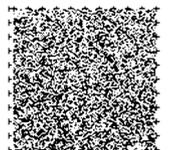
	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
全体 n=1,337	居宅介護（ホームヘルプサービス） 10.8	補装具費の支給（購入及び修理費） 8.9	相談支援 8.7	施設入所 7.6	短期入所（ショートステイ） 7.4
身体障害 n=1,020	居宅介護（ホームヘルプサービス） 12.8	補装具費の支給（購入及び修理費） 11.0	日常生活用具の給付等 9.0	行動援護（外出支援） 7.5	短期入所（ショートステイ） 7.3
知的障害 n=164	施設入所 18.3	短期入所（ショートステイ）／相談支援 14.6		行動援護（外出支援） 13.4	生活介護（通所施設での介護） 12.8
精神障害 n=159	相談支援 16.4	就労移行支援（一般企業就労に向けた訓練） 10.7	自立訓練（生活能力中心） 6.3	施設入所／就労継続支援（福祉施設での就労） 5.7	
難病等 n=29	短期入所（ショートステイ） 24.1	施設入所／相談支援／日常生活用具の給付等 17.2			居宅介護（ホームヘルプサービス）／行動援護（外出支援）／療養介護（医療機関での介護）／自立訓練（身体機能中心） 13.8

今後利用したいサービスとしては、身体障害では「居宅介護（ホームヘルプサービス）」が12.8%で最も多くなっています。

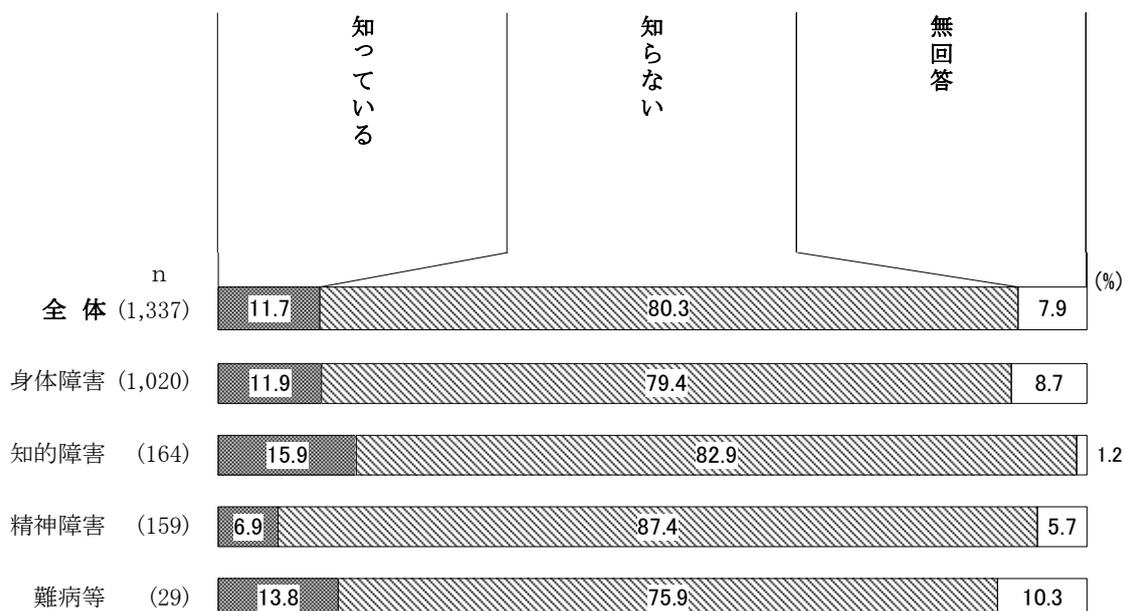
知的障害では「施設入所」が18.3%で最も多く、次いで「短期入所（ショートステイ）」「相談支援」（ともに14.6%）となっています。

精神障害では「相談支援」が16.4%で最も多く、次いで「就労移行支援（一般企業就労に向けた訓練）」（10.7%）となっています。

難病等では、「短期入所（ショートステイ）」が24.1%で最も多くなっています。



・ 障害者の範囲に難病患者等が追加されたことへの認知状況

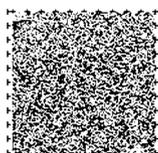


障害者の範囲に難病が加わったことについて、「知っている」は、難病等でも13.8%に留まっているうえ、すべての障害で周知度が低くなっています。

・ 障害福祉サービスに関する課題

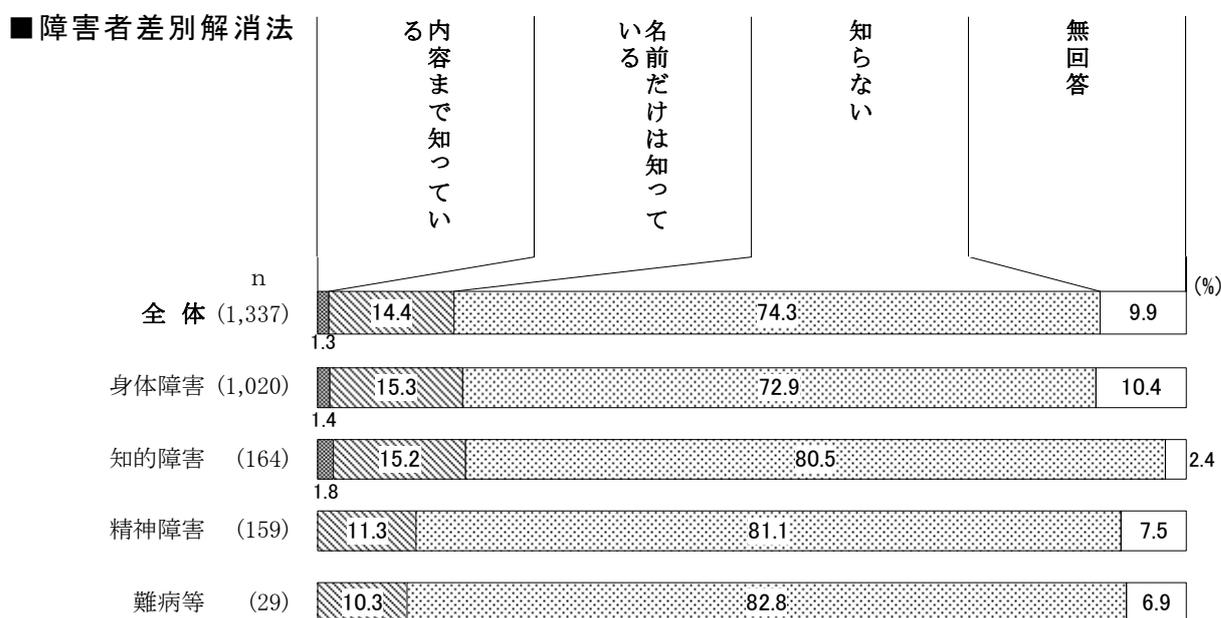
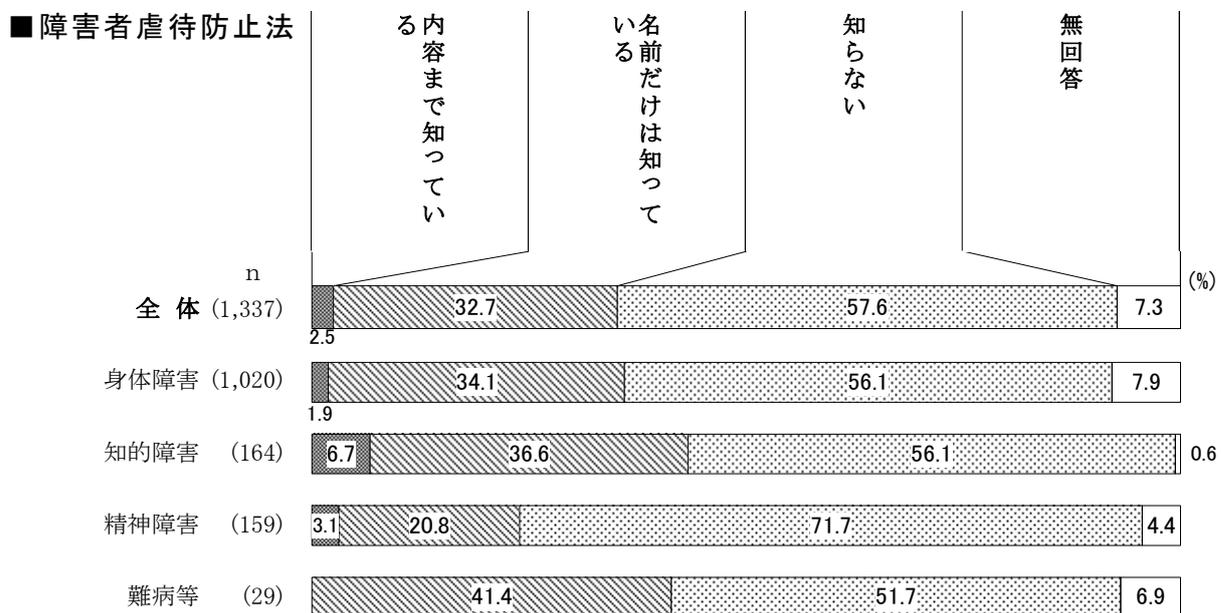
各障害とも、利用したいと思うサービスの内容はさまざまであり、こうした要望に的確に答えられるよう、各サービスの充実と多様化を図ることが重要です。

特に、知的障害では、「施設入所」が約2割、「グループホーム」が1割強となっており、こうした要望に応じていくことが求められています。



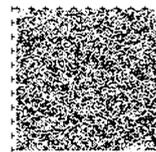
⑦人権の擁護

・「障害者虐待防止法」「障害者差別解消法」の認知状況



障害者虐待防止法については、精神障害で「知らない」が71.7%を占めているほか、身体障害、知的障害、難病等でも5割を超えています。

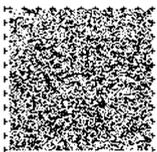
また、障害者差別解消法については、いずれの障害でも「知らない」が7割台から8割台となっています。



・ 人権の擁護に関する課題

障害者虐待防止法の周知度は比較的高いものの、その内容まで理解している人は、いずれの障害でも1割弱に留まっているほか、障害者差別解消法については、いずれの障害でも周知度が2割を下回っております。

障害のある人が、地域の中で、必要なサービスを受けながら、一人の人間として尊厳をもって生活していけるよう、障害のある人の人権を尊重することの重要性を、広く市民に啓発していくことが課題です。



⑧施策への要望

・障害のある人にとって住みよいまちをつくるために必要なこと (上位5位)

(%)

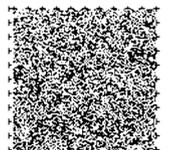
	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
全 体 n=1,337	何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実 48.4	サービス利用の手続きの簡素化 33.2	行政からの福祉に関する情報提供の充実 26.6	在宅での生活がしやすいよう福祉のサービスの充実 22.7	地域の保健・医療体制の充実 16.2
身体障害 n=1,020	何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実 46.9	サービス利用の手続きの簡素化 34.5	行政からの福祉に関する情報提供の充実 28.3	在宅での生活がしやすいよう福祉のサービスの充実 24.5	災害のときの避難誘導體制の整備 17.4
知的障害 n=164	何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実 50.6	差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動を充実する 25.0	サービス利用の手続きの簡素化／障害に配慮した公営住宅や、グループホームの整備など、生活の場の確保 24.4	行政からの福祉に関する情報提供の充実 23.2	
精神障害 n=159	何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実 61.6	サービス利用の手続きの簡素化 35.8	行政からの福祉に関する情報提供の充実 25.2	差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動を充実する 24.5	職業訓練の充実や働く場所の確保 22.0
難病等 n=29	何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実 51.7	サービス利用の手続きの簡素化 44.8	在宅での生活がしやすいよう福祉のサービスの充実 37.9	公共施設や道路・建物のバリアフリーの推進 27.6	行政からの福祉に関する情報提供の充実／重度の人のための入所施設の整備／障害に配慮した公営住宅や、グループホームの整備など生活の場の確保 17.2

障害のある人にとって住みやすいまちをつくるために必要なこととしては、すべての障害において、「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」が最も多くなっています。

また、身体障害では「サービス利用の手続きの簡素化」が34.5%、「行政からの福祉に関する情報提供の充実」が28.3%と多くなっています。

知的障害では、「差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動を充実する」が25.0%、「サービス利用の手続きの簡素化」「障害に配慮した公営住宅や、グループホームの整備など、生活の場の確保」（ともに24.4%）が多くなっています。

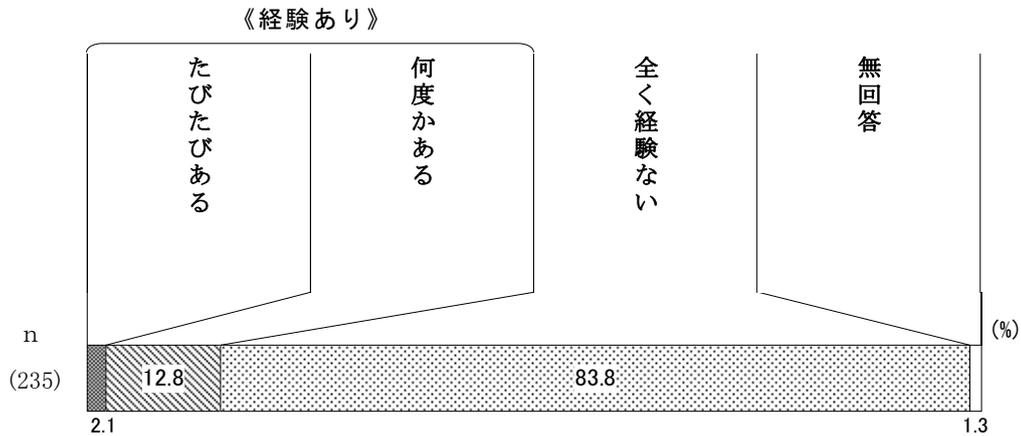
精神障害、難病等では「サービス利用の手続きの簡素化」が、それぞれ35.8%、44.8%と多くなっています。



(3) 一般市民への調査

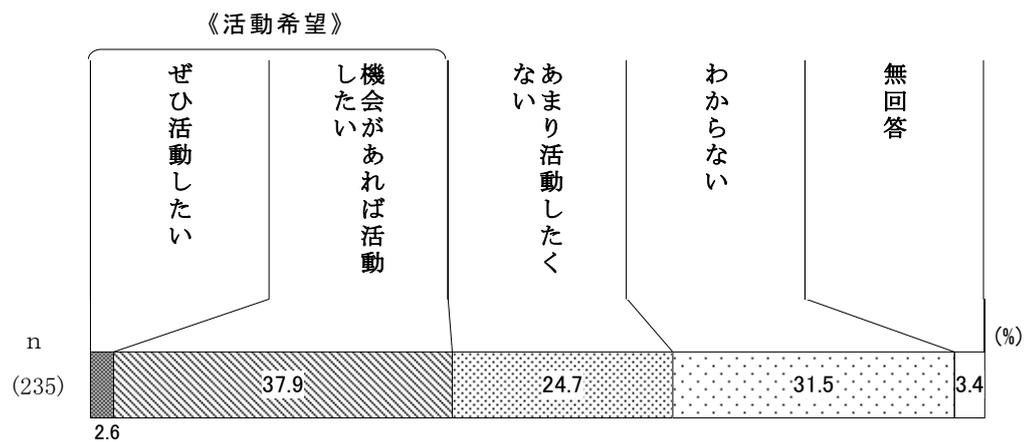
①福祉やボランティアへの関心

・障害のある人に対するボランティア活動への参加経験

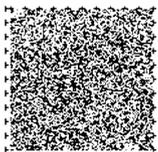


障害のある人に対するボランティア活動への参加経験が「たびたびある」は2.1%、「何度かある」は12.8%となっており、《経験あり》は14.9%となっています。一方、「全く経験ない」が83.8%を占めています。

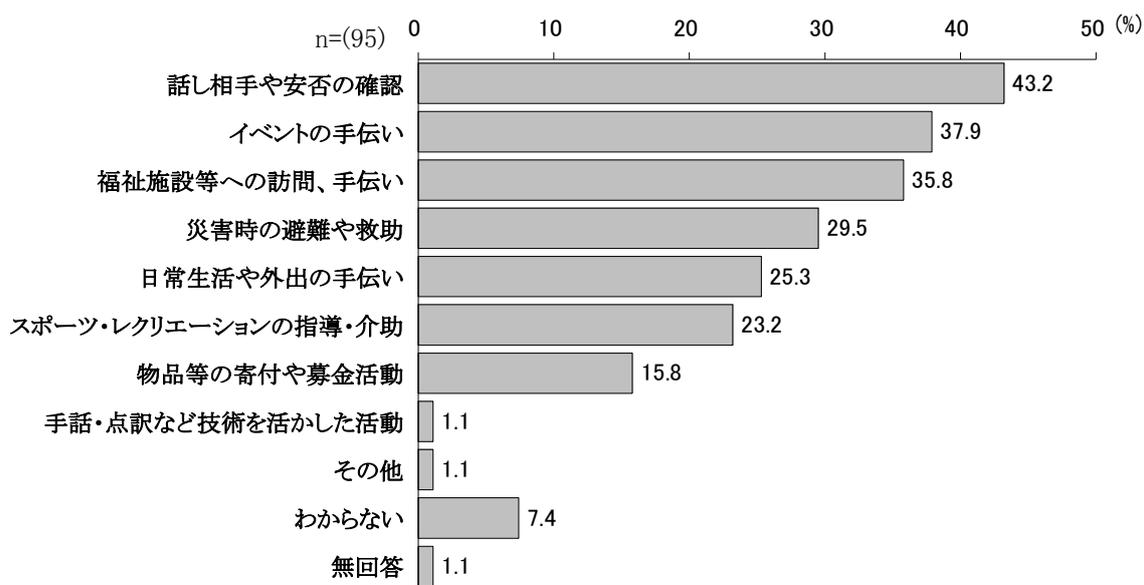
・障害のある人に対するボランティア活動の活動希望



「ぜひ活動したい」は2.6%にとどまりますが、これに「機会があれば活動したい」(37.9%)をあわせた《活動希望》のある人は40.5%となっています。また、「わからない」が31.5%と比較的多くなっています。

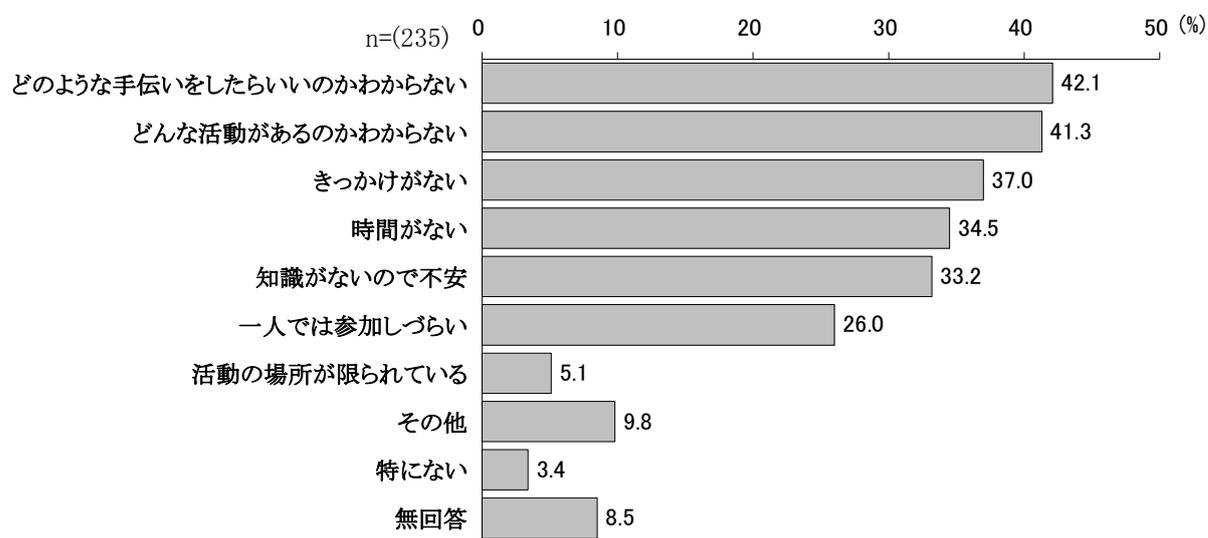


・希望する活動内容

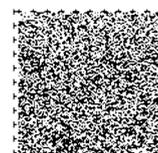


《活動希望》のある人が希望する活動内容は、「話し相手や安否の確認」が43.2%で最も多く、「イベントの手伝い」(37.9%)、「福祉施設等への訪問、手伝い」(35.8%)、「災害時の避難や救助」(29.5%)、「日常生活や外出の手伝い」(25.3%)などが続いています。

・ボランティア活動に参加しようとした際に困ること



ボランティア活動に参加しようとした際に困ることは、「どのような手伝いをしたらいいかわからない」(42.1%)、「どんな活動があるかわからない」(41.3%)の2項目が4割台で多くなっています。以下、「きっかけがない」(37.0%)、「時間がない」(34.5%)、「知識がないので不安」(33.2%)が3割台で続いています。



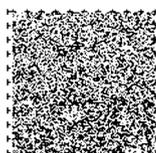
5 団体ヒアリング

平成26年7月と8月に市内の障害者団体を対象に意見を聴く会を開催して、当事者の方々の意見を伺いました。

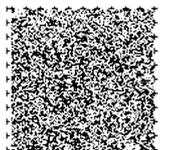
No.	団体名	日程・時間帯	場所
1	蕨市視覚障害者協会	平成26年7月25日（金）9：30～	蕨市総合社会福祉センター 2階 福祉団体連絡室
2	蕨障害児（者）を守る会	平成26年7月25日（金）10：45～	
3	蕨市身体障害者福祉会	平成26年7月25日（金）13：30～	
4	蕨戸田地区精神保健福祉 家族会雑草クラブ	平成26年7月25日（金）14：45～	
5	蕨市聴覚障害者協会	平成26年8月1日（金）10：00～	蕨市役所 4階 第1委員会室

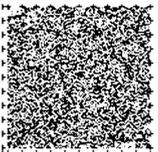
《 主な意見 》

- ①会員数を増やすためには、団体の活動内容をPRすることが必要なので、活動内容を掲載したパンフレットの作成や配布等について、支援をしてほしい。
- ②活動拠点となる場所や、各団体の交流の場が不足している。
- ③障害のある人への理解と協力が不足している。
- ④障害の特性によって、受けられるサービスにかなりの差がある。
- ⑤地域の中で、障害のある人とない人との交流を促進していくことが重要である。
- ⑥障害のある人に対する差別が依然として残っており、障害者の差別解消に向けた取り組みを推進してほしい。
- ⑦障害の種類や程度に応じて、的確な合理的配慮をしていけるよう、この考え方を分かりやすく解説したパンフレット等により、市民への周知・啓発をしていくことが重要である。
- ⑧災害時に障害者が適切な支援を受けられるよう、個人のプライバシーには十分に配慮しつつ、避難行動要支援者名簿等の情報を有効に活用してほしい。



- ⑨災害時に障害のある人が安心して生活できるよう福祉避難所を整備してほしい。
- ⑩災害時に障害のある人が避難所を利用できないケースでも、自宅で生活できるような支援をしてほしい。
- ⑪グループホームや入所施設を建設してほしい。
- ⑫緊急時のショートステイを充実させてほしい。
- ⑬「親亡き後でなく、親が活着ている時から」障害のある人が安心して生活できるよう、サービスの充実や住居の確保等に取り組んでほしい。
- ⑭計画相談支援を含めて、各種の相談支援体制を充実させてほしい。
- ⑮視覚障害者、聴覚障害者について、その障害の特性に十分配慮したサービスや支援をしてほしい。

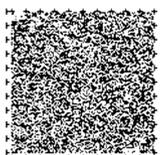




第 2 部

障害者計画の 施策展開





基本目標（１） 障害者の人権の尊重

現状と課題

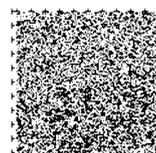
障害のある人が、障害のあることを理由に差別されることのない社会が求められています。そのため、障害のある人の人権の擁護という観点から、関係する法律や条約について、広く市民に周知し、市民の障害のある人への理解を深めていくことが重要です。

また、障害のある人が地域において、一生涯にわたって社会の一員としてその尊厳を重視され、その人らしく暮らすことができるためには、日々の暮らしの中での自己決定を支援するとともに、障害があることで不利益な取扱いを受けることなく安心して暮らしていける権利擁護の仕組みを構築する必要があります。

障害のある人に対する虐待は、家庭、職場、学校など、社会生活のさまざまな場面において行われるおそれがあり、その類型も、身体的なものに限らず、心理的、経済的、性的、放置・放任などさまざまです。その潜在的な可能性を認識し、人々の意識に訴えかけ、虐待を未然に防ぐための取り組みが強く求められています。

また、障害のある人が自分で決められることは自分で決め、支援が必要な部分は支援者に補ってもらうことで、自らの権利を適切に行使できるよう、成年後見制度等の利用支援を推進します。

このような支援を進めていくうえで、障害のある人を地域で支援していくネットワークで扱われる個人情報については、細心の注意を払い、取り扱っていくことが並行して求められています。



施策の方向① 啓発活動の推進

障害者権利条約の批准、障害者虐待防止法、障害者差別解消法、障害のある人への「合理的配慮」等、障害のある人の人権を擁護するための法律や条例の周知をはじめ、障害のある人への理解を深めるための啓発活動を推進します。

	施策名	施策の内容	担当課
1	啓発事業の実施	広く市民に対し、障害のある人への理解を深めるための啓発を行います。	福祉総務課 保健センター
2	福祉広報活動の充実	「広報蕨」や市ホームページをはじめ、社会福祉協議会だより「さくらんぼ」など、広報紙やケーブルテレビを活用した広報活動を充実します。	秘書広報課 福祉総務課 保健センター 社会福祉協議会

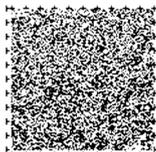
施策の方向② 権利擁護施策の充実

成年後見制度等の権利擁護事業や福祉サービス利用援助事業の周知を図り、その利用を促進します。

また、関係機関とネットワークを構築し、障害のある人への虐待の防止、介助者への支援体制を整備します。

	施策名	施策の内容	担当課
3	権利擁護制度の理解促進	成年後見制度をはじめとする、権利擁護制度の周知を広く行います。	福祉総務課 介護保険室 保健センター 社会福祉協議会
4	● 成年後見制度※の利用促進	認知症や知的障害、精神障害などにより、契約のための判断能力が不十分な人の財産の保全、契約等の行為の代理権を設定することなどができる成年後見制度について、制度の周知や窓口の紹介、及び法人後見人の育成等を行い、成年後見制度の利用を促進します。	福祉総務課 介護保険室 保健センター 社会福祉協議会

●は重点施策



	施策名	施策の内容	担当課
5	関連機関との連携の促進	さまざまな相談や権利の侵害に対する苦情に、適切に対応できるよう、埼玉県社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会など、関連機関との連携を促進します。	福祉総務課 保健センター 社会福祉協議会
6	● 障害者虐待防止センター事業の強化	障害者虐待対応の窓口となる「蕨市障害者虐待防止センター」を周知するとともに、同センターにおける、虐待の防止、早期発見、虐待を受けた障害者に対する保護や自立の支援、養護者に対する支援を強化します。	福祉総務課 保健センター 社会福祉協議会
7	蕨市地域自立支援協議会権利擁護専門部会の充実	蕨市地域自立支援協議会の専門部会である権利擁護部会において、関係機関によるネットワークの構築や権利擁護に関する研修、個別事例の検討を行います。	福祉総務課 保健センター 社会福祉協議会
8	福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートネット）の推進	認知症や知的障害、精神障害などにより、日常生活における判断能力が不十分な人の福祉サービス利用や、日常的な金銭管理を支援するための福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートネット）の利用を促進します。	社会福祉協議会

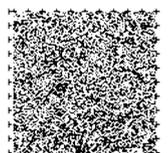
●は重点施策

※成年後見制度：判断能力が低下した人に対し、家庭裁判所による法定後見人等を選任し、本人の権利・利益を代行して後見等を行う制度。

施策の方向③ 各種計画等への参加の促進

障害のある人の視点に立ったまちづくりを進めるため、各種計画への障害のある人の参加を促進します。

	施策名	施策の内容	担当課
9	公募委員の登用	市民の視点を踏まえた計画を策定するため、障害の有無にかかわらず市民からの公募委員を登用します。特に「障害者計画等」の策定にあたっては、当事者へのアンケート、策定懇談会委員への登用、市内障害者団体へのヒアリングを実施し、当事者の意見を反映させます。	福祉総務課 保健センター 関係各課
10	パブリック・コメントの実施	市の基本的な計画、条例等の策定等の過程において、当該計画、条例等の案の趣旨、内容等を広く公表し、公表したものに対する市民等から意見及び情報を考慮して意思決定を行います。	関係各課



基本目標（２） 理解と交流の促進

現状と課題

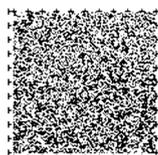
障害のある人は、日常生活の中で物理的な面だけでなく、制度的、文化的、意識上等のバリアによって社会的な不利（ハンディキャップ）を受けている可能性があります。

近年、ノーマライゼーション理念が普及し、障害のある人への理解は着実に進んできていますが、支援を必要とする人々に偏見を持たず、地域社会の一員として受け入れ、支える意識を持つ人々が多くなっていくよう、より一層の理解が求められます。

今後は、さまざまな啓発手段を活用しながら、障害のある人や障害についての認識や理解をさらに深め、バリアのない社会を築いていくことが課題です。

また、ノーマライゼーション理念の浸透のためには、障害の有無にかかわらず、すべての人が、社会のさまざまな分野において交流し、お互いの理解を深め、ともに協力していけるような社会環境を創りあげることが求められています。

それには、相互理解を深めるため、各種イベントへの参加促進を図るとともに、身近な場所で、気軽に集まり、お互いに情報交換したり、相談し合えるような集いの場や機会を提供することが課題です。



施策の方向① 福祉教育・学習機会の拡充

障害のある人や障害に対する偏見や差別をなくし、ノーマライゼーションの理念や障害のある人に対する理解と認識を深めるため、各種教育や学習の場の拡充を図ります。

	施策名	施策の内容	担当課
11	障害児(者)ボランティア養成講座の実施	障害のある子どもや障害のある人に対する理解を深め、障害のある人に対するボランティア活動へつなげます。	社会福祉協議会
12	中学生ワーキングウィークの実施	蕨市の中学生が社会体験事業として市内の福祉事業所などで働き、障害のある人への理解を深めます。	学校教育課
13	学校における福祉教育の充実	総合的な学習の時間における、障害のある人との交流や、アイマスクや車いす体験等をとおして、福祉教育を推進します。	学校教育課

施策の方向② 学習・地域交流の促進

障害のある人同士や、障害のある人とない人の相互理解を深めるため、各種イベントへの参加促進を図るとともに、交流の場や機会の提供に努めます。

	施策名	施策の内容	担当課
14	福祉体験パレードの実施	毎年11月に福祉の推進の一環として、車いす・アイマスク・白杖の体験をする福祉体験パレードを実施し、障害のある人への理解を深めます。	福祉総務課
15	社会福祉大会、ふれあい広場の実施	社会福祉の増進に貢献した方を表彰するとともに福祉関係団体の活動展示等を行います。	社会福祉協議会
16	社会福祉センターまつりの開催	イベント・模擬店等を行い、市民・施設利用者間の交流、障害のある人たちへの理解促進、総合社会福祉センターの周知を図ります。	福祉総務課 社会福祉協議会
17	高次脳機能障害地域相談会開催の支援	埼玉県が事業委託で実施している「高次脳機能障害地域相談会」の開催を支援し、高次脳機能障害の理解を深めるとともに障害のある人同士の交流促進に努めます。	保健センター

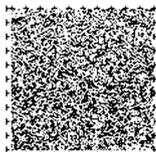


施策の方向③ ボランティア活動の推進

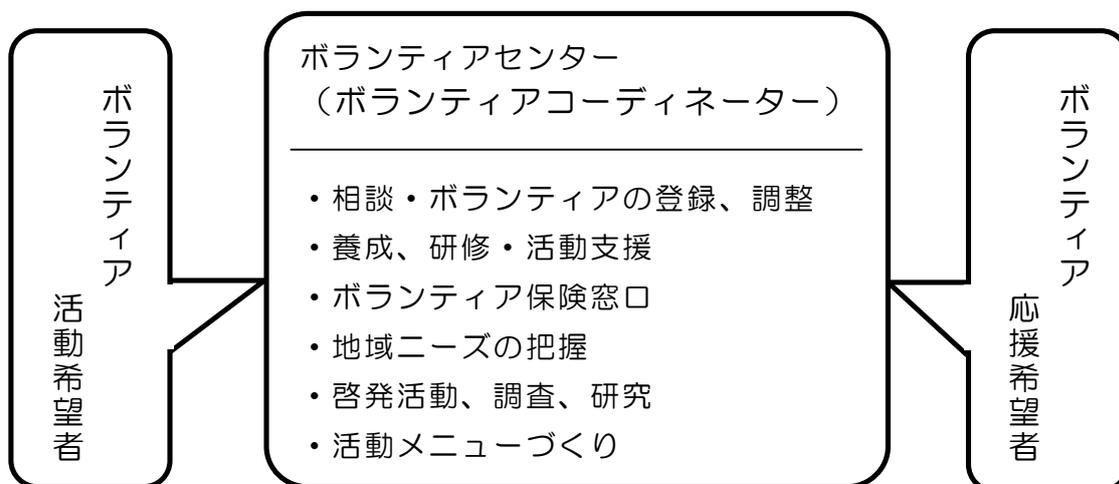
社会福祉協議会を中心として、ボランティア活動をより一層定着させ広めていくため、各種情報の提供や団体の育成・支援を図るとともに、ボランティアセンターの充実を図ります。

	施策名	施策の内容	担当課
18	● ボランティアセンターの充実	<p>ボランティア情報の発信、ボランティアの養成、ボランティア連絡会の運営等、コーディネーターを中心として、ボランティアしたい人と紹介してほしい人をつなぐ活動拠点として、ボランティアセンターを充実させます。</p> <p>また、ボランティア団体と福祉団体との交流の場の提供についても検討するとともに、青少年団体との連携の強化を図ります。</p> <p>さらに、災害ボランティアセンター運営についても検討を進めます。</p>	福祉総務課 社会福祉協議会
19	● ボランティアの育成	<p>ボランティア活動への参加をPRするとともに、体験講座の開催や各種養成講座の充実と受講者の拡大を図ります。また、受講後のボランティア活動参加へとつなげていくためにも、ボランティアの育成に努めます。</p> <p>特に、災害ボランティア、傾聴ボランティアの養成を図るとともに、若年層へのアプローチを強化していきます。</p>	福祉総務課 社会福祉協議会
20	● ボランティア活動の周知	<p>ボランティアへの理解と活動状況を市民に周知するための冊子を充実していくとともに、ボランティアセンターだよりを定期的に発行するほか、ソーシャル・ネットワーキング・サービスの活用を図ります。</p>	福祉総務課 社会福祉協議会
21	ボランティア連絡会への支援	<p>市内のボランティア団体の状況把握、情報交換や相互学習の場の拡充、協力体制の確立に向けて、ボランティア連絡会の活動を支援します。</p>	福祉総務課 社会福祉協議会

●は重点施策



【ボランティアセンターの機能】

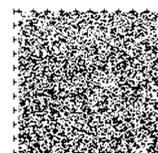


【ボランティア連絡会加入団体】

平成26.11.1現在

団 体 名		団 体 名	
1	朗読サークル「草笛」	9	蕨明るい社会づくり推進の会
2	点字サークル「あじさい」	10	トイライブラリー わらびおもちゃのいえ
3	拡大写本グループ	11	やよい会
4	縫製奉仕活動グループ	12	ガールスカウト埼玉県第12団
5	蕨手話サークル	13	つくしの会
6	蕨市食生活改善推進員会	14	朗読ボランティアサークル 「山びこ」
7	月曜会	15	朗読サークルこだま
8	わらびユニークダンス友の会	16	個人ボランティア

資料：社会福祉協議会



施策の方向④ 福祉団体への支援

障害者福祉の一層の推進を図るため、障害者団体等、福祉関連団体の活動を支援するとともに、市との協力・協働の関係づくりを進めます。

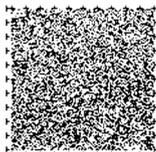
	施策名	施策の内容	担当課
22	福祉団体の活動への支援	障害者団体等の地域での活動を広く周知するなど活動の充実と活性化を促進します。	福祉総務課

【市内の障害者団体等による地域活動】

平成26.11.1現在

団体名	内容
蕨市身体障害者福祉会	市内在住の身体障害者（児）を会員とし、その福祉の増進と社会的地位の向上のため各種事業を展開しています。
蕨障害児（者）を守る会	障害児（者）の保護者の会として心身障害児（者）の生活を守り、さまざまな問題を解決するための活動を行っています。
蕨市視覚障害者協会	市内在住の視覚障害者を会員とし、福祉の増進と親睦を図るための活動を行っています。
蕨市聴覚障害者協会	市内在住の聴覚障害者の会として、会員相互の交流、それを支えるボランティアサークルと協力関係を通じて、各種事業を行っています。
雑草クラブ（家族の会）	蕨・戸田地区精神保健福祉家族会で、会員相互の親睦や交流、地域活動や研修への参加など、さまざまな活動を行っています。
NPO法人障害者の自立を考えるあしたの会	若い障害のある人たちが住み慣れた地域社会で、自立して生きていくための研修や交流活動を行っています。
障害者を支援する会すまいる	学校教育終了後の障害のある人の社会的自立を支援するため、地域活動支援センターの運営、地域活動への参加、障害者の福利厚生等の活動を行っています。
糸ぐるまを支援する会	精神障害者の社会復帰の促進等を目的とした地域活動支援センター「糸ぐるま」を支援する活動を行っています。

資料：福祉総務課



基本方針Ⅱ 安心して暮らせるまちへ

基本目標（１） 情報提供の充実

現状と課題

サービス利用に関する情報については、障害のある人が自分に最もふさわしいサービスを選択できるよう、サービスそのものの情報、サービス事業者の情報やその事業者の評価に関する情報等、さまざまな情報が得られるようにしていくことが求められています。

情報提供にあたっては、どのような障害があっても利用しやすいように障害の特性や提供手段に配慮する必要があります。

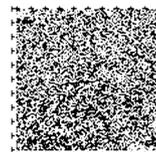
こうしたことから、情報を必要とする障害のある人に的確に届く情報提供を行うためにはどうすればよいのかという視点から、媒体の選択、内容、提供方法、情報提供の頻度など、総合的に内容の充実を図ります。

また、インターネット等による新しい情報提供手段の普及によって、障害のある人も必要な情報を容易に入手できる環境が整いつつあります。こうした情報提供の手段を活用できるよう環境の整備や支援をしていくことが重要な課題です。

施策の方向① 情報提供等の充実

障害のある人が手軽に必要な情報を入手できるよう、各種情報提供の充実を図ります。

	施策名	施策の内容	担当課
23	インターネットによる情報提供の充実	市や社会福祉協議会のホームページなどを通じて、福祉施策やボランティア活動、福祉施設の紹介を行い、情報提供体制の充実を図ります。ホームページのリニューアル作業を進め、「音声読み上げ機能」や「文字の拡大機能」などにより使いやすいホームページ作りに努めます。	福祉総務課 保健センター 社会福祉協議会

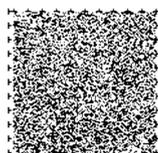


	施策名	施策の内容	担当課
24	福祉ガイドブック等の配布	手帳交付時や転入時に利用可能サービスが記載された冊子である福祉ガイドブックやサービス一覧が記載されたパンフレットを配布します。	福祉総務課 保健センター
25	相談支援事業所による情報提供体制の充実	障害のある人のニーズに対応した情報提供を行うことができる相談支援事業所を充実させることで、障害のある人への情報提供体制の充実を図ります。	福祉総務課 保健センター 社会福祉協議会

施策の方向② 情報のバリアフリー化の推進

「情報バリアフリー」に配慮し、音声読み上げなど、視覚障害のある人にとって利用しやすい市のホームページとなるよう、技術変化に対応した提供方法の充実に取り組みます。また市立図書館においては、大活字本、点訳図書、録音図書、対面朗読等、図書館の障害のある人へ向けたサービスの一層の充実を図ります。

	施策名	施策の内容	担当課
26	利用者の情報研修の実施	サービス利用に関するさまざまな情報の中から、自分に必要な情報を選び出すことができるよう、総合社会福祉センターなどにおいてパソコン講習会を実施するなど、利用者の障害の特性に応じた情報研修を実施します。	福祉総務課 生涯学習スポーツ課
27	情報収集の場の拡大	平成15年度より、総合社会福祉センターの利用者が利用できるよう、インターネットが利用できるパソコンが設置されています。今後も利用拡大に向けて、情報内容の充実を図っていきます。	福祉総務課 社会福祉協議会
28	図書館事業の充実	誰もが図書館の所蔵する資料や情報を気軽に利用できるよう、ホームページにより新着図書や催しものの案内及び図書館資料の検索や予約などのサービスを実施し、情報のバリアフリー化を図っています。 また、一般の資料をそのままでは利用できない人に対して、利用できるように変換した資料を充実させ、周知を図り、障害のある人向けのサービスの充実を図ります。 <input type="checkbox"/> 対面朗読 <input type="checkbox"/> 録音図書、点訳図書の製作 <input type="checkbox"/> 大活字本、録音図書、点字図書、布絵本の貸出し	図書館
29	手話・点字等の普及促進	家庭生活や社会活動における意思疎通を円滑にするため、手話や点字などの講習会や通訳者の養成を行い、普及促進を図ります。 <input type="checkbox"/> 点字教室の開催 <input type="checkbox"/> 手話講習会の開催	福祉総務課 社会福祉協議会



基本目標（２） 相談体制の充実

現状と課題

障害のある人が、身近なところで気軽に相談できる体制づくりが求められています。特に、障害のある人やその家族が日常のさまざまな悩みや不安について気軽に相談のできる体制を充実していくことが重要です。

身体障害、知的障害、精神障害に加えて、難病、発達障害、高次脳機能障害等まで、障害それぞれに応じた適切な対応のできる相談体制の充実が重要です。

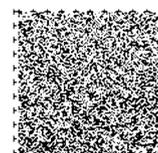
また、重度障害者等に限定されていたサービス利用計画作成の対象者が、平成27年3月までに原則としてすべての障害福祉サービス利用者に拡大されたことから、計画相談支援体制の充実を図ることも必要です。

施策の方向① 各種相談体制の充実

障害のある人やその家族が、日常の悩みや不安を解消するために気軽に利用できるよう、各種相談体制の充実を図るとともに、相談員の知識と能力の向上を図ります。

	施策名	施策の内容	担当課
30	● 相談支援事業の充実	相談支援事業所の確保と充実に努めるとともに、総合社会福祉センター内にある基幹相談支援センターを中心として、障害のある人やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援、障害のある人等の権利擁護のために必要な援助など、福祉・保健・医療・教育・地域の社会資源等との連携を図りながら、利用者全体の相談支援を行います。 また、障害のある人が相談に応じるピアカウンセリング※の研究のほか、教育機関や埼玉県の実施する専門性の高い相談事業と連携しながら発達障害、高次脳機能障害のある人の早期発見や支援技術の向上を図るなど、新たな相談機能の充実に努めます。	福祉総務課 保健センター 社会福祉協議会

●は重点施策



	施策名	施策の内容	担当課
31	各種相談機能の充実	障害のある人の多様な相談に対して、個人の人権やプライバシーに配慮しながら適切に応じられるよう、各種相談窓口や身体障害者相談員、知的障害者相談員、精神保健福祉士、精神科医、保健師など、さまざまな相談機能における障害理解のさらなる向上を図るとともに、専門職員の配置を検討します。	福祉総務課 保健センター
32	● 相談支援専門員の資質の向上と情報の共有	蕨市地域自立支援協議会の専門部会である相談支援専門部会において、関係機関のネットワーク構築や相談支援に関する研修、検討を行います。	福祉総務課 保健センター 社会福祉協議会

●は重点施策

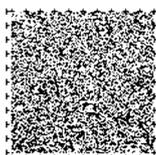
※ピアカウンセリング：障害のある人に対して同じく障害のある人が行う相談や助言、支援活動。相談をする人も受ける人も対等な立場に立った相互活動であり、支えあいながら、いきいきと自立生活を送っていくことを目的として行われている。

施策の方向② 計画相談支援体制の確保

障害福祉サービス等利用時の計画相談支援の周知と利用促進を図るとともに、ケアマネジメントに係る人材の育成と確保を図ります。

	施策名	施策の内容	担当課
33	● 特定相談支援事業の推進	障害者総合支援法に基づき、すべての障害福祉サービスを利用する人に対し、サービス利用計画を作成します。利用者の選択に基づいてニーズにあった総合的なサービスが受けられるよう、サービス等利用計画作成従事者の確保に努め、ソーシャルワーカーや保健師、ヘルパーなどと連携したケアマネジメント体制を推進します。 また、市内の介護保険事業所に対しても特定相談支援事業所の指定を促すなど、サービス提供事業者の拡充を図ります。	福祉総務課 保健センター

●は重点施策



基本目標（3） サービスの質の向上

現状と課題

障害者総合支援法に基づく福祉サービスは、利用者と事業者との契約によって利用・提供され、事業者には契約にあたっての重要事項説明、サービス提供計画の内容提示、サービス情報の提供が義務として課せられています。

また、利用者が、障害の特性に合った適切なサービスが受けられるよう、事業者に対し、法令基準の遵守や苦情に対する窓口、解決の仕組みを整備するよう周知することや、第三者評価制度※の受審を働きかけることで、良質な事業者の選択やサービスの質の向上を図ることが必要です。

そして、障害のある人が自らの権利を適切に行使できるよう、権利擁護等の支援体制を充実させることも求められています。

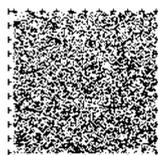
※第三者評価制度：社会福祉事業の経営者の提供するサービスの質を、当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する制度。事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけることや評価の結果を公表することにより、利用者の適切なサービス選択に資することを目的とする。



施策の方向① 事業者の質の向上

障害のある人が、障害の特性にあった適切なサービスが受けられるよう、事業者のサービスの質の向上を図るとともに、事業者に対する苦情に適切に対応できるよう、第三者評価制度の活用を促進します。

	施策名	施策の内容	担当課
34	情報開示の推進	サービスに関する情報や寄せられた評価や苦情、また経営方針や経営状況など、サービス提供事業者の持つさまざまな情報が適切に公開されるよう、事業者に対して要請・指導します。	福祉総務課 保健センター
35	第三者評価システムの活用	サービス提供事業者に対して、公正なサービス評価を行う第三者評価機関の評価を受けるよう働きかけて、事業者のサービスの向上をめざします。	福祉総務課 保健センター
36	苦情解決体制の整備	利用者の不満の声を吸い上げることができるよう、福祉サービスの利用に関する苦情を解決する体制の整備に努めます。 蕨市地域自立支援協議会の各専門部会においても苦情等の解決に努めます。	福祉総務課 保健センター 社会福祉協議会



基本目標（４） 人材の育成

現状と課題

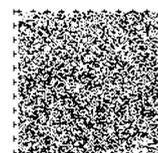
障害のある人が、障害の特性に応じた、適切な福祉サービスが受けられるようにするためには、福祉サービスの担い手である福祉関係職員の確保とその知識や能力の向上が求められています。

そのためには、各種研修への参加を図り、行政の職員やサービスを提供する民間の福祉専門職員を含む、すべての関係者が障害のある人一人ひとりの日常生活を支えるための、知識や具体的な技術を身につけられるよう支援していくことが課題です。

施策の方向① 専門職員等の資質の向上

福祉サービスの担い手であるすべての福祉関係職員の資質の向上を図り、人材の育成を図ります。

	施策名	施策の内容	担当課
37	研修機会の提供	福祉関係職員が県などの主催する研修会に参加するよう働きかけるとともに、市職員や社会福祉協議会の職員も参加し、福祉関係職員の資質の向上を図ります。	福祉総務課 保健センター 社会福祉協議会



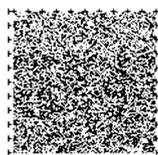
基本目標（５） 安全な地域づくり

現状と課題

すべての人が地域で安心して暮らしていくために、行政が防災設備・制度を整えるとともに、市民の地域ぐるみの防犯への取り組みや、災害時の協力・支援体制を充実させることが求められています。

行政が災害時の初期対応体制を充実させるだけでなく、障害のある人を含む地域の人々の災害への対応力を高めていくことが重要です。

また、自力では避難することが困難な避難行動要支援者への円滑な避難支援や安否確認の実施には、地域住民、自治会、自主防災組織、民生委員、社会福祉協議会、消防機関、警察機関など、地域の幅広い協力が不可欠です。



施策の方向① 防犯・防災体制の整備

障害のある人の災害時の安全を確保するため、防災訓練への参加を促進するとともに、災害時に備え避難場所の整備に努め、地域住民やボランティア組織、NPO等との協働により、障害のある人や高齢者等の要配慮者への支援体制の整備を図ります。

	施策名	施策の内容	担当課
38	防犯体制の推進	緊急時の通信手段である「ファックス110番」や「メール110番」について、ホームページ等による周知を図ります。	安全安心推進課
39	消費者被害の未然防止	消費生活センターと各相談支援機関が連携し、障害のある人の悪徳商法等の被害防止、啓発に取り組みます。	商工生活室
40	● 地域での援護体制の整備	地域の防災コミュニティ、民生・児童委員などの協力を得て、避難行動要支援者を災害時に適切に救出救護ができるよう、援護体制の整備を図ります。 地域の防災コミュニティ、民生・児童委員などの協力を得て、在宅の避難行動要支援者の把握に努め、災害時における適切な救出救護ができるよう、避難行動要支援者避難支援プランの作成を進めます。 また、平時からの見守り活動を推進し、各関係者の連携を強めることで、災害時に円滑な支援活動が行えるようにしていきます。	安全安心推進課 福祉総務課
41	ヘルプカード（防災カード）などの作成	災害時のみならず、緊急時に適切な救援、援護を受けられるよう、あらかじめ緊急時の連絡先や必要とする援助内容などが記載されたヘルプカード（防災カード）などを作成します。 今後は、関係各課とも連携して、障害のある人に普及を図っていきます。	安全安心推進課 福祉総務課
42	防災訓練への参加促進	防災訓練への参加を呼びかけ、障害のある人に応じた訓練を実施します。年1回の蕨市総合防災演習や各自主防災組織での訓練の他、福祉施設などでの訓練の実施を支援していきます。 また、訓練へ障害のある人やその親族等が参加しやすい方法を検討し、地域や支援者等と障害のある人の理解の促進を図ります。	安全安心推進課
43	FAX119の利用促進	電話での会話が困難な人のためのFAXによる緊急通報システムの周知を図り、利用を促す。	消防本部総務課

●は重点施策

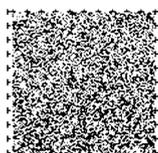


施策の方向② 災害時の避難体制の整備

障害のある人の災害時の安全を確保するため、地域における避難場所の整備に努めるとともに、地域住民やボランティア組織との協働により、障害のある人の災害への支援体制の充実を図ります。

	施策名	施策の内容	担当課
44	● 緊急時の情報提供体制の充実	<p>災害発生時において、高齢者、障害のある人、病気、あるいはケガ等で、自力で移動が困難な方からの自己申請により情報の提供を受け、消防緊急通信指令システムによる災害発生時の速やかな救助活動や避難対策に活用しています。</p> <p>プライバシーに配慮しながらより多くの人の理解を得て、登録の普及を図ります。</p> <p>また、蕨市地域防災計画や蕨市避難行動要支援者避難支援プランとの整合性を図りながら、緊急時情報提供体制の充実を図ります。</p>	安全安心推進課 消防本部総務課
45	● 避難所での障害者配慮	<p>指定避難所のバリアフリーの整備を進めるとともに、障害のある人に対する対応を適切に行うために、避難所への専門職（医師、保健師、ソーシャルワーカー、手話通訳者、ヘルパー等）の派遣体制づくりを進めます。</p> <p>また、避難所運営訓練などの実施により、避難所の運営体制の確立を図ります。</p>	安全安心推進課
46	● 福祉避難所（二次的避難所）の整備	<p>総合社会福祉センター等を福祉避難所に指定し、福祉避難所としての機能を充実させます。</p> <p>また、福祉避難所に指定された施設との連携を高め、災害対策用の備蓄や、訓練の支援を検討していきます。</p>	安全安心推進課

●は重点施策



基本目標（１） 雇用・就労の促進

現状と課題

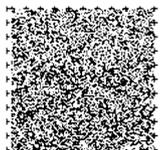
障害のある人が、生きがいを持って働くことは、社会的・経済的に自立するための重要な条件です。

そのためには、障害のある人の希望と適性に応じた多様な職種や就労形態を提供し、雇用の拡大を図ることが重要です。

また、障害のある人が就労を実現するために、職業訓練、就労先の開拓や情報提供だけでなく、就職後のフォローとして、職場定着支援やさらには相談支援等による生活全般への支援も必要であり、身近な市内で就労と生活を総合的に支援することが求められています。

また、離職者が再就職を目指すための相談機能並びに職業訓練の強化にも取り組んでいくことが課題です。

一方、福祉的就労の場についても、仕事内容の充実を進めるとともに、福祉的就労から一般就労への移行や、さらに、障害者優先調達法に基づき、障害者就労施設等が提供する物品やサービスを優先的に購入（調達）し、工賃引き上げを支援していくことが課題です。



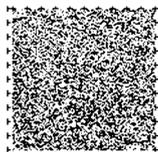
施策の方向① 就労支援の整備充実

働く意欲のある人が、一人でも多く就労できるよう、一人ひとりの特性にあった就労支援を推進します。

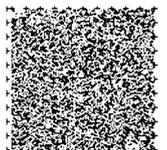
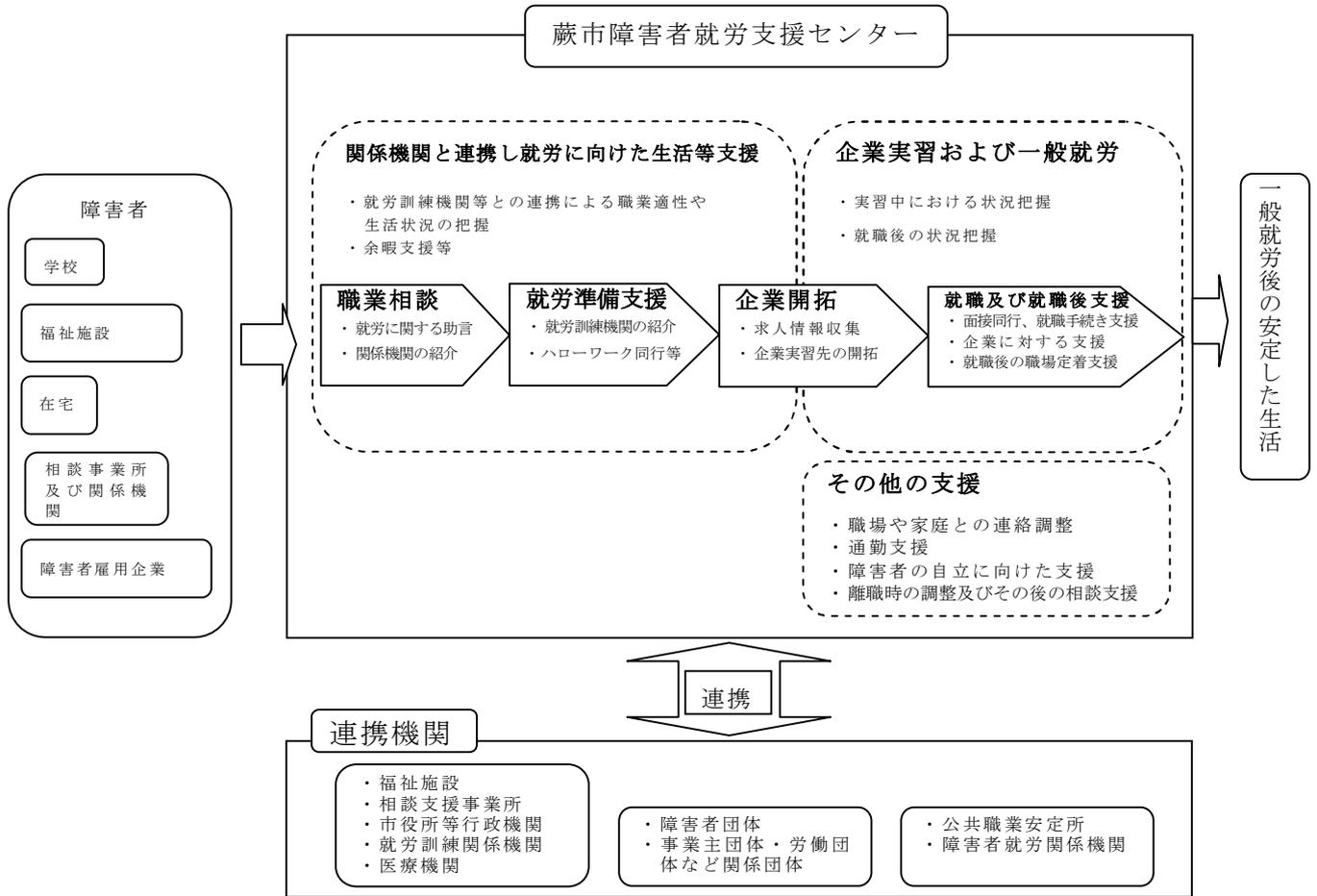
また、福祉的就労から一般就労への移行を支援するための就労移行支援事業や、一般企業での就労が困難な人に働く場を提供する就労継続支援事業へ取り組む事業者を支援します。

	施策名	施策の内容	担当課
47	効果的な就労支援策の検討・整備	蕨市地域自立支援協議会に就労支援に関する専門部会を設置し、雇う側と雇われる側の意向調整や企業内での実習訓練、就労後の定着支援など、市内・外の就労支援にかかわる施策を総合的な観点から見直し、役割を整理したうえで、効果的な就労支援策を検討していきます。	福祉総務課 社会福祉協議会
48	就労支援事業所の確保	障害者総合支援法における就労移行支援、就労継続支援事業所の適切な確保に努めます。	福祉総務課 保健センター
49	● 就労支援センターを中心とした就労支援の充実	総合社会福祉センターに設置している障害者就労支援センターで行っている、職業相談、就職情報提供、就職準備支援、就職後フォローアップ、関係機関との連携、企業開拓、就労訓練施設との連携などの就労支援の充実を図ります。	福祉総務課 社会福祉協議会
50	職業相談の推進	職業安定所や埼玉障害者職業センターにおいて実施されているさまざまな就労支援事業と連携し、就労を希望する障害のある人に対する職業相談を推進します。	福祉総務課 保健センター 社会福祉協議会
51	就労障害者のフォローアップ	生活全体に目を向けたフォローアップを実施して、職場定着と生活安定を図っています。 また、生活の部分でのフォローアップとして余暇支援にも取り組んでいきます。	福祉総務課 保健センター 社会福祉協議会
52	福祉施設からの一般就労への移行支援	就労移行支援事業所などに通う障害のある人が、一般就労にチャレンジできるよう、職業訓練後の就労に向けた企業実習と受け入れ先企業の開拓、確保を図ります。	社会福祉協議会

●は重点施策



【一般就労に向けた支援イメージ】

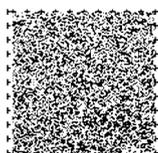


施策の方向② 雇用の場の拡大

障害のある人の適性に応じた就労を促進するため、障害者雇用についての意識啓発や事業主に対する助成制度の周知を進めるとともに、職域の拡大に向けて、蕨市障害者就労支援センターや関係機関と連携して雇用の場の拡大を図ります。

さらに、障害者優先調達法に基づき、施設における受注の確保に取り組むとともに、障害者施設の自主生産品を販売する以外にも、販路の拡大に努めていきます。

	施策名	施策の内容	担当課
53	事業主への雇用の啓発	市内の事業主に対し、商工会議所、蕨市にぎわいまちづくり連合会と連携を取りながら、障害者雇用にかかわる各種助成制度の活用や税制優遇措置の周知、雇用実例の紹介などを行うとともに、国や県に対して障害者雇用の促進について働きかけていきます。	商工生活室 社会福祉協議会
54	市職員への雇用の促進	市職員の採用にあたっては、法定雇用率を基準とし、その能力と適性をもとにした積極的な雇用に努めます。	人事課
55	福祉的就労の場の充実	自立生活を支援する重要な地域資源である市内の就労継続支援事業所や地域活動支援センターについて、安定的な運営が行えるよう支援します。また、精神障害者の通所施設についても、民間施設による設置促進を含め、その充実に努めます。	福祉総務課 保健センター
56	公共施設内の売店等の設置促進	平成14年6月に、総合社会福祉センターに製品の売店を設置し、市役所をはじめとする公共施設や市内の企業などでパンの出張販売も実施しています。今後は作業内容の質的向上を図りながら、就労の安定化のための支援に努めます。 また、障害者優先調達法を踏まえて、受注の拡大に努めます。	福祉総務課 社会福祉協議会
57	市業務の委託の検討	市業務のうち委託可能な業務の委託を行い、福祉的就労の場の拡大に努めています。今後さらに、各種業務訓練を実施するとともに、委託可能な業務のさらなる拡大に努めます。	福祉総務課 関係各課
58	障害者就労施設等からの物品等の調達の推進	障害者優先調達法の周知を図るとともに、同法に基づき、目標額を設定した市の障害者優先調達推進方針を毎年度定め、障害者就労施設等における受注の確保に取り組みます。	福祉総務課 関係各課



基本目標（２） 豊かな地域活動の促進

現状と課題

障害のある人が、社会のさまざまな分野でいきいきと活動できる社会が求められています。

そのためには、各種の学習機会や場の拡充を図ることが重要です。

また、障害のある人の「生活の質」を上げていくためには、スポーツ・レクリエーション活動や文化活動への参画を促進することが重要です。

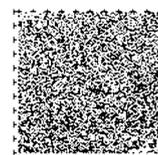
こうした活動を広げるには、障害のある人自身が参加への意欲を持つとともに、参加しやすい環境づくりを進めることが大切な条件と言えます。

今後とも、スポーツ・レクリエーション活動や文化活動等の事業を充実させ、障害の有無にかかわらず、すべての人が気軽に活動に参加し、交流できるような環境づくりを進めていくことが重要となります。

施策の方向① 生涯学習の充実

障害の特性にかかわらず、いつでも、さまざまな領域・分野にわたって幅広い学習活動に参加できるように、多様な学習機会を提供するなど、生涯学習活動の充実に努めます。

	施策名	施策の内容	担当課
59	障害のある人向け生涯学習プログラムの実施	市内の各機関がそれぞれに、あるいは連携して各種の生涯学習プログラムを実施しています。より多くの人に参加できるように、ライフスタイルや価値観の変化に対応し、障害のある人もない人もともに活動できる企画、受講者が継続してステップアップできる講座など、内容の充実を進めるとともに、障害への理解と受け入れ体制の充実を図ります。 <input type="checkbox"/> 各公民館 <input type="checkbox"/> 老人福祉センター <input type="checkbox"/> 総合社会福祉センター <input type="checkbox"/> 図書館 <input type="checkbox"/> 福祉・児童センター <input type="checkbox"/> 交流プラザさくら <input type="checkbox"/> 歴史民俗資料館	介護保険室 福祉・児童センター 生涯学習スポーツ課 公民館 図書館 歴史民俗資料館

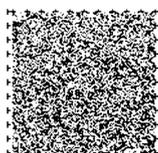


施策の方向② スポーツ・レクリエーション活動の充実

障害のある人がスポーツ・レクリエーション活動に気軽に親しむことができるよう、関連する情報の効果的な提供や各種スポーツ大会や教室等の充実を図るとともに、スポーツ施設の整備に努め、スポーツ・レクリエーション活動への積極的な参加を促進します。

また、障害のある人の文化活動を推進するため、文化祭や作品展等の活動の場を提供し、障害のある人や障害者団体の活動を支援していきます。

	施策名	施策の内容	担当課
60	スポーツ・レクリエーション活動への参加促進	<p>障害の有無にかかわらず交流を広げることができるよう、スポーツ・レクリエーション活動に関する情報提供や障害のある人を対象としたスポーツ大会や教室への参加を支援します。</p> <p>また、専門的な指導者の確保のために、関連団体との連携を進め指導員の派遣を依頼するとともに、スポーツ、レクリエーション関係者を指導者として養成していきます。</p>	福祉総務課 生涯学習スポーツ課



基本方針Ⅳ 地域での自立支援の充実

基本目標（１） 地域生活を支えるサービスの充実

現状と課題

障害のある人が、地域で自立して、安心して生活していくために、各種の在宅福祉サービスの充実が求められています。

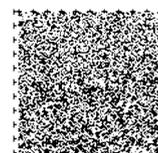
現在、市では、日常生活を営むために支援を必要とする身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者、発達障害者、高次脳機能障害者等、すべての障害のある人のために、ホームヘルパーの派遣や日常生活の援助を行っています。

今後も、各種在宅福祉サービスの充実と多様化を図るとともに、障害のある人にとって、障害の特性に応じた適切な福祉サービスを受けられることが重要です。

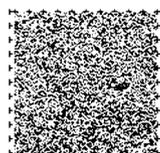
施策の方向① 在宅福祉サービスの充実

障害のある人の日常生活での自立を促進するため、多様化するニーズに対応し、必要とする人が必要とするサービスを十分に利用できるよう、在宅サービスの充実に努めます。

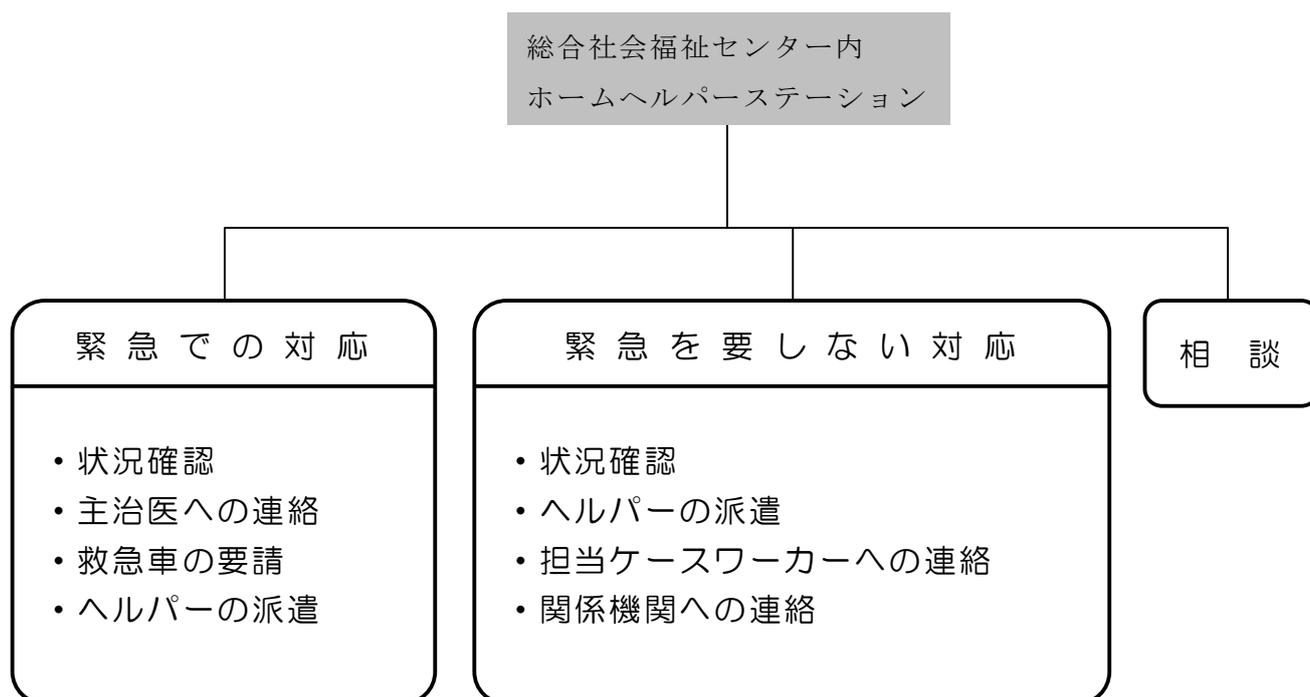
	施策名	施策の内容	担当課
61	訪問系サービスの確保	障害者総合支援法における障害福祉サービス制度の周知・普及を図りながら、対象となる福祉サービスの確保に努めます。また、サービスの質の確保と向上のために、県・サービス提供事業者との連携を図ります。 <input type="checkbox"/> 居宅介護（ホームヘルプサービス） <input type="checkbox"/> 重度訪問介護 <input type="checkbox"/> 行動援護 <input type="checkbox"/> 重度障害者等包括支援	福祉総務課 保健センター



	施策名	施策の内容	担当課
62	介護サービスの充実	介護保険事業計画に基づき、必要なサービス量に見合う供給体制の確保に努めるとともに、良質な事業者の参入を促進し、地域密着型サービスの充実に努めます。	介護保険室
63	ショートステイの整備	障害のある人とその家族が、地域で安心してくらしたいけるよう、グループホームに併設したショートステイの整備を含めて、市内にショートステイ施設を確保するよう努めます。また、近隣の事業所との連携を強化して、必要なサービス量に見合う供給体制を確保します。	福祉総務課
64	日中一時支援事業の充実	原則として、短期入所の日中預かりの受け皿として実施します。 また、介護給付との調整を図りながら提供事業者の確保、サービス提供体制の充実に努めます。	福祉総務課
65	生活サポート事業の充実	在宅で障害のある人や家族に対し、柔軟なサービスを提供する生活サポート事業に関し、市と契約する事業所を増やし充実させます。	福祉総務課
66	緊急時の相談・対応の充実	福祉連絡システムとして、利用者がいつでも相談できるよう、総合社会福祉センター内にあるホームヘルプステーションが24時間体制で相談を受け、緊急対応、ホームヘルパー派遣等の対応につないでいます。引き続き、このサービスの周知を図っていきます。	福祉総務課
67	補装具の交付	身体に障害のある人の体の不自由な部分を補い、日常生活や職場での作業を容易にするための用具の交付及び修理を行うとともに、制度の周知を図ります。	福祉総務課
68	日常生活用具の給付・貸与	在宅の重度身体障害者に対し、日常生活の便宜を図るため、生活に必要な用具の給付・貸与を行うとともに、制度の周知を図ります。	福祉総務課
69	入浴サービスの充実	家庭において入浴することが困難な身体障害者に対する、訪問入浴サービスを充実するとともに、制度の周知を図ります。	福祉総務課
70	配食サービスの拡充	食事の用意の難しい障害のある人や高齢者に、廉価で栄養バランスの取れた食事を希望する日数で配食しています。引き続きサービスの向上を図るとともに、制度の周知を図ります。	福祉総務課
71	紙おむつの支給の充実	常時紙おむつを必要とする在宅の障害のある人に対し、紙おむつを支給します。今後は種類等の拡大について検討していきます。	福祉総務課



【24時間在宅福祉サービス提供体制】

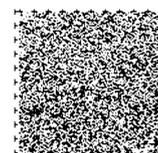


施策の方向② 意思疎通支援の充実

聴覚、視覚障害のある人が日常生活を送るうえで不可欠なコミュニケーションを保障するため、各種の意思疎通支援を充実していきます。

	施策名	施策の内容	担当課
72	● 意思疎通支援事業の充実	聴覚障害のある人の日常生活におけるコミュニケーションを保障し、円滑に行えるよう、手話通訳者派遣事業及び手話通訳者養成事業、要約筆記奉仕員派遣事業を行っています。今後も、十分な対応ができるよう、手話通訳者等の質の向上と人数確保に努めます。	福祉総務課 社会福祉協議会
73	手話・点字講習会等の開催	社会福祉協議会やボランティアサークルと共催して手話や点字の講習会を行っています。今後は、回数が増大、及び開催地域の拡大や、受講者が継続して学んでいくことができるような講習会としてカリキュラムを充実していきます。	福祉総務課 社会福祉協議会

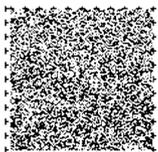
●は重点施策



施策の方向③ 経済的支援の充実

障害のある人の経済的自立とその家庭生活の安定を図るため、国や県の社会保障制度の動向等を踏まえながら、市独自の各種手当や助成金の支給等経済的支援を行います。

	施策名	施策の内容	担当課
74	医療費の負担軽減	治療、リハビリテーションなどの医療費に対する負担の軽減を図るとともに、公費負担制度の周知・活用を促進します。 <input type="checkbox"/> 自立支援医療（更生医療・育成医療・精神障害者通院医療） <input type="checkbox"/> 特定疾患医療 <input type="checkbox"/> 重度心身障害者医療 <input type="checkbox"/> 小児慢性特定疾患医療 <input type="checkbox"/> 未熟児養育医療	福祉総務課 保健センター
75	各種手当の充実	障害のある人やその保護者に対して、手当を支給しています。今後も制度の充実について、国や県に要請していきます。 また、平成23年9月1日から、特別児童扶養手当の障害認定要領が一部改正になり、精神の障害として発達障害の障害認定基準が明記されたため、今後も関係機関との連携に努めながら、制度の普及・啓発を行います。 <input type="checkbox"/> 特別障害者手当 <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当 <input type="checkbox"/> 障害児福祉手当 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当 <input type="checkbox"/> 在宅重度心身障害者手当	福祉総務課 児童福祉課
76	年金制度の充実	自立した生活の基礎となる経済的支援のひとつとして、障害年金が制度化されています。今後も制度の充実について国や県に要請をしていきながら、窓口や年金講座において障害年金制度の情報提供に力を入れ、周知を図ります。	市民課
77	生活資金援助制度の活用	障害のある人やその家族の生活の安定を目的とし、さまざまな制度の活用を促進します。 また、民生委員と協力しながら、本制度の相談があった際には、社会福祉協議会へつないでいく体制を整備します。 <input type="checkbox"/> 生活福祉資金	福祉総務課 社会福祉協議会
78	各種減額・減免、割引等の情報提供	各種税の控除、公共料金・運賃の割引について、情報の提供を行います。	福祉総務課 保健センター



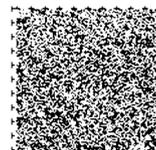
基本目標（２） 日中活動の場の充実

現状と課題

障害のある人が、地域の中でいきいきと生活していくためには、障害のある人自身が必要な支援を受けながら、さまざまな機会を利用して積極的に自立に向けた訓練や活動に取り組んでいくことが重要です。

そのためには、障害のある人の自立のための訓練、充実した余暇の機会や就労の準備等のさまざまな活動の場を、その人のニーズに合わせて選択できるよう整備することが必要です。

また、障害のある人が、地域で自立して生活できるよう、日中活動を支援するための各種施設の整備や地域生活を支援するさまざまなサービスを充実させていくことも課題です。

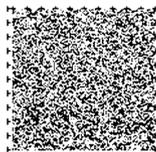


施策の方向① 日中活動の場の充実

障害のある人が、自立に向けた訓練や活動に取り組むことができるよう、日中活動の場の充実を図ります。

	施策名	施策の内容	担当課
79	● 日中活動サービスの充実	障害者総合支援法における各種の日中活動サービスの質と量の確保に努めます。 <input type="checkbox"/> 生活介護 <input type="checkbox"/> 自立訓練（機能訓練） <input type="checkbox"/> 療養介護 <input type="checkbox"/> 自立訓練（生活訓練） <input type="checkbox"/> 放課後等デイ	福祉総務課
80	精神障害者社会復帰相談事業の充実	在宅の精神障害者で、病状が安定している方にグループ活動を通して、社会参加の促進に役立てるため、創作活動やスポーツ、野外活動等を行っています。現在、参加者主体のプログラムでさまざまな活動が行われていますが、社会復帰に向け、地域活動支援センターなどとの連携・調整を図っていきます。 <input type="checkbox"/> ソーシャルクラブ	保健センター
81	生活介護事業の充実	障害のある人の地域生活を支える支援として、障害状況に合わせた訓練活動（手芸・音楽・陶芸など）を実施するとともに、地域社会との交流やボランティア等の受け入れなどを行っています。今後は、定期的な地域とのつながりの場の設置を検討するとともに、事業内容の拡充を図ります。	福祉総務課 社会福祉協議会
82	就労継続支援B型事業の充実	就労をめざす障害のある人の社会生活の充実と福祉的就労を目的として、必要な訓練や生活支援を行っています。今後は、受託事業の開拓と工賃アップを課題とし、店舗の出店など積極的に内容を充実していきます。	福祉総務課 保健センター 社会福祉協議会
83	地域活動支援センターの充実	平成19年度から総合社会福祉センター内に、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流支援の場となる地域活動支援センターを設置しています。在宅での生活を支援するための日中活動の場として、創作活動や機能訓練、入浴、食事などのメニューから、利用者のニーズにあわせてプログラムを組み、日中活動の充実を図ります。 市内の2か所ある他の地域活動支援センターに対しては、補助を行うことで活動内容を支援していきます。	福祉総務課 保健センター 社会福祉協議会

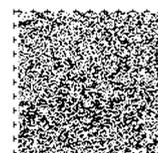
●は重点施策



施策の方向② 移動手段の確保

障害のある人が社会のさまざまな分野に積極的に参加していくためには、移動の自由を確保することが大切です。そのため、障害のある人が気軽に外出できるよう、移動手段の確保に努めます。

	施策名	施策の内容	担当課
84	移動支援事業の充実	介護給付で移動サービスを受けられない障害のある人を対象に、円滑に外出することができるよう、移動支援を実施しています。 今後は、支援内容を明確化し、サービス利用の適正化を図りながら、社会参加のための移動を支援します。	福祉総務課 保健センター
85	外出支援サービスの周知	障害のある人の生活圏の拡大と社会参加促進のためのサービスの情報の周知とともに、利用できる給油所を増やすなど事業の充実を図ります。 <input type="checkbox"/> 福祉タクシー利用券・福祉自動車燃料券 <input type="checkbox"/> 自動車運転免許取得費の補助・自動車改造費の補助	福祉総務課
86	スロープ付自動車の貸出し	社会福祉協議会で貸出しを行っている「ふれあい号」（車いす乗ったまま利用できる福祉車両）について、PRを十分に行い、利用を促進します。	福祉総務課 社会福祉協議会
87	コミュニティバスの無償化	公共施設、医療機関、駅を経由しながら循環するノンステップコミュニティバス「ぶらっとわらび」を、無償化にすることで障害のある人の移動を支援するとともに、より利用しやすいものへと充実していきます。	安全安心推進課
88	盲導犬・聴導犬・介助犬の普及	「障害者の福祉ガイド」で周知していますが、利用者が少ないことから、市民に対する制度の周知に努め、活用を促進します。	福祉総務課



基本目標（3） 暮らしの場の確保

現状と課題

障害のある人が、地域の中で安心して生活するために、その生活の基盤である住宅環境を改善していくことが求められています。

そのために、公営住宅等の優先入居枠の確保や、入居要件の緩和等、住まいを確保するための施策を充実させるほか、一戸建住宅については住宅改造の支援や新築・改築の際の融資条件等の緩和、拡充をしていくことが必要です。

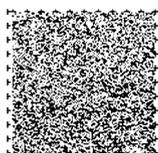
さらに、障害のある人が住み慣れた地域で共同生活を営むことができるよう、グループホームの充実を図るとともに、ケアホームとグループホームの一体化を支援していくことが重要です。

入所施設に関しては、国は地域移行を進めるという観点から、基本的に新規の入所施設の設置を認めておらず、県も県全域で広域的に施設数の調整を行うとしております。現在市内に入所施設はなく、障害が重い等の理由から、入所施設を希望する当事者やその家族の切実な要望である現状を認識し、南部障害保健福祉圏域である川口市、戸田市とともに国、県に働きかけることや設置の可能性を研究することが重要な課題です。

施策の方向① 暮らしやすい住宅の整備

障害のある人が、安心して暮らせるよう設備等に配慮された市営住宅、民間住宅等の整備を進めるとともに、グループホームの整備をさらに進めます。

	施策名	施策の内容	担当課
89	● グループホーム※の整備	地域生活への移行を進めるためにも、グループホーム（共同生活援助）の計画的な整備が必要です。今後、当事者団体や関係者と協力し、市内におけるグループホーム等の確保に努めます。	福祉総務課 保健センター



	施策名	施策の内容	担当課
90	市営住宅の整備	障害のある人や高齢者に配慮した住戸の整備を進めるために、既存の市営住宅のバリアフリー化を図るなど計画的な整備改善に努めます。	建築課
91	民間賃貸住宅への利用補助	民間の賃貸住宅に入居している障害のある人がいる世帯に、一定額の家賃助成を行っています。	福祉総務課
92	住宅改修等の助成・貸付制度の活用促進	障害の状況に応じて住宅を新築、増築、改築又は改造する場合の貸付や補助制度の活用を促進します。 <input type="checkbox"/> 身体障害者住宅改修費の給付 <input type="checkbox"/> 重度障害者居宅改善整備費補助 <input type="checkbox"/> 生活福祉資金（住宅資金）の貸付 <input type="checkbox"/> 住宅リフォーム助成金	商工生活室 福祉総務課 社会福祉協議会

●は重点施策

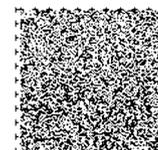
※グループホーム：地域社会の中にある住宅（アパート、マンション、一戸建て等）において数人が共同生活を行う住居で、専任の世話人によって、食事や日常生活に必要なものが提供されるもの。

施策の方向② 施設利用への支援

入所施設を必要とする障害のある人のニーズに応えるために、広域での対応や、民間の施設整備支援を含め、施設利用への支援に努めます。

	施策名	施策の内容	担当課
93	施設入所支援	障害者総合支援法に基づき、生活介護又は自立訓練等の対象者に対し、日中活動とあわせて、夜間等における入浴、排せつ、食事の介護等が提供されます。施設を必要とする人に、ケースワークを通し、入所の支援を行い、入所待機者の減少を図ります。	福祉総務課
94	●蕨市、川口市、戸田市で構成する南部障害保健福祉圏域での広域的対応を基本とした入所施設の確保の検討	施設を必要とする障害のある人のニーズに応えるために、蕨市、川口市、戸田市で構成する南部障害保健福祉圏域での広域的対応を基本として、民間の施設整備支援を含め、入所施設の確保のための協議、検討を行います。	福祉総務課

●は重点施策

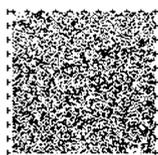


基本目標（４） 保健・医療との連携

現状と課題

障害を早期に発見し、適切な治療及び療育が受けられる環境づくりを進めるとともに、家族の精神的な負担を軽減する支援体制を充実することが求められています。

そのためには、乳幼児の健康診査を実施し、障害の早期発見、早期対応を図り、発達支援について一層の充実を図ることや保健・医療・保育等、関係機関の密接な連携の下に、障害に対する相談、通園・通所、さらに教育へと継続的な取り組みが行われるよう、療育支援等の内容を充実させていくことが課題です。

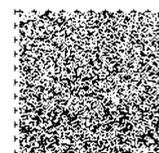


施策の方向① 母子保健事業の推進

妊産婦の健康管理や乳幼児の疾病や障害の早期発見のため、健康診査、相談、発育発達支援の一層の充実を図ります。

また、障害の早期発見のため、保健センター、医療機関、保育所等と緊密な連携を図り、療育から健康づくりに至る支援体制の整備を図ります。

	施策名	施策の内容	担当課
95	妊産婦の健康管理の充実	<p>健やかな妊娠と出産のため、母子健康手帳の交付とあわせて妊婦健康診査の受診券を交付しています。妊婦の健康状態や胎児の発育状況を定期的に診ることで、妊産婦死亡の減少と出産時の安全を図ります。</p> <p>また、出産後の産後うつ病を防ぐため、訪問指導時に母親の精神状態を把握し必要な支援を行います。</p>	保健センター
96	乳幼児健康診査事業	<p>4か月児、1歳6か月児、3歳児、4歳6か月児を対象に健康診査を行い、乳幼児の健やかな成長と疾病の予防、障害の早期発見に努めます。より精密な診査を必要とする乳幼児を対象に、二次健診を行うとともに、経過観察や医療機関の紹介を行っています。今後は、軽度の発達障害の早期発見、早期療育のため、専門職員（心理相談員や保健師等）のスキルのさらなる向上に努めます。</p> <p>また、健康診査未受診児の把握と乳幼児の発育発達支援に取り組んでいきます。</p>	保健センター
97	乳幼児訪問指導事業	<p>全ての家庭に新生児・産婦訪問指導（乳児家庭全戸訪問指導）を実施します。また、乳幼児健康診査や相談事業の後、経過観察児及び適切な指導が必要な乳幼児に対して、適宜訪問して相談を受けています。今後も関連機関との連携を強化し、乳幼児の相談支援体制の充実に努めます。</p>	保健センター
98	各種相談事業の充実	<p>妊娠中や乳幼児の発育発達・育児に関する悩みや心配事に対して、各関係機関において、電話や面接による相談、支援を行っています。ここ数年、相談件数が増加しているため、関係機関との連携を強化し、相談対応の充実に努めます。</p> <p>□保健センター □子育て支援センター □保育園 □家庭児童相談室</p>	児童福祉課 保健センター

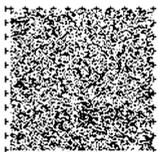


施策の方向② 医療・リハビリテーションの充実

障害のある人の健康の保持・増進のため、健康管理や医療の情報を積極的に提供するなど、各種保健医療事業の充実を図ります。

また、その障害に応じたリハビリテーションを受けられるよう医療機関や介護保険施設等とも連携し、リハビリテーションの提供を図ります。

	施策名	施策の内容	担当課
99	訪問指導の実施	障害のある人の健康を維持し二次障害の防止、障害の深刻化を防ぐため、家庭における療養、介護などに関する指導、疾病の予防に関する指導を行います。	保健センター
100	障害のある人の歯科診療制度の活用促進	障害のある人が、より身近な地域で安心して歯科診療が受けられるよう「障害者歯科相談医」の周知を図るとともに、埼玉県在宅歯科医療推進窓口の活用を促進し、必要に応じて専門歯科診療所への紹介を行います。 また、歯科診療所への通院が困難な方に歯科医師または歯科衛生士が訪問し、治療や口腔衛生指導を行う訪問歯科診療について、周知に努めます。	福祉総務課 保健センター
101	救急医療体制の整備	緊急時の適切な医療の確保を図るため、蕨市、戸田市において、休日・平日夜間救急医療（初期救急）を急患診療所で実施しているほか、休日の産婦人科診療を蕨市、戸田市の医療機関で実施しています。また、休日・平日夜間に入院を要する重症患者に対応するため、二次救急医療を蕨市、戸田市の医療機関で実施しています。今後も、蕨市、戸田市において、救急医療体制の充実について検討を重ねていくとともに、緊急時の家庭での対処方法や、救急医療の適切な利用方法について、日ごろからの周知に努めます。	保健センター
102	機能回復訓練の充実	心身の機能が低下している人や家に閉じこもりがちの方、また言語に障害のある人に対して、その機能の維持、向上を図り、日常生活の自立を助けるとともに心身機能の活性化を図ることを目的として、言語療法士、作業療法士による機能回復訓練を実施しています。今後さらに、実施回数や内容の充実に努めます。 <input type="checkbox"/> 機能回復訓練（言語） <input type="checkbox"/> 機能回復訓練（身体）	福祉総務課



施策の方向③ 健康づくりの推進

障害の有無にかかわらず、誰もが健康で、いきいきと地域でくらし
ていけるよう、「わらび健康アップ計画」に基づき、さまざまな健康づ
くりを推進していきます。

また、障害のある人の健康への不安や健康づくりに応えるため、健康
管理や医療の情報を積極的に提供する等、各種保健事業の充実や適切な
医療受診を促します。

	施策名	施策の内容	担当課
103	健康づくりの普及啓発	「わらび健康アップ計画」に基づく健康づくりを地域住民や団体と協働して行い、「健康密度も日本一のまちへ」をめざします。 また、「わらび健康アップサポーター」の養成を推進し、健康づくりを草の根レベルで広める取り組みを行います。	保健センター
104	各種相談事業の充実	心身の健康に関する相談、食生活や運動に関する相談体制の充実を図り、生活習慣病予防や健康づくりに必要な保健指導を実施します。	保健センター
105	健康教育の充実	病気や健康づくりに関する正しい知識の普及と自ら健康づくりに努められるよう、生活習慣病予防や健康づくりに関する健康教育を実施しています。 また、介護予防事業などを行う介護保険室や国民健康保険加入者の特定健診の実施主体である医療保険課等と連携し、効果的・効率的な健康教育を行っていきます。	保健センター
106	健康診査・がん検診等各種検診の充実	国民健康保険加入者の特定健康診査、後期高齢者医療加入者の健康診査、30歳代の方と生活保護受給者に対する健康診査、さらに、各種がん検診や骨粗しょう症検診・歯周疾患検診を実施し受診率の向上を図ることで、疾病予防や早期発見・早期治療に努めます。	医療保険課保健センター
107	こころの健康づくり事業の充実	精神保健福祉に関する正しい知識の普及とこころの病を持つ方に対しての理解を深めるため、「こころの健康講座」や「支援講座」を開催しています。より多くの方が参加できるよう、周知に努め、内容の充実を図ります。 また「こころの健康相談」を毎月開催し、さまざまなこころの悩みや精神疾患などの相談が気軽に受けられるよう、引き続き行っていきます。	保健センター



基本目標（５） 療育・教育の充実

現状と課題

障害のある子どもが、将来、社会的に自立して生活できるよう、療育の充実が求められています。

障害のある子どもの個性や能力を育むには、一人ひとりの障害の特性に応じた保育を行っていくことが必要であり、特に、障害のある子どもと保護者の希望に応じて、適切な保育を受けられるように配慮していくことが重要です。

そのためには、保育所における障害児保育を充実させる等、受け入れ体制を拡充することが課題です。

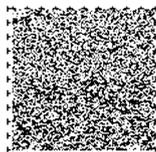
障害のある子どもが最もふさわしい教育が受けられるよう、教育体制の充実を図ることが求められています。

低学年児童に対する集団生活への適応訓練や日常生活の基本的動作訓練等の場の充実を図ることが重要です。

また、幼稚園や保育所との連携や保護者との情報交換により、一人ひとりの適性に応じた就学相談を行い適正就学に努めるほか、特別支援教育に携わる教員の専門知識の向上を図ることが必要です。

さらに、国の第3次障害者計画でも「インクルーシブ教育※」という考え方が基本的方向として掲げられていることから、障害のある子どもとない子どもが、交流しながら、ともに学ぶことのできる環境をつくることが重要です。

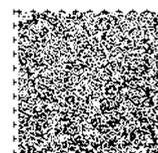
※インクルーシブ教育：障害のある人と障害のない人が共に学ぶ仕組みで、障害のある子どもが一般的な教育制度から排除されないこと、地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されることなどが必要とされています。



施策の方向① 療育・保育環境の整備

保健・医療・福祉の密接な連携の下に、障害の早期発見、相談、指導、通園・通所、さらに教育へといった流れがスムーズに行われるよう、地域における療育支援体制の充実を進めます。

	施策名	施策の内容	担当課
108	療育支援体制の充実	障害のある子どもを早期に発見し、療育等の必要な支援につながるよう、乳幼児健康診査や発達相談等のフォロー体制の充実を図ります。 また、児童福祉法に基づく障害児通所支援（児童発達支援等）および障害児入所支援の活用を促すため、障害児相談支援事業者と連携を密にし、支援体制の充実に努めます。	福祉総務課 保健センター
109	児童発達支援センター等療育支援施設の充実	児童発達支援センターであり、障害や発達に問題のある子どもの通園施設であるあすなろ学園において、早期に適切な療育支援が受けられるよう、施設の充実と支援に努めます。	福祉総務課
110	保育園の受け入れ体制の確保	引き続き保育士の確保に積極的に取り組み、障害児保育の体制確保に努めます。 また、あすなろ学園による保育所等訪問支援や巡回相談を活用して、地域で専門的な支援が行えるようにします。	児童福祉課
111	幼稚園の受け入れ体制への支援	障害のある幼児の進路の選択肢を広げるため、幼稚園へノーマライゼーションの理解促進を図るとともに、あすなろ学園による保育所等訪問支援や巡回相談を実施することで、幼稚園における受け入れ体制を支援します。	福祉総務課
112	研修の機会の確保	障害のある乳幼児とその保護者を心身両面から継続して支援していくための各種研修の機会を確保し、その研修成果をもとに関係機関で情報を共有し、支援内容の充実を図ります。	保健センター

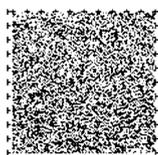


施策の方向② 特別支援教育の推進

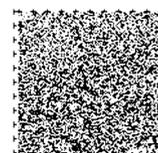
障害のある児童・生徒に応じた教育を進めるため、特別支援学級や通常学級における特別支援教育の充実を図ります。また、教職員の特別支援教育に関する指導力向上のため、研修を計画的に実施します。

また、インクルーシブ教育の視点に立って、学校の改築等の際には、バリアフリー化の推進を図るとともに、特別支援学級と通常学級の児童・生徒が自然に交流できるよう、教室の配置等に配慮していきます。

	施策名	施策の内容	担当課
113	教育相談室の充実	教育全般にかかわる相談機関として、来室、電話、メールによる相談に対応しています。 また、不登校の状態にある児童生徒に対し、「適応指導教室」を開設し、指導を行っています。 今後も相談活動、適応指導教室のさらなる充実を図ります。	学校教育課
114	就学相談の充実	保護者への理解を深める相談の実施や、就学支援委員会後の継続相談を実施するなど、適切な就学の支援に努めます。 また、相談内容について、就学後の生活にもいかせるよう、学校との連携を強化します。	学校教育課
115	通級による特別支援教育の充実	東小学校、北小学校内に「難聴・言語障害通級指導教室」、中央小学校内に「発達障害・情緒障害通級指導教室」を設置し、一人ひとりの障害に応じた個別指導を行っています。 また、通級指導担当者による教育相談も行っています。 今後は、通級での指導内容を、在籍校でもいかなることができるよう連携をさらに強化します。	学校教育課
116	特別支援教育のための職員の配置	特別支援学級並びに通常学級に在籍する障害のある児童・生徒に対し、一人ひとりに応じたきめ細かな指導・支援を行うため、スクール支援員を配置しています。現在、全小・中学校に1名ずつ（特別支援学級と発達障害・情緒障害通級指導教室が設置されている小学校には2名ずつ）配置しています。 また、通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒の支援のため「特別支援教育支援員」の配置を行っています。 今後は、支援員の効果及び成果についてまとめつつ、支援員の勤務の在り方、支援体制について研修を行っていきます。	学校教育課



	施策名	施策の内容	担当課
117	教職員研修の充実	<p>児童・生徒一人ひとりの障害の状況に応じた教育内容の充実を図るため、各校において専門的な校内研修を実施するとともに、県等が主催する専門研修等への参加を促進し、教職員の専門知識と技術の向上を図ります。</p> <p>各校における特別支援教育の在り方については研修が進められているので、今後は各学校の取り組みが交流できるような研修を行っていきます。</p>	学校教育課
118	学校施設の整備	<p>施設、設備、職員配置の改善を中心として学校施設の整備を行い、受け入れ体制の充実を進めます。また、学校施設の段階的な整備を行うなど、計画的に推進します。</p> <p>また、学校施設長寿命化改修計画の策定に向け研究を重ね、そのなかで校舎のバリアフリー化についても検討していきます。</p>	教育総務課



施策の方向③ 地域で支える体制の充実

障害の有無にかかわらず、地域の中でともに育ちあえる体制づくりに向け、各種子育て支援事業での交流を促すとともに、福祉教育や交流教育の推進に努めます。

	施策名	施策の内容	担当課
119	交流保育の推進	保育園の子どもたちが、高齢者や心身の発達に遅れのみられる幼児・児童・生徒など、さまざまな人とのふれあいの機会を通じて育ちあえるよう、交流保育を推進します。	児童福祉課
120	福祉教育・交流教育の推進	各学校の教育課程に基づき、福祉教育を行うとともに、小・中学校と特別支援学校等の児童・生徒が日常的な交流や、共同体験を通じて互いに理解を深めあい、ともに豊かな人間性を育てあえるような、交流教育を進めます。 また、現在実施している取り組みを、市内全校で実施できるように働きかけていきます。 □特別支援学校との支援籍学習	学校教育課
121	地域での交流の充実	障害のある子もいない子もふれあえる機会を増やすために、地域の児童センターや児童館・公民館などの子育て支援事業の中で、気軽に参加できる体制を整え、地域の子ども達が育ちあえる環境づくりを進めるとともに、さまざまな障害への理解と受け入れ体制の研究・充実を図ります。	福祉・児童センター 児童館 公民館
122	放課後児童対策の推進	障害のある児童の放課後の受け入れ先として、放課後等デイサービスを積極的に活用していきます。	福祉総務課
123	障害児支援の充実	未就園児を対象とした児童発達支援および小学生から高校生までを対象とした放課後等デイサービスの充実を図り、身近な地域で支援が受けられるよう体制を整備します。	福祉総務課



基本方針Ⅴ まちと心のバリアフリー

基本目標（１） あらゆる社会的障壁の解消

現状と課題

障害のある人が社会のあらゆる分野に参加するために、さまざまな社会的障壁を取り除いていくことが求められています。

障害のある人が地域社会の中で、安全に道路を移動し、各種の交通機関や施設を利用できるようにするため、従来のバリアフリーの視点に加え、すべての人に優しく使いやすいユニバーサルデザインの考え方も含めた、福祉のまちづくりを進めていくことが重要です。

また、障害のある人とない人がお互いを認め合い、ともに支え合って生活できるよう、障害のある人の人権の尊重という考え方に立って、各種の啓発活動や交流の場の拡充を図ることも重要です。

さらに、行政における障害のある人への対応についても、障害のある人一人ひとりに寄り添った支援を行うことが重要です。

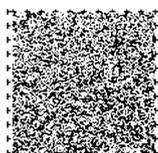


施策の方向① 生活環境のバリアフリー化の推進

障害のある人が日常生活の中で、気軽に安心して利用できるよう、バリアフリーの理念に基づいた、駅や公共施設の整備をはじめ、障害のある人の利用に配慮した建築物や歩道の整備を推進します。

また、誰にも優しく利用しやすい施設となるよう、整備計画の段階からユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進します。

	施策名	施策の内容	担当課
124	公共建築物の整備	公共建築物について、「バリアフリー新法」「埼玉県福祉のまちづくり条例」「埼玉県建築物バリアフリー条例」に基づき、障害のある人や高齢者など、市民の誰にとっても使いやすい施設として整備します。公共建築物について、「バリアフリー新法」「埼玉県福祉のまちづくり条例」「埼玉県建築物バリアフリー条例」に基づき、障害のある人や高齢者など、市民の誰にとっても使いやすい施設として整備します。	建築課 市有建築物の各所管課
125	公園施設の整備改善	公園などの改善整備の際には、出入口の段差解消、車いすに対応したトイレや水飲み場の設置など、誰もが使いやすい公園の整備や改善を推進します。	道路公園課
126	安心して歩ける歩道の整備	歩道の段差解消など誰もが安心して歩ける歩道の整備に努めます。	道路公園課
127	歩道における障害物の除去	歩道における違法駐車や違法看板、放置自転車等の解消に努めます	安全安心推進課 道路公園課

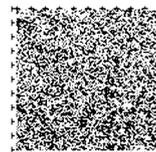


施策の方向② 心のバリアフリー化の推進

障害のある人とない人との相互理解を深めるため、さまざまな方法による意識啓発活動を進めるとともに、子どもたちからの福祉教育を通じて、心のバリアの解消を図ります。

	施策名	施策の内容	担当課
128	● ノーマライゼーション理念の普及・啓発	福祉のまちづくりの普及・啓発事業の推進や、障害のある人との交流活動の充実による障害への理解の促進を図るなど、さまざまな機会を捉えて、ノーマライゼーション理念の普及・啓発に努めます。	福祉総務課 保健センター
129	広報紙等の活用	「広報蕨」をはじめ各種広報紙やケーブルテレビ、市のホームページ等を活用し、ノーマライゼーション理念の普及と定着を図ります。ホームページのリニューアル作業を進め、「音声読み上げ機能」や「文字の拡大機能」など、より使いやすいホームページ作りに努めます。	福祉総務課 保健センター
130	職員等の研修機会の充実	職員及び教職員を対象とした、障害理解に関する研修内容と参加機会の充実を図ります。	福祉総務課
119 再掲	交流保育の推進	保育園の子どもたちが、高齢者や心身の発達に遅れのみられる幼児・児童・生徒など、さまざまな人とのふれあいの機会を通じて育ちあえるよう、交流保育を推進します。	児童福祉課
120 再掲	福祉教育・交流教育の推進	各学校の教育課程に基づき、福祉教育を行うとともに、小・中学校と特別支援学校等の児童・生徒が日常的な交流や、共同体験を通じて互いに理解を深めあい、ともに豊かな人間性を育てあえるような、交流教育を進めます。 また、現在実施している取り組みを、市内全校で実施できるように働きかけていきます。 □特別支援学校との支援籍学習	学校教育課
121 再掲	地域での交流の充実	障害のある子もいない子もふれあえる機会を増やすために、地域の児童センターや児童館・公民館などの子育て支援事業の中で、気軽に参加できる体制を整え、地域の子ども達と育ちあえる環境づくりを進めるとともに、さまざまな障害への理解と受け入れ体制の研究・充実を図ります。	福祉・児童センター 児童館 公民館

●は重点施策

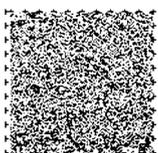


	施策名	施策の内容	担当課
131	地域での見守りネットワークづくり	社会福祉協議会、民生委員、ボランティア団体、町会等と連携し、障害のある人や高齢者の日常生活を身近に見守り、支えあうネットワークづくりを強化し、要援護者を中心に孤立死等の防止に努めます。 また、特に災害時における要援護者の情報を共有できるように、関連機関と連携しその方法を検討していきます。	福祉総務課

施策の方向③ 行政サービスにおける配慮の推進

窓口での対応、書類手続き等において、障害のある人一人ひとりの特性に合った説明や支援ができるよう、職員の障害のある人への知識と理解の向上を図るとともに、各種行政サービスにおいても合理的配慮について啓発していきます。

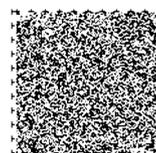
	施策名	施策の内容	担当課
132	障害者用駐車場の普及・啓発	埼玉県障害者用駐車場マナーアップキャンペーンに基づき、市でも障害者用駐車場の設定や障害者用駐車場の青色塗装、内部障害者マークの普及啓発に取り組みます。	関係各課
133	選挙における投票環境の整備	郵便投票、代理投票、点字投票などの投票制度の啓発や、投票所及び設備のバリアフリーを推進し、選挙における障害のある人の投票環境の整備を図ります。	選挙管理委員会
134	市の主要な計画に音声コード（SPコード）を添付する	今後市が作成する主要な計画に音声コード（SPコード）を添付するよう関係各課に働きかけます。	福祉総務課 関係各課
130 再掲	職員等の研修機会の充実	職員及び教職員を対象とした、障害理解に関する研修内容と参加機会の充実を図ります。	福祉総務課
135	差別解消に向けて取り扱い要領の作成	障害者差別解消法に基づき、障害を理由とする差別の具体的内容等を示す「対応要領」・「対応指針」を作成し、差別の解消に取り組みます。	福祉総務課
136	市の主催事業開催時の手話通訳等の派遣	要請に応じ、市の事業開催時に手話通訳者を派遣するなど、意思疎通が困難な方への配慮に努めます。	関係各課

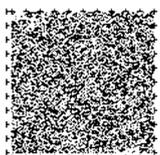


第 3 部

第 4 期障害福祉計画

障害福祉サービス 及び地域生活支援事業 の見込み





1 障害福祉サービスの全体像

市町村障害福祉計画の策定にあたって国が示した基本指針では、三つの基本的理念を掲げるとともに、障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方を示し、市町村ごとに数値目標を設定し、計画的な整備を行うことを求めています。

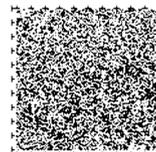
(1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害のある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害のある人が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の整備を進める。

(2) 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害のある人が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう市町村を実施主体の基本とする。また、障害福祉サービスの対象となる障害のある人等の範囲を身体障害者、知的障害者及び精神障害者並びに難病患者等であって18歳以上の者並びに障害児とし、サービスの充実を図る。

また、発達障害のある人及び高次脳機能障害のある人については、従来から精神障害のある人に含まれるものとして法に基づく給付の対象となっているところであり、引き続きその旨の周知を図る。さらに、難病患者等についても、引き続き法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図っていく。



(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

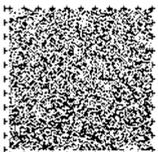
障害のある人の自立支援の観点から、入所等（福祉施設への入所又は病院への入院をいう。以下同じ。）から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害のある人等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス※の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進める。

特に、地域生活支援の拠点等の整備に当たっては、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する方に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受け入れ体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能が求められており、今後、障害のある人の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能をさらに強化する必要がある。

また、こうした拠点等の整備にあわせて相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を行う必要がある。

こうしたサービス提供体制の整備については、個別の状況に応じて、関係者や障害のある人が参画して行う議論を踏まえた上で、市町村及び都道府県が定める障害保健福祉圏域（以下「圏域」という。）ごとの整備の在り方を障害福祉計画に位置づけ、計画的に推進する。

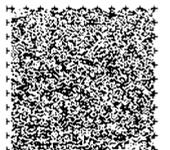
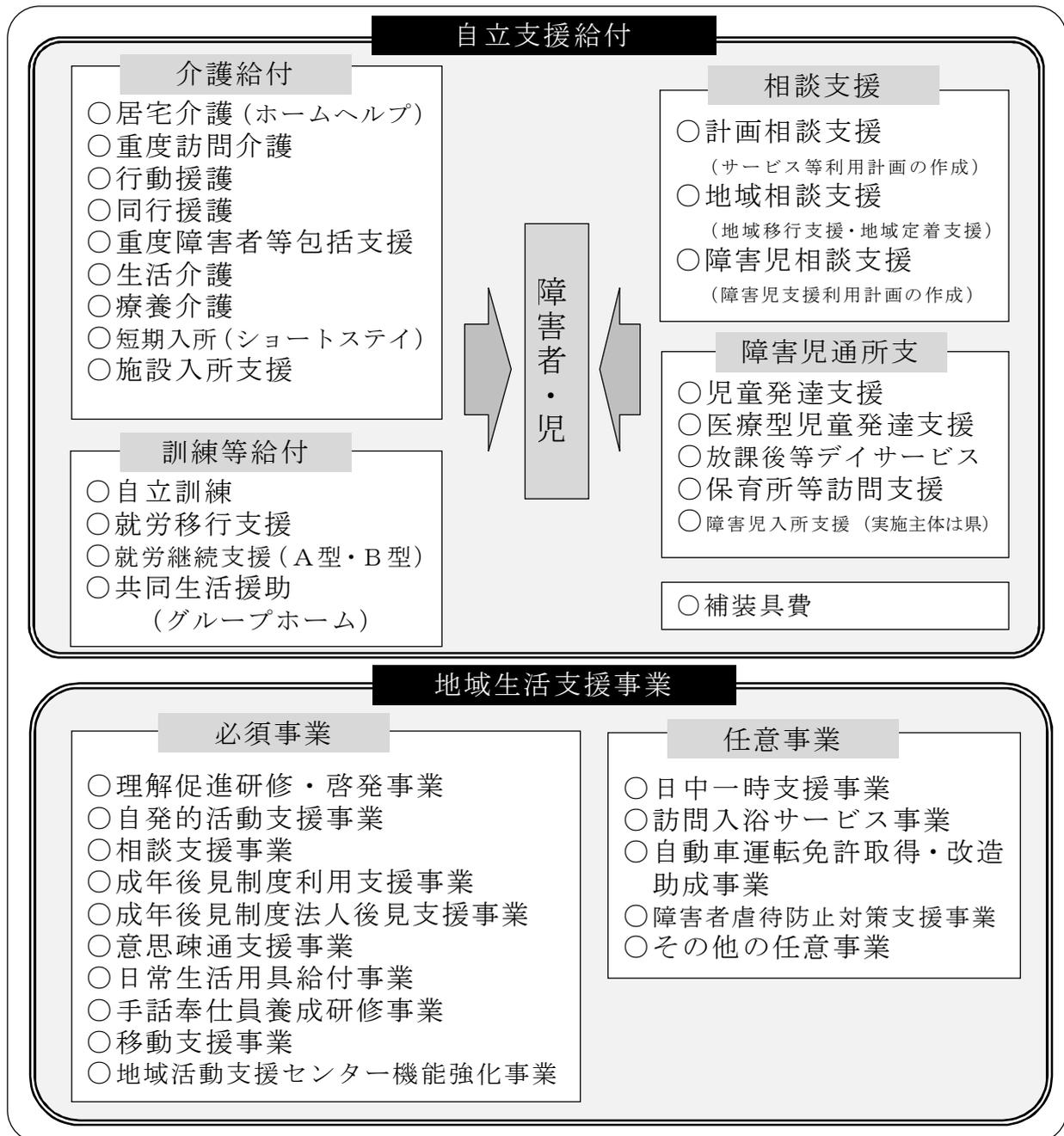
※インフォーマルサービス：法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。



障害者総合支援法は、地域社会における共生の実現に向け、障害福祉サービスの充実等、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、平成25年4月から施行されています。

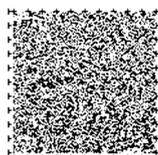
その中で、支給決定手続きの透明化・公平化を図る観点から、市町村がサービスの種類や量などを決定するための判断材料の一つとして、障害福祉サービスの必要性を明らかにするために、障害のある人の心身の状態を総合的に表す「障害支援区分」が設けられており、本市では保健・医療・福祉の専門分野の委員から構成される「介護給付費等の支給に関する審査会」を設置し、中立かつ公正な立場で審査判定を行っています。

障害福祉サービス等の体系

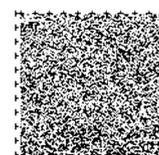


■ 障害福祉サービス、地域生活支援事業及び障害児支援等の内容

体 系		内 容
介 護 給 付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者等で常に介護を必要とする人に、居宅介護などを総合的に行うことや外出時における移動中の介護を行います。
	同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援助等の外出支援を行います。
	行動援護	知的障害や精神障害のある人が行動するときに、危険を回避するために必要な援助や外出支援を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設等で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓 練 等 給 付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援(A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助等を行います。
計画相談支援 (サービス等利用計画の作成)		障害のある人が障害福祉サービスを適切に利用できるよう、サービス等利用計画を作成し、サービス開始後、一定期間ごとにサービス利用状況の検証を行い、計画の見直しを行う等の支援を行います。
地域相談支援 (地域移行支援・地域定着支援)		地域移行支援は、障害者入所施設や精神科病院に入所又は入院している障害のある人を対象に住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援を行います。地域定着支援は、居宅において単身で生活している障害のある人を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。



体 系		内 容
地 域 生 活 支 援 事 業	理解促進研修・啓発事業	地域住民に対して、障害のある人への理解を深めるための研修や啓発（イベントや教室の開催、パンフレットの配布等）を行います。
	自発的活動支援事業	障害のある人やその家族、地域住民が自発的に行う活動を支援します。
	相談支援事業	障害のある人や保護者などからの相談に応じ、必要な情報提供、助言・指導等を行います。
	成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする知的障害のある人や精神障害のある人で、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である人について、後見人等の報酬等の経費の一部について補助を行います。
	成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。
	意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障がある人との意思疎通を仲介するために、手話通訳者等の派遣を行います。
	日常生活用具給付等事業	重度の障害がある人などに対して、自立生活支援用具等日常生活用具の給付・貸与を行います。
	手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害のある人等との交流活動の促進等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成・研修を行います。
	移動支援事業	屋外での移動が困難な障害がある人について、外出のための支援を行います。
	地域活動支援センター機能強化事業	障害のある人を通所させ、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流等を図る機能を充実、強化する事業を行い、障害のある人の地域生活を支援します。
障 害 児 通 所 支 援	児童発達支援	未就学児を対象に日常生活における基本的動作の指導、必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行います。
	医療型児童発達支援	上記サービスに併せて上肢、下肢または体幹機能に障害のある児童の治療を行います。
	放課後等デイサービス	就学児を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練や居場所の提供を行います。
	保育所等訪問支援	障害のある子どもが通う保育所や幼稚園に出向き、本人や訪問先施設のスタッフに対して集団生活の適応を支援します。
障害児相談支援 （障害児支援利用計画の作成）		障害のある子どもが障害児通所支援を適切に利用できるよう、障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにサービス利用状況の検証を行い、計画の見直しを行う等の支援を行います。



2 平成29年度における目標値

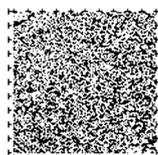
この計画における数値目標は、国の基本指針を踏まえて、地域の実情に応じて設定することになっており、蕨市では、埼玉県の考えも踏まえながら、平成29年度を目標年度として、次のように数値目標を設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める視点から、従来の体系で福祉施設に入所している人のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する人の数を見込み、平成29年度末までに地域生活に移行する人数の目標を設定します。

■【参考】 国及び埼玉県の考え方 ■

国の考え方	埼玉県の考え方
<p>平成25年度末時点での施設入所者の12%以上が地域生活へ移行するとともに、これに合わせて平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点の施設入所者から4%以上削減することを基本とする。</p> <p>当該目標値の設定に当たり、平成26年度末において、障害福祉計画で定めた平成26年度までの目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を目標値に加えた割合以上を目標値とする。</p>	<p>地域移行者数は国と同様12%以上とするが、障害者施設入所者の削減数の数値目標は設定しない。</p> <p>《設定しない理由》</p> <p>本県の入所待機者は年々増加しており、特に強度行動障害や重度の重複障害などによる地域生活が困難な者が多数入所待ちをしている状況である。</p> <p>【障害者支援課施設支援担当】</p>

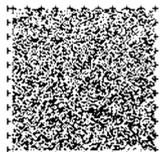


【目標値】

項目	数値	市の考え方
平成26年3月31日時点の入所者数(A)	47人	
【目標値】 29年度末までの施設入所者数の削減目標数	—	平成29年度末の施設入所者数と、平成25年度末の施設入所者数(A)の差引の目標値。埼玉県の方と同様に削減数の目標値は設定しない。(国の目標は4%以上)
【実績値】 地域移行者数	2人	施設入所からグループホーム、ケアホーム等へ移行した人の数。(平成24年4月から平成26年10月までの実績)
【目標値】 29年度末までの地域移行者数の目標数	3人	平成25年度末の施設入所者数(A)のうち、グループホーム、福祉ホーム、一般住居へ移行する人数。 国の指針を踏まえつつ、平成24年度から26年度までの地域移行者数の実績と現に施設入所している人の実情を勘案し目標を6%とする。(国の目標は12%以上)

【目標の達成に向けて】

- 施設入所者の地域移行を進めるため、グループホームなどの生活基盤整備について、当事者団体や関係者と協力し、市内における必要な量の確保に努めます。
- 地域生活への移行に際しては、居住の場だけでなく、ホームヘルプサービスやショートステイ、日中活動の場、身近な相談先などが必要となります。このため、地域での生活を支える各種サービスをあわせて充実していきます。
- また、地域でのグループホーム等の設置・運営をはじめ、地域移行においては近隣住民の理解が重要となるため、さまざまな機会を捉えてノーマライゼーションの理念の啓発に取り組みます。
- 施設入所者のうち、重度障害のある人については、本人の状況や家族の意向を踏まえ、適切に対応していきます。



(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

入院中の精神障害のある人の退院に関する目標値として、入院後3か月以内の退院率及び入院後1年時点の退院率並びに長期在院者数に関する目標値を設定します。

■【参考】 国及び埼玉県の考え方 ■

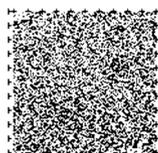
国の考え方	埼玉県の考え方
<p>入院後3か月時点の退院率については平成29年度における目標を64%以上とし、入院後1年時点の退院率については平成29年度における目標を91%以上とすることを基本とする。</p> <p>また、長期在院者数については平成29年6月末時点の長期在院者数を平成24年6月末時点の長期在院者数から18%以上削減することを基本とする。</p> <p>これと併せ、医療計画における基準病床数の見直しを進める。</p>	<p>1年未満入院者の平均退院率を平成29年度に76%とすることを目標とする。(埼玉県地域保健医療計画(平成25年度から平成29年度)における精神科病院入院患者の退院にかかる目標と同じ目標値とする。)</p> <p>「入院後3か月時点の退院率」「在院期間1年以上の長期在院者数」については設定しない。</p> <p>【障害者福祉推進課自立支援医療担当】</p>

【目標値】

項目	数値	市の考え方
【目標値】 入院後3か月の退院率	—	平成26年5月15日付障企発第0515第1号の国基本指針の一部改正通知により、当該目標値は都道府県が設定する項目となっており、市において、入院者数や退院者数を把握することが困難であることから、目標値の設定は行わない。
【目標値】 入院後1年時点の退院率	—	
【目標値】 在院期間1年以上の長期在院者数	—	

【目標の達成に向けて】

○精神福祉の分野では地域の受け入れ体制がいまだ不十分であり、住まいの確保や日中活動の場となる通所施設について、関連機関や団体、近隣市と連携を取りながら、既存の事業や施設の活用方法などを検討し、受け入れ体制を整備していきます。



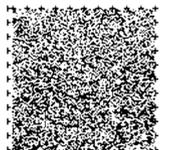
- 精神障害のある人が地域で自立した生活が送れるよう、退院に向けた相談から住まいの確保までの支援を行います。また、安定した地域生活が継続できるよう、相談体制を充実させ、常時の連絡体制や緊急対応等の整備をすすめます。
- 地域における精神保健福祉の推進には、住民一人ひとりの正しい理解が不可欠です。精神障害に対する住民の理解を深めるため、さまざまな機会を捉えて啓発に取り組みます。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成29年度中に一般就労に移行する人の目標値を設定します。

■【参考】 国及び埼玉県の考え方 ■

国の考え方	埼玉県の考え方
<p>平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上とすることを基本とする。</p> <p>また、当該目標値を達成するため、就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定することとし、就労移行支援事業の利用者数については、平成25年度末における利用者数の6割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指すものとする。</p>	<p>平成24年度の一般就労への移行実績を3割以上増やすことを基本とする。</p> <p style="text-align: center;">【障害者支援課就労支援担当】</p> <p>「また、・・・」以下については国基本指針のとおり。</p> <p style="text-align: center;">【障害者支援課施設支援担当】</p>

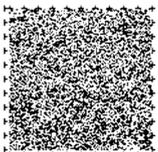


【目標値】

項目	数値	市の考え方
【実績】 平成24年度一般就労移行者数	2人	平成24年度において、福祉施設を退所し、一般就労した人の数。
【目標値】 目標年度の年間一般就労者数	3人	平成29年度において、福祉施設を退所し、一般就労する人の数。 埼玉県の間え方と同様に平成24年度実績の3割以上増。(国の目標は2倍以上)
【実績】 平成25年度末の就労移行支援事業の利用者数	14人	平成25年度末の就労移行支援事業の利用者数。
【目標値】 平成29年度末の就労移行支援事業の利用者数	23人	平成29年度末の就労移行支援事業利用者数の目標値。 国、埼玉県の間え方と同様。
【目標値】 平成29年度末の就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所の率	50%	平成29年度末の就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所の率の目標値。 国、埼玉県の間え方と同様。

【目標の達成に向けて】

- 十分な数の就労支援事業者が確保できるよう市内事業所はもとより、近隣市とも連携を取りながら広く情報収集・提供を行い、多様な事業者の参入を促していきます。
- 公的分野に関しては、短時間雇用や臨時職員としての採用など、就労意向を持つ人の意向と適性に応じた多様な就労形態を検討するとともに、新規の仕事内容や委託事業の開拓を行い、就労先の拡大を図ります。
- 「蕨市地域自立支援協議会」での検討を基に、就労先の開拓はもちろんのこと、雇う側と雇われる側の意向調整や事業所での実習訓練、就労後の定着支援、さらには再チャレンジ支援など、一般就労に関わる支援をさまざまな観点から見直し、就労支援策の充実に努めます。
- また、一般就労への移行を進めるためには、本人や受け入れ側の努力とともに、それに関わるすべての人の見守りや支えが大切であり、地域住民全員の協力が得られるよう、啓発と理解促進に努めます。



3 障害福祉サービスの見込み

この計画では、「指定障害福祉サービス」（「介護給付」と「訓練等給付」を合わせたもの）、「計画相談支援・地域相談支援」、「地域生活支援事業」及び「障害児支援」の各事業について見込量を定めます。

障害者数の見込み

市の障害者数（手帳所持者数）は、緩やかに増加してきました。今回の計画期間中もこの傾向は同様に続くと思われ、平成29年度には合計2,907人に達するものと思われれます。

■ 障害者数の推移

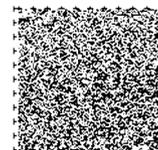
	実績値		推計値			
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体障害者	1,892	1,920	1,948	1,976	2,004	2,032
知的障害者	344	348	352	356	360	364
精神障害者	321	359	397	435	473	511
合計	2,557	2,627	2,697	2,767	2,837	2,907

※各年度3月末の障害者手帳所持者数

(1) 訪問系サービス

サービス名	実績値			見込量		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等 包括支援	1,240時間 80人	1,512時間 99人	1,575時間 92人	1,706時間 100人	1,849時間 108人	2,003時間 117人

※数値は訪問系サービス全体。一月あたりの利用時間及び利用人数



【見込量確保に向けての方策】

- ・ 相談支援の充実によるサービス利用者の増加のほか、施設や精神科病院からの地域移行の促進による在宅サービスの増加に対応できるように、事業者に対し情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。
- ・ 特に、重度障害のある人や精神障害がある人に対する「重度訪問介護」や「行動援護」、「重度障害者等包括支援」のサービス提供事業者が不足しているため、今後事業者にも参入促進を依頼していきます。
- ・ サービス提供事業者情報の周知については、相談支援事業者と連携を図り、より具体的な情報を提供できるようにします。

(2) 日中活動系サービス

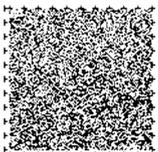
① 日中活動系サービス【介護給付】

サービス名	実績値			見込量		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
生活介護	91人 1,969人日	108人 2,253人日	131人 2,685人日	54人 1,188人日	56人 1,232人日	58人 1,276人日
療養介護	9人	10人	10人	10人	10人	10人
短期入所 (ショートステイ)	12人 107人日	15人 105人日	31人 130人日	30人 150人日	33人 165人日	36人 180人日

※数値は一月あたり、「人」は利用者実人数、「人日」は利用者延人数
※生活介護は施設入所者の利用者を除く（平成24年度から26年度は施設入所者を含む実績）

【見込量確保に向けての方策】

- ・ 生活介護事業の提供体制の確保については、市の重要な課題として認識し、具体的な対応を検討していきます。
- ・ 短期入所事業については、近隣の事業者との連携を強化して供給体制を確保します。また、補完的事业である夜間保護事業の充実に努めます。



② 自立訓練【訓練等給付】

サービス名	実績値			見込量		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
自立訓練 (機能訓練)	2人 27人日	0人 0人日	0人 0人日	2人 44人日	2人 44人日	2人 44人日
自立訓練 (生活訓練)	4人 67人日	1人 21人日	0人 0人日	2人 44人日	2人 44人日	2人 44人日

※数値は一月あたり、「人」は利用者実人数、「人日」は利用者延人数

【見込量確保に向けての方策】

- ・専門的なサービスを利用できる施設は限られているため、障害保健福祉圏域での活動の場の確保を図ります。

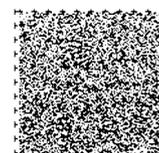
③ 就労支援【訓練等給付】

サービス名	実績値			見込量		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
就労移行支援	10人 185人日	12人 245人日	14人 208人日	19人 418人日	21人 462人日	23人 506人日
就労継続支援 (A型)	5人 120人日	6人 144人日	8人 181人日	7人 154人日	7人 154人日	7人 154人日
就労継続支援 (B型)	48人 926人日	56人 1,047人日	48人 962人日	54人 1,188人日	54人 1,188人日	54人 1,188人日

※数値は一月あたり、「人」は利用者実人数、「人日」は利用者延人数

【見込量確保に向けての方策】

- ・サービスの提供に向けて、事業所の移行等の情報収集に努めるとともに、広く情報提供を行い、多様な事業者の参入を促します。
- ・「蕨市地域自立支援協議会」において、「就労支援部会」を立ち上げ、障害者就労支援センターやハローワークなどの関連機関や近隣市と連携を取りながら、市内の就労支援策の充実に努めます。
- ・障害者優先調達法に基づき障害者就労施設などからの物品等の調達を推進し、各事業所を支援します。



(3) 居住系サービス

① 居住支援(共同生活介護【介護給付】・共同生活援助【訓練等給付】)

サービス名	実績値			見込量		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
共同生活介護 (ケアホーム)	13人分	15人分	0人分	43人分	45人分	47人分
共同生活援助 (グループホーム)	23人分	22人分	37人分			

※数値は一月あたり、「人分」は利用者に相当

※平成26年4月から、「ケアホーム」が「グループホーム」に一元化されることになりました。

【見込量確保に向けての方策】

- ・当事者団体や関係者と協力し、市内のグループホームの設置・運営を支援します。
- ・サービス提供が必要になった際に十分な量が確保できるよう、利用意向に注意しつつ、障害保健福祉圏域でのサービス提供事業者の活用を図ります。

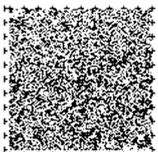
② 施設入所支援【介護給付】

サービス名	実績値			見込量		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
施設入所支援	49人分	48人分	49人分	50人分	51人分	52人分
合計	49人分	48人分	49人分	50人分	51人分	52人分

※数値は一月あたり、「人分」は利用者に相当

【見込量確保に向けての方策】

- ・施設入所支援を真に必要とする障害のある人の状況を勘案し、障害保健福祉圏域での調整を行うとともに、同圏域での情報提供や相談など提供事業者の確保に取り組みます。



(4) 計画相談支援・地域相談支援

サービス名	実績値		見込量			
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
計画相談支援	54人分	197人分	320人分	350人分	380人分	410人分
地域移行支援	0人分	0人分	0人分	2人分	2人分	2人分
地域定着支援	0人分	0人分	0人分	2人分	2人分	2人分

※数値は、年間の数値。「人分」は利用者数に相当

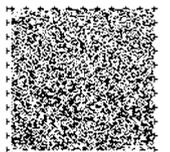
※計画相談支援は、障害児相談支援分を含む

※平成 26 年度は見込

《 計画相談支援・地域相談支援体制の充実・強化に向けて 》

国の第4期障害福祉計画に係る指針で示されている「計画相談支援」「地域相談支援」の方向性に基づいて、支援体制の強化を図ります。

- ① サービス等利用計画の作成については、まずは支給決定に先立ち必ず作成されるような体制の維持が重要であることから、平成27年度以降の利用者数の増加等に応じてさらなる体制を確保します。
- ② 利用計画においては、利用者の状態像や希望を勘案し、連続的かつ一貫性を持った障害福祉サービス等が提供されるよう総合的な調整を行うとともに、利用者の生活状況を定期的に確認の上、必要に応じた見直しを行います。
- ③ 相談支援事業所を充実させるため、人材の育成支援や専門的な指導助言を行うほか、社会的基盤の整備の実情を的確に把握し、必要な施策を確保していきます。また、これらの取り組みを効果的に進めるため、基幹相談支援センターや蕨市地域自立支援協議会を有効に活用します。
- ④ 障害者支援施設の入所者へのサービス等利用計画の作成やその後のサービス等利用計画の実施状況の把握（利用者についての継続的な評価を含む。）を行うことを通じて、地域移行のための支援に係るニーズが顕在化すること等を勘案し、計画的な地域移行支援の提供体制の確保を図ります。

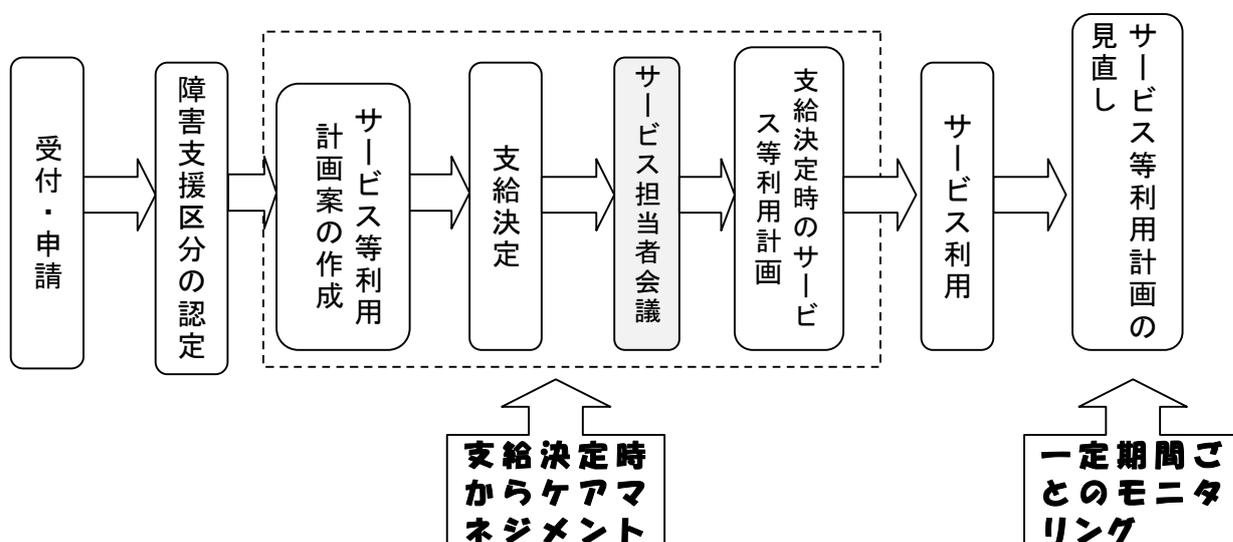


- ⑤障害者支援施設等や精神科病院から地域生活へ移行した後の地域生活の定着はもとより、現に地域生活を送っている障害のある人がそのまま住み慣れた地域で生活できるようにするため、地域定着支援の提供体制の充実を図ります。
- ⑥蕨市地域自立支援協議会では、関係者の有機的な連携の下で地域の課題の改善に取り組んでいくとともに、部会の開催を通じた活性化や専門機関との連携の確保を進めます。

【見込量確保に向けての方策】

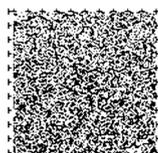
- ・計画相談支援については、市内の介護保険事業所に対しても特定相談支援事業所の指定を促すなど、サービス提供事業者の拡充を図っていきます。
- ・地域移行支援、地域定着支援に関しては、制度の周知や在宅の受け皿となる提供事業者の確保に取り組んでいきます。

【計画相談支援のイメージ図】



※計画相談支援の対象者は、障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障害のある人と障害福祉サービス及び障害児通所支援を利用するすべての障害のある子ども

※サービス等利用計画は、指定を受けた特定相談支援事業者が作成する。



4 地域生活支援事業の見込み

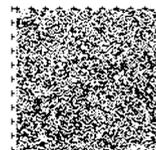
(1) 相談支援

サービス名	実績値			見込量		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
障害者相談支援 事業	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
基幹型相談支援 センター	未実施	実施	実施	実施	実施	実施
住宅入居等 支援事業	未実施	実施	実施	実施	実施	実施

※障害者相談支援事業の数値は実施箇所数。その他は実施の有無を記載

【実施に向けた考え方】

- 市内に委託している相談支援事業所に相談支援専門員を増員するよう要請していきます。
- 一般的な相談支援事業に加え、専門的職員（社会福祉士、精神保健福祉士等）を配置することにより、市内の相談支援事業者の体制強化を図ります。
- 蕨市地域自立支援協議会や各専門部会での協議を基に、より困難なケースや権利擁護への対応ができるよう、関連機関との連携強化に努めます。



(2) 成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援制度

サービス名	実績値		見込量			
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
成年後見制度 利用支援事業	0人分	1人分	1人分	1人分	1人分	1人分
成年後見制度 法人後見支援 事業	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	実施

※数値は、年間の数値。「人分」は利用者数に相当

※平成 26 年度は見込

【実施に向けた考え方】

- ・基幹相談支援センターや相談支援事業所との連携を密にして、制度の利用が必要な人の把握や支援を行います。

(3) 日常生活の支援

① 意思疎通支援事業

	実績値		見込量			
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
手話通訳者 派遣事業	328人 310件	309人 276件	333人 300件	354人 321件	375人 342件	396人 363件
要約筆記奉仕員 派遣事業	6人 2件	7人 3件	8人 4件	9人 5件	10人 6件	11人 7件
手話奉仕員養成 研修事業	210人 45件	162人 45件	200人 45件	210人 45件	220人 45件	230人 45件

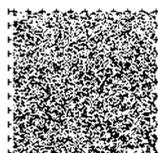
※手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業の上段は派遣延人数、下段は派遣延件数。

手話奉仕員養成研修事業の上段は参加延人数、下段は講習会開催件数

※平成 26 年度は見込

【実施に向けた考え方】

- ・従来から手話通訳派遣事業及び手話通訳養成事業、要約筆記奉仕員派遣事業を行っており、引き続き十分な対応ができるよう実施していきます。



② 日常生活用具給付等

サービス名	実績値		見込量			
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
日常生活用具給付等事業	540件	1,357件	1,408件	1,426件	1,438件	1,450件
①介護・訓練支援用具	2件	2件	2件	2件	2件	2件
②自立生活支援用具	6件	4件	8件	8件	8件	8件
③在宅療養等支援用具	6件	3件	4件	4件	4件	4件
④意思・情報疎通支援用具	10件	7件	10件	10件	10件	10件
⑤排せつ管理支援用具	516件	1,337件	1,382件	1,400件	1,412件	1,424件
⑥居宅生活動作補助用具	0件	4件	2件	2件	2件	2件

※数値は年間計

※平成 26 年度は見込

【実施に向けた考え方】

- ・引き続き障害のある人のニーズにあった種目の適正な給付・貸与を行っていきます。

③ 移動支援事業

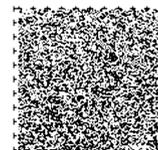
サービス名	実績値		見込量			
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
移動支援事業	24か所 616人分 12,373.5時間	32か所 643人分 14,641時間	33か所 650人分 14,800時間	34か所 660人分 15,000時間	35か所 670人分 15,200時間	36か所 680人分 15,400時間

※数値は年間計

※平成 26 年度は見込

【実施に向けた考え方】

- ・介護給付費の事業では対応できない移動サービスに対して移動支援事業を行っています。引き続き必要な方に実施します。



(4) 地域活動支援センター

サービス名	実績値		見込量			
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
地域活動支援センター 利用者数	11,013人	9,262人	10,000人	10,500人	11,000人	11,500人
①基礎的事業 (か所数)	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
②機能強化事業 (か所数)	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

※利用者数は、年間延人数

※平成 26 年度は見込

【実施に向けた考え方】

- ・引き続き安定した事業経営を支援します。

(5) 理解促進研修・啓発事業

サービス名	実績値		見込量			
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
理解促進研修・ 啓発事業	1事業	1事業	1事業	1事業	2事業	3事業

※数値は事業数

※平成 26 年度は見込

【実施に向けた考え方】

- ・障害と障害のある人への理解を促進するため、研修・啓発事業を推進します。



(6) 自発的活動支援事業

サービス名	実績値		見込量			
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
自発的活動 支援事業	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	実施

※平成 26 年度は見込

【実施に向けた考え方】

- ・障害のある人の社会参加を促進するため、各種活動の機会や場の拡充を図ります。

(7) その他の事業（任意事業）

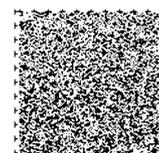
サービス名	実績値		見込量			
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
訪問入浴サービス事業	48件	79件	144件	192件	192件	192件
更生訓練費給付事業	0件	87件	90件	95件	100件	105件
日中一時支援事業	36件	61件	56件	60件	63件	65件
社会参加促進事業合計	2件	2件	2件	2件	2件	2件
自動車運転免許取得 助成事業	1件	0件	1件	1件	1件	1件
自動車改造助成事業	1件	2件	1件	1件	1件	1件

※数値は年間あたりの件数

※平成 26 年度は見込

【実施に向けた考え方】

- ・サービスを必要とする人が確実にサービスを利用できるよう、利用者やその家族に対する適切な情報提供と相談対応に努めます。
- ・日中一時支援事業については、短期入所の日中預かりの受け皿として実施しています。介護給付・夜間保護事業との調整を図りながら、提供事業者の確保とサービス提供体制の充実に努めます。
- ・社会参加促進事業として、自動車運転免許取得・改造助成事業を引き続き実施します。



5 障害児支援の取り組み

(1) 各種障害児支援の充実

障害のある子どもの健やかな成長のために、児童発達支援や放課後等デイサービスの充実を図るとともに、障害のある子どものさまざまな相談に的確に対応できる体制の整備を図ります。

サービス名	実績値			見込量		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
児童発達支援	16人 253人日	13人 221人日	12人 170人日	16人 240人日	17人 255人日	18人 270人日
医療型 児童発達支援	0人 0人日	1人 9人日	1人 9人日	1人 10人日	1人 10人日	1人 10人日
放課後等 デイサービス	19人 237人日	25人 326人日	38人 432人日	41人 460人日	44人 494人日	45人 528人日
保育所等 訪問支援	0人 0人日	0人 0人日	2人 4人日	3人 6人日	5人 10人日	7人 14人日

※数値は一月あたり、「人」は利用者実人数、「人日」は利用者延人数

【実施に向けた考え方】

- ・第4期障害福祉計画の中で、各種の障害児サービス（放課後等児童サービス等）を提供することになったことから、従来の実績を踏まえ、サービス提供体制の整備を図ります。

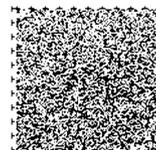


6 地域生活支援拠点等の整備

現在、障害のある人の重度化や高齢化が進む中であって、「親亡き後」に障害のある人が安心して地域の中で自立して生活できるように、障害のある人の相談、交流の場の拡充、障害の特性に応じた受け入れや対応、専門的な相談支援など、学校から卒業、就職、親からの独立等、ライフステージの進展につれて、切れ目のない支援をする体制づくりが求められています。

こうしたことから、障害のある人の地域における生活支援を推進するため、グループホーム等の居住支援機能と専門性のある人材の確保やコーディネーターの配置等により、地域移行や親元からの自立等に関する相談のほか、一人暮らしやグループホームでの体験、緊急時のショートステイを行える地域支援機能を一体化させた地域生活支援拠点等の整備をしていくことが必要です。

蕨市では地域自立支援協議会で、障害のある人のニーズや既存の福祉サービス等の整備状況を考慮した上で、居住支援機能及び地域支援機能を担う市内の既存施設・事業がそれぞれ役割を分担しながら、緊密に連携し、障害のある人の地域生活を支援する面的な体制整備をしていきます。



7 サービスの確保策（円滑な運営に向けて）

（1）専門的な人材の育成と確保

多様化・高度化する相談者のニーズに迅速に対応できるよう、社会福祉士や保健師、精神保健福祉士、手話通訳者など、障害福祉に関する専門職員の育成や確保を図るとともに、資質の向上に努めます。

（2）確実な情報提供

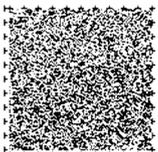
支給決定やサービス利用の方法、サービス体系の変化などについて、利用者や住民、事業者に対し、広報やホームページなどの活用とともに、さまざまな機会をとらえて確実に情報提供を行います。

（3）施設整備の方針

各種施設整備に際しては、近隣市や関係団体と連携した対応が不可欠です。広域的な対応が必要な施設に関しては、近隣市や社会福祉協議会、サービス事業者などと連携を強化し、障害保健福祉圏域における既存の事業や施設の活用も視野に入れた解決策の検討や共同事業の推進を図ります。

（4）サービスを利用しやすい環境づくり

誰もが使いやすく、満足のいくサービスとしていくために、サービス内容や提供方法などについて、利用者やその家族、事業者の意見やニーズを把握し、充実に努めます。



8 障害福祉計画の進捗管理について

(1) PDCA サイクルの導入

計画策定にあたっては、PDCAサイクルを取り入れた策定を目指すものとします。

①PDCA サイクルの必要性

計画は、障害のある人に必要な障害福祉サービス等の提供の確保に向けて推進されるものであり、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗状況を確認して工夫・改善を積み重ね、着実に取り組みを進めていくものです。

そのため、作成した計画については、進捗を把握するだけでなく、分析・評価の上、課題等がある場合には、随時、対応していくことになります。

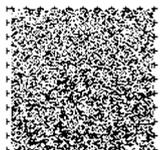
②PDCA サイクルとは

「PDCAサイクル」とは、さまざまな分野で品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画(Plan)」「実行(Do)」「評価(Check)」「見直し(Action)」を順に実施していくものです。

業務を進めていくうえで、計画を立て、それを実行し、結果を評価した後、改善して次のステップへと繋げていく過程は、業務の質を高めていくうえで重要です。

■障害者総合支援法（抜粋）

第88条の2 市町村は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項（市町村障害福祉計画同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあつては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。



(2) 計画におけるPDCAサイクル

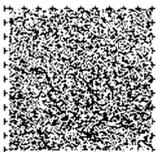
平成27年度を初年度とする第4期計画に係る障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号。以下「基本指針」という）では、計画にPDCAサイクルを導入するにあたり、第二における目標を成果目標とし、第三における計画の作成に関する事項である障害福祉サービスの見込量等を活動指針としています。

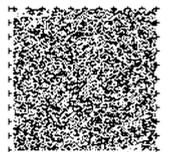
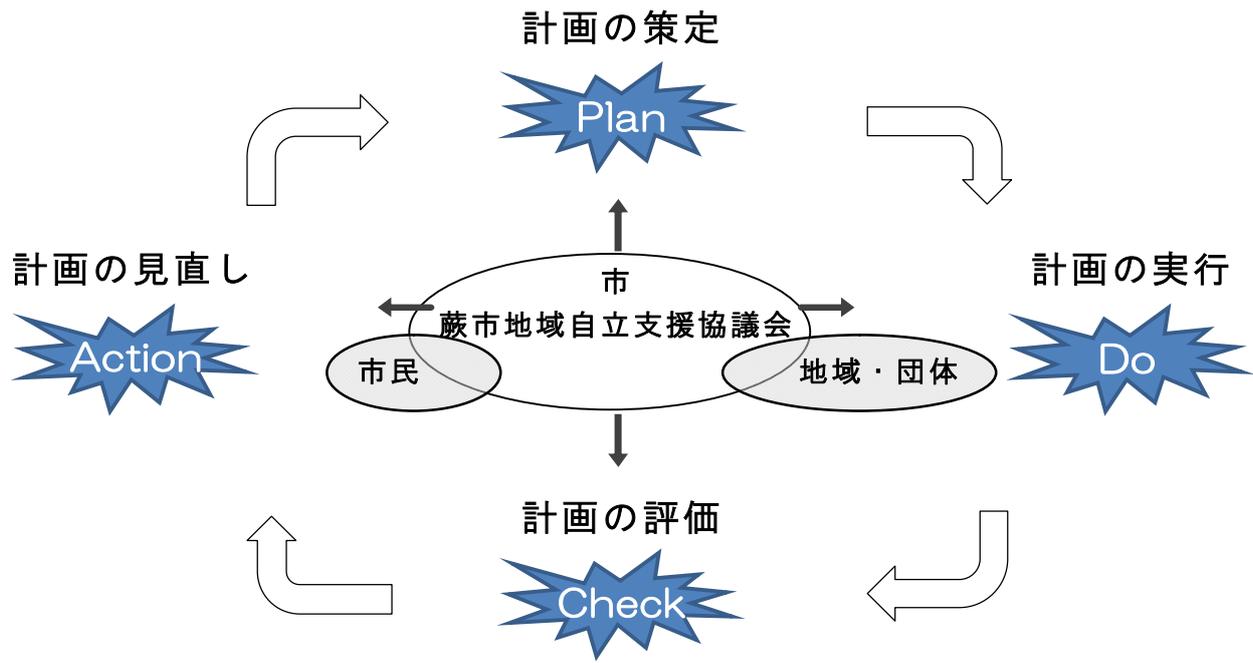
その上で、基本指針におけるPDCAサイクルのプロセスは以下のとおりとされています。

- 成果目標及び活動指針については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じること
 - また、中間評価の際には、協議会や合議制の機関等の意見を聴くとともに、その結果について公表することが望ましいこと
 - 活動指針については、より高い頻度で実績を把握し、設定した見込量の達成状況等の分析・評価を行うことが望ましいこと
- 第4期計画においては、これらのPDCAサイクルのプロセスを念頭に、計画作成の段階において、基本指針に即しつつ地域の実情に応じて成果目標及び活動指針を設定するとともに、成果目標の達成に向けて必要となる活動指標についても整理しておくことが必要となります

※成果目標 障害福祉サービス等の提供体制確保の一環として、基本指針の中で、基本理念等を踏まえて国全体で達成すべき目標として設定するもの

※活動指針 国全体で達成すべき数値目標の形では設定しないが、都道府県・市町村において、基本指針に定める基本理念や提供体制確保の基本的考え方、障害福祉サービスの提供体制確保に関する成果目標等を達成するために必要となるサービス提供量等の見込みとして設定するもの。

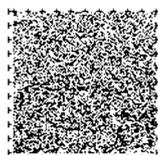




【障害保健福祉圏域】

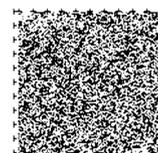
埼玉県障害福祉計画では、交通事情や今までの地域のつながりなどを考慮して、市町村より広域的な行政単位として、県内を10地域に分けた「障害保健福祉圏域」を設定し、障害福祉サービスの広域的な推進を図っています。本市は南部圏域に属しています。

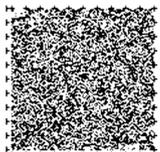
障害保健福祉圏域	福祉事務所	保健所	市町村
南部	東部中央	川口	川口市・蕨市・戸田市
さいたま	さいたま市	さいたま市	さいたま市
南西部	西部	朝霞	朝霞市・志木市・和光市・新座市・富士見市・ふじみ野市・三芳町
東部	東部中央	春日部	春日部市・越谷市・松伏町
草加		草加市・八潮市・三郷市・吉川市	
鴻巣		鴻巣市・上尾市・桶川市・北本市・伊奈町	
県央	西部	川越市	川越市
川越比企		東松山	東松山市・滑川町・嵐山町・小川町・川島町・吉見町・ときがわ町・東秩父村
		坂戸	坂戸市・鶴ヶ島市・毛呂山町・越生町・鳩山町
西部		狭山	所沢市・飯能市・狭山市・入間市・日高市
利根	東部中央	加須	行田市・加須市・羽生市
		幸手	久喜市・蓮田市・幸手市・白岡市・宮代町・杉戸町
北部	北部	熊谷	熊谷市・深谷市・寄居町
		本庄	本庄市・美里町・神川町・上里町
秩父	秩父	秩父	秩父市・横瀬町・皆野町・長瀨町・小鹿野町



第 4 部

計画の推進





1 計画の推進のために

(1) 障害者のニーズ把握・反映

各種の施策やサービスを効果的に実行するため、施策の内容や提供方法などについて、蕨市地域自立支援協議会を活用し、当事者やその家族、関係団体の意見やニーズの把握に努めます。

(2) 地域社会の理解促進

障害のある人もない人もともに暮らす地域の実現のために、地域の住民に障害についての正しい理解をさらに深めていく必要があります。

社会福祉協議会や当事者団体とも連携し、市民に対する広報・啓発を積極的かつ継続的に行うとともに、各種の交流事業の充実や地域住民の参加を得た福祉活動を促進していきます。

2 推進体制の整備

(1) 庁内の推進体制の整備

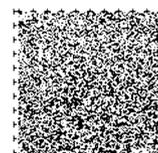
この計画を確実に実施していくために、関連各課や関係機関との連携をさらに強化し、庁内の推進体制の充実に努めます。また、すべての職員が、障害のある人に配慮しつつ各自の職務を遂行することができるよう、職員の障害福祉に関する知識と意識を高めていきます。

(2) 地域ネットワークの強化

地域における福祉の推進は、行政だけでなく広く住民に期待される役割であり、さまざまな団体や組織、そして一人ひとりの住民の参加が不可欠です。

住民や関連機関との連携をより一層強め、それぞれの役割を検討しつつ、計画の実現に向けて取り組んでいきます。

さらに、「蕨市地域自立支援協議会」を活用し、市内の障害福祉に関する支援体制の確立や、資源の開発・改善に向け、協働で取り組んでいきます。



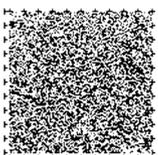
(3) 計画の点検・管理体制

障害のある人やその家族、関係団体との意見交換とともに、計画の進捗状況について調査・把握し、計画の着実な推進に努めます。

(4) 国・県との連携

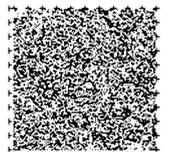
障害のある人の地域生活を支えるさまざまな施策は、国や県の制度に基づき運営されているものが少なくありません。このため、国や県の新しい動向を注視しつつ密接な連携を図りながら施策の推進に努めます。

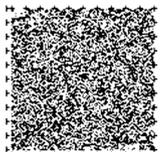
また、地方公共団体の責務として、住民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のより良い制度に向けて、国・県に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。



第 5 部

資 料





1 蕨市障害者計画等策定懇談会設置要綱

(設置)

第1条 蕨市における障害者計画（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定により定める計画をいう。）及び第4期障害福祉計画（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定により定める計画をいう。）の策定（以下「計画の策定」という。）について、広く市民等の意見を聴くため、蕨市障害者計画等策定懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

(組織)

第2条 懇談会は、委員12人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係者
- (3) 保健医療関係者
- (4) 公募による市民
- (5) その他特に市長が必要と認める者

2 懇談会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 懇談会は、会長が招集し、その議長となる。

2 懇談会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第4条 懇談会の庶務は、健康福祉部福祉総務課において処理する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

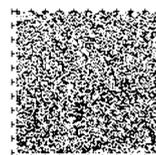
附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、計画の策定が終了した日にその効力を失う。

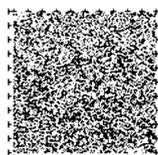


2 蕨市障害者計画等策定懇談会委員名簿

(順不同)

N0	委員名	所属分野	所属団体
1	◎ 寺久保 光良	学識経験者	元・山梨県立大学
2	○ 鹿子木 順子	福祉関係者	蕨障害児(者)を守る会
3	池田 幸治	福祉関係者	蕨市身体障害者福祉会
4	古俣 貞夫	福祉関係者	蕨市視覚障害者協会
5	成田 昇	福祉関係者	蕨市聴覚障害者協会
6	小川 君子	福祉関係者	蕨・戸田地区精神保健福祉家族会 雑草クラブ
7	島崎 利行	福祉関係者	(福) 戸田蕨福祉会 あすなろ学園
8	梅田 和正	福祉関係者	(福) 蕨市社会福祉協議会
9	田村 のぞみ	保健医療関係者	川口保健所
10	石川 とみ子	福祉関係者	蕨市民生委員・児童委員協議会連 合会
11	萠澤 ゆかり	公募委員	
12	白鳥 佳子	公募委員	

◎会長 ○副会長



3 蕨市障害者計画等策定庁内連絡会設置要綱

(設置)

第1条 蕨市における障害者計画(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定により定める計画をいう。)及び第4期障害福祉計画(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項の規定により定める計画をいう。)の策定(以下「計画の策定」という。)について、調査研究するため、蕨市障害者計画等策定庁内連絡会(以下「庁内連絡会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 庁内連絡会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に必要な調査、研究及び連絡調整に関すること。
- (2) その他計画の策定に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 庁内連絡会は、会長、副会長及び委員若干人をもって組織する。

2 会長は健康福祉部長を、副会長は健康福祉部福祉総務課長をもって充て、委員は市職員のうちから市長が任命する。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 庁内連絡会は、会長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第5条 庁内連絡会の庶務は、健康福祉部福祉総務課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、庁内連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

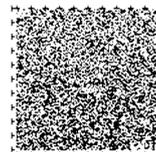
附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

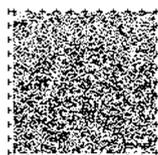
(有効期限)

2 この要綱は、計画の策定が終了した日にその効力を失う。



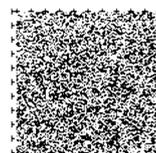
4 蕨市障害者計画等策定庁内連絡会委員名簿

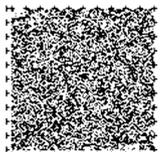
NO	委員名	職名	備考
1	川崎 文也	健康福祉部長	会長
2	渡部 幸代	福祉総務課長	副会長
3	根津 賢治	財政課長	
4	小谷野 賢一	商工生活室長	
5	丸山 友之	まちづくり推進室長	
6	舟山 好彦	教育委員会次長 (学校教育課長)	
7	石丸 岳広	保健センター所長	
8	小栗 信二	介護保険室長	
9	國井 信太郎	児童福祉課長	



5 計画策定経過

年月日	会議名等	審議内容等
平成26年5月19日(月)	第1回策定懇談会	・委嘱状交付 ・会長及び副会長の選出 ・障害者計画等の策定等について ・アンケート調査票(案)検討
平成26年5月30日(金)	第1回策定庁内連絡会	・障害者計画等の策定等について ・アンケート調査票(案)検討
平成26年6月24日(火) ～7月15日(火)	アンケート調査実施	・アンケート調査 (身体障害者・知的障害者・精神障害者・一般市民)
平成26年7月25日(金) ・8月1日(金)	団体ヒアリング	・5団体から意見聴取
平成26年8月26日(火)	第2回策定庁内連絡会	・アンケート実施結果について ・団体ヒアリング実施結果について ・障害者計画・第3期障害福祉計画の実施状況について
平成26年8月27日(水)	第2回策定懇談会	
平成26年11月21日(金)	第3回策定庁内連絡会	・障害者計画・第4期障害福祉計画(素案)について
平成26年11月25日(火)	第3回策定懇談会	
平成27年1月9日(金)～ 1月30日(金)	パブリック・コメント	・パブリック・コメント実施
平成27年2月20日(金)	第4回策定庁内連絡会	・障害者計画・第4期障害福祉計画(案)の最終確認
平成27年2月23日(月)	第4回策定懇談会	





蕨市障害者計画・第4期蕨市障害福祉計画

平成27年3月発行

【編集・発行】蕨市健康福祉部福祉総務課

埼玉県蕨市中央5丁目14番15号

☎ 048(432)3200(代表)

